

拓殖大学 経営経理研究

第 89 号

2010 年 10 月

論 文

- 登録免許税及び自動車重量税の過誤納金の
還付手続きの研究……………小 林 幹 雄（1）
- 海軍工廠における原価計算規程の進展
——横須賀海軍工廠製造品価額計算法
から海軍工作庁工事費整理規則まで——……………建 部 宏 明（51）
- 日本のエネルギー資源貿易政策(2)
——戦後の石油産業再生期から見る貿易特性——……………武 上 幸之助（87）
- ドイツ信用銀行による抵当銀行の吸収
——ユニバーサルバンク・コンツェルン形成序説——……………山 村 延 郎（117）
- 生協の無店舗事業における需給調整システム
——パルシステムの青果物流通の事例——……………池 田 真 志（145）

資 料

- 拓殖大学揺籃期簿記学講師の履歴書……………三代川 正 秀（165）

講 演 会

- 拓殖大学経営経理研究所創立 50 周年記念式典
桑原雅夫東京大学先端技術研究所先進モビリティ
研究センター長の 50 周年記念講演会要旨
「共同研究の長所と難しさ」……………芦 田 誠（193）

- 2009 年度 月例研究会報告……………（199）

- 拓殖大学経営経理研究・執筆要領……………（205）
-

前 号 目 次

経営経理研究所創立 50 周年を祝して……………	藤 渡 辰 信 (1)
経営経理研究所発足 50 周年にお祝いを申し上げる……………	渡 辺 利 夫 (3)
教員としての恪遵 ……………	小 林 末 男 (5)
コンピュータと経理研究所 ……………	高 橋 敏 夫 (10)
経理研究所での思い出 ……………	工 藤 秀 幸 (20)
創設 50 周年を記念して……………	嶋 和 重 (23)
経営経理研究所創立 50 周年を祝す ……………	小 原 博 (29)
経営経理研究所創立 50 周年を迎えて ……………	芦 田 誠 (32)

論 文

国際商取引の背景としての異文化理解

— イスラムのケースを中心として —……………絹 卷 康 史 (35)

資 料

会計学の系譜

— 拓殖大学経営経理研究所創設 50 周年記念によせて —

……………三代川 正 秀 (57)

50 周年記念講演会

アメリカ・ミシシッピ州立大学 J. P. Shim 教授の講演会

— 日本とアメリカにおける情報技術と教育 —……………西 尾 篤 人 (95)

第 68 回日本交通学会研究報告会 (全国大会)

統一論題シンポジウム ……………芦 田 誠 (99)

サッポロビール蜂須賀正章氏の講演会

— カーボンフットプリントの先駆的取り組み — ……芦 田 誠 (103)

経営経理研究 総目録・巻号別索引……………(107)

執筆者別索引……………(148)

拓殖大学経営経理研究 投稿規則・執筆要領……………(177)

拓殖大学
経営経理研究

第 89 号

拓殖大学経営経理研究所

〈論 文〉

登録免許税及び自動車重量税の 過誤納金の還付手続きの研究

小 林 幹 雄

要 約

登録免許税法 31 条 2 項に規定する登記機関から税務署長への過誤納金がある旨の通知を求める請求に対する拒否通知に行政処分性を認めるか否かについては、平成 17 年 4 月 14 日最高裁判決により決着を見たところであるが、一方でこの判決は新たな問題を内包しており、判決により問題が抜本的に解決されたものとはなっていない。

本稿は、民法の不当利得の法理がよく馴染む過誤納金の還付請求権であっても手続法上の制約を受けるものであり、登録免許税と自動車重量税の過誤納金の還付請求権の行使にも手続法との調和が求められものとの前提に立って、現行法体系において矛盾のない解釈論を提示するとともに上記最高裁判決を前提とした場合のあるべき制度の提言を行うものである。

キーワード：自動確定、過誤納金、還付、還付加算金、不当利得、処分性、
排除性、質問検査権

1. はじめに

いわゆる自動確定の国税は国税債権の確定手続きを要しないで納税義務の成立と同時に国税債権が確定するものであって、現在、国税については、源泉徴収に係る所得税、所得税の予定納税、印紙納付等に係る印紙税、登録免許税、自動車重量税、延滞税及び利子税がある。これらの国税について

ては、原則として還付金が生じることはない¹⁾が、過誤納金が生じる場合があり、この生じた過誤納金については公法上の不当利得として過誤納金の返還（還付）がなされることになる。この場合において、民法 703 条以下に定める不当利得返還の法理が国税に関する法律に定める還付手続きにどのように働き又は働かないのかの問題がある。本研究はそのうち、登録免許税及び自動車重量税に係る過誤納金の還付手続きを対象とするものである。自動確定の国税については納税申告書の提出や更正処分等の確定行為がないことから、法律上の原因を欠く納付金額がある場合には、これを過誤納金として、確定行為の効力により生ずる制限²⁾を受けることなく、不当利得返還の法理により還付請求権の消滅時効が完成するまでは過誤納金の返還請求訴訟が可能であるとするが通説及び判例である。しかしながら、自動確定の国税である登録免許税及び自動車重量税については他の自動確定の国税とは同列に論じることのできない手続上の相違があり、このような一般的な法理を無条件に持ち込んだ場合には、国税に関する法律全体の中で矛盾が生じることになるのではないかというのが本研究の基本的な問題意識となっている。そして、このような問題意識にそって矛盾があるとするればどのような対応が必要とされるのかといったことが本研究の主要なテーマということになる。

2. 国税の還付金及び過誤納金の還付に関する 制度のアウトライン

(1) 総 論

租税法律関係においては、国又は地方公共団体が租税債権の債権者となるだけでなく、納税者サイドが国又は地方公共団体に対して債権者となる場合がある。これを国税についてみると、還付金又は過誤納金がある場合である。税務署長等³⁾は、還付金又は過誤納金（これらを総称して「還

付金等」という。以下同じ) があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない(国税通則法 56 条 1 項) とされており⁴⁾、税務署長等は還付金等があるときは、遅滞なく、これを還付する義務がある。このことは、納税者サイドにおいては還付請求権があるということになるが、その還付請求権の行使については国税に関する法律により一定の手続上の規制を受ける場合がある。そして、この手続上の規制に排他性があるか否かが本研究の主要なテーマということになる。まず、還付金と過誤納金とではその発生と還付手続きが別れているので、これを区分して制度の内容を概観することとする。

(2) 還 付 金

還付金とは、国税に関する法律の規定による国税の還付金とされ(国税通則法 2 条 6 号)、所得税法や法人税法等の各税法により「還付金」とされるものがこれである。各税法において還付金とされるものは、政策的なものを除けば、各税の実体法上・手続法上の構造から、税負担の公平を図るために発生するものであり⁵⁾、例外はあるものの、債権債務関係としてはマイナスの税額というべきものであって、例えば、申告納税方式が採用される国税の確定手続きにおいて、還付金の額の確定には納税申告書の提出や更正・決定といった確定行為が求められることは納付すべき国税の場合と同様である。

(3) 過誤納金

国税通則法は過誤納金については、特に定義を置いていない。したがって、過誤納金は、還付金以外の法律上の原因を欠く国税の納付金額を意味するものと解される。その意味で租税債権債務関係において生ずる不当利得であるといえよう。同法は過納金となるものを、同法 58 条 1 項 1 号・2 号及び同条 4 項に掲げているが、これらから帰納される過納金とは、一般

的には納付の時ににおいて法律上の原因があったものが後に法律上の根拠を失い過納となったものをいうものと解される。過誤納金は、この過納金を包摂する概念であって、過納金以外のものとして、納付の当初から法律上の原因を欠くもの、すなわちいわゆる誤納金といわれるものを含む概念である。還付金は各税法においてその発生が制度の仕組上当然に予定され、還付金債権の確定手続き及び還付手続きについて各別の規定が置かれているのに対し、過誤納金は通則法においては還付手続きに関する規定はなく、還付加算金に関する規定（通則法 58 条）があるのみである。ただし、特定のものについては各税法において個別に還付手続きに関する規定が置かれているものがある⁶⁾。

(4) 国税の予納額

納税者は、①納付すべき税額の確定した国税で、その納期が到来していないもの、又は②最近において納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税につき、国税として納付する旨を税務署長に申し出て納付した金額については、還付を請求することができない（国税通則法 59 条 1 項）とされている。そして、この場合において、この納付に係る国税の全部又は一部につき国税に関する法律の改正その他の理由によりその納付の必要がないこととなったときは、その時に国税に係る過誤納があったものとみなされる（同条 2 項）。すなわち、国税の予納額は、納付の段階では過誤納金とはならず、納付の必要がなくなった時に過誤納金とみなされ、還付の対象とされるのである。このことは還付加算金の計算において具体的な意味を有することとなる。いずれにしても国税の予納額は還付金でもなく、また過誤納金でもないところの国税の法律関係において生ずる特殊な債権である⁷⁾。

(5) 還付加算金

還付加算金は還付金等に付する一種の利息である。還付金等は民法の不当利得に相当するものとして納税者に返還されるべきものであるが、民法上の不当利得返還における悪意のある受益者が利息を付して返還する（同法 704 条）のとは異なり、還付し又は充当をする場合には、一定の計算期間を法令で定めて一律に還付金等の金額に還付加算金を加算して還付することとされている（国税通則法 58 条 1 項⁸⁾）。もっとも、この一定の計算期間に係る還付加算金の計算の始期については悪意の受益者が返還する場合の利息に関する民法の不当利得返還の法理を勘案して⁹⁾ 還付金等の発生態様に応じて次の(イ)～(ハ)のとおりとなっている（国税通則法 58 条 1 項・4 項・5 項）。これを発生原因別に分類すると、還付金等の発生原因が制度そのものにあるもの又は課税庁側にある場合には納付の日の翌日、還付金等の発生原因が納税者側にある場合には、課税庁側が還付金等のあることを知った日の翌日に事務手続きに必要とされる日数（原則として 1 月）を加算した日の翌日を還付加算金の起算日とするものであるということがいえよう。

還付金に付される還付加算金については各税法において格別の定め¹⁰⁾が置かれているところである。還付加算金の計算の終期は、還付のための支払決定の日¹¹⁾ 又はその充当の日（その日前に充当するのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）となる。

(イ) その国税の納付があった日の翌日とされるもの¹²⁾

① 還 付 金

② 更正若しくは決定（国税通則法 25 条）又は賦課決定により納付すべき税額が確定した国税（その国税に係る延滞税及び利子税を含む）に係る過納金（下記(ホ)に該当するものを除く）（同法 58 条 1 項 1 号イ）

③ 納税義務の成立¹³⁾ と同時に特別の手續を要しないで納付すべき

- 税額が確定する国税で納税の告知¹⁴⁾があったもの（その国税に係る延滞税を含む）に係る過納金（国税通則法 58 条 1 項 1 号ロ）
- ④ 予定納税に係る所得税（その所得税に係る延滞税及び滞納処分費を含む）に係る過納金（国税通則法施行令 24 条 1 項 1 号）
- ⑤ 自動車重量税法 12 条 1 項（税額の認定）の規定による通知に基づいて納付した自動車重量税に係る過納金（国税通則法施行令 24 条 1 項 2 号）
- ⑥ 登録免許税法 26 条 1 項（課税標準及び税額の認定）の規定による通知に基づいて納付した登録免許税に係る過納金（国税通則法施行令 24 条 1 項 3 号）
- ⑦ 第二次納税義務者が納付した国税の額¹⁵⁾につき生じた過納金
- (ロ) 税務署長が過誤納金のあることを確認できる日又は知ることのできる日として次に掲げる日の翌日から起算して 1 月¹⁶⁾を経過する日の翌日¹⁷⁾
- ① 納税申告書の提出により納付すべき税額が確定した国税（その国税に係る延滞税及び利子税を含む）に係る過納金についてはその更正があった日（国税通則法施行令 24 条 2 項 1 号）
- ② 源泉徴収による国税（その国税に係る延滞税を含む）に係る過誤納金（上記(イ)の③に該当する場合及び下記(ニ)の場合を除く）については税務署長がその過誤納の事実の確認をした日（国税通則法施行令 24 条 2 項 2 号）¹⁸⁾。
- ③ 自動車重量税法 16 条 1 項（過誤納の確認等）の規定による請求をすることができる自動車重量税に係る過誤納金については同条 3 項の規定による証明書又は書面の提出があった日（国税通則法施行令 24 条 2 項 3 号）¹⁹⁾
- ④ 登録免許税法 31 条 2 項（過誤納金の還付等）の規定による請求をすることができる登録免許税に係る過誤納金については当該請求

があった日又は当該請求がないときは登記機関からの過誤納に係る通知（同法 31 条 1 項の通知）があった日（国税通則法施行令 24 条 2 項 4 号）²⁰⁾

- (イ) 過誤納があった日とみなされる日の翌日から起算して 1 月を経過する日の翌日

国税通則法 59 条 2 項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納があったものとみなされる場合のその過誤納があった日（同法施行令 24 条 2 項 5 号括弧書）

- (ニ) 適法に納付された国税がその適法な納付に影響なく過納となった場合のその過納となった日の翌日（国税通則法 58 条 4 項）

適法に納付された国税がその適法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基づき過納となったときの過納金

- (ホ) 更正の請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過する日と当該更正請求に基づく更正があった日の翌日から起算して 1 月を経過する日とのいずれか早い日²¹⁾の翌日（国税通則法 58 条 1 項 2 号）

更正の請求に基づく更正により納付すべき税額が減少した国税（その国税に係る延滞税及び利子税を含む）に係る過納金

- (ヘ) 後発的事由を原因として職権減額更正により過納となった場合のその更正があった日の翌日から起算して 1 月を経過する日の翌日（国税通則法 58 条 5 項）

申告納税方式による国税の納付があった場合において、下記に掲げる理由に基づきその国税について更正（更正の請求に基づく更正を除く。上記(ホ)参照）が行われたときのその更正により過納となった金額に相当する国税。なお、下記③及び④の理由によるものは、当該国税の法定申告期限後に生じた理由に限られる。

- ① その課税標準の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた無

効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基
因して失われたこと

② その課税標準の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた取
消し得べき行為が取消されたこと

③ 国税通則法 23 条 2 項 1 号及び 3 号（同法施行令 6 条 1 項 5 号に
掲げる理由を除く）に掲げる理由²²⁾

④ 国税通則法以外の国税に関する法律の規定により更正の請求の基
因されている理由で修正申告書の提出又は更正若しくは決定があっ
たことを理由とするもの以外のもの（国税通則法施行令 24 条 4 項）

(ト) その国税の納付があった日の翌日から起算して 1 月を経過する日の
翌日

上記(イ)～(ハ)に該当しない過誤納金（国税通則法施行令 24 条 2 項 5
号）

3. 還付金等の還付に関する学説・判例

民法の不当利得の法理は法の一般原理として、公法関係においても排除
されるものではないと解されている²³⁾。そして、伝統的な学説は、民法上
の不当利得の法理は法の一般原理であるとしつつも、公法上の不当利得に
ついては公法上の特殊性があるとして、公定力を有する行政行為に基づき
生じた不当利得については、その原因である行政行為が違法なものであると
して取消されるか、無効である場合でなければ、その返還請求をすることがで
きないとし、このような行政行為に基づかずに生じた不当利得は、特別の
定めがない限り、不当利得の返還請求ができるとするのが基本的な考え方
である²⁴⁾。租税法律関係においてもこのような基本的な考えが妥当すると思
われるが、国税に関する法律は還付金及び過誤納金の還付については格別
の規定を置いており、これらの規定との関係において不当利得の法理がど

の程度働くが問題となる。更正・決定又は賦課決定によって生じた過納金については公定力のある行政行為²⁵⁾によって租税債権が確定したものであり、法律の原因がないとはいえず、これら確定行為が無効でない限り、これを変更する処分又は取消す処分がされなければ原則として不当利得の返還請求は許されないということになる。しかし、裁判例は、過納金についてではあるが、課税庁が是正措置をとらない場合に納税者にその是正措置を請求する権利を認めた規定がないこと、また、課税庁の認定判断を待つまでもなくその存在が客観的に明白で課税庁に認定判断権を留保する合理的必要性が認められないような場合においては、納税者はその返還を請求することができるとしており、正義公平の原則から、特段の事情がある場合には確定した租税債権であっても実体法上過大であるものはその過大である部分につき不当利得の返還を認めている²⁶⁾。納税申告書の提出、更正・決定又は賦課決定といった確定行為がないいわゆる自動確定の国税につき生じた過誤納金については、裁判例は過大に納付された税額は当然に過誤納金となり、納付した者は還付請求権（公法上の不当利得返還請求）を有するものと解しており²⁷⁾、これを支持する学説も多い²⁸⁾。

4. 自動確定の国税に係る過誤納金の還付手続き

租税法律関係における還付金等の返還請求権については、公法上の不当利得として、特段の事情がある場合を除き、伝統的に公定力のある行為により確定した租税債権については実体法上の債権の成立の有無に関係なくその返還請求ができないとし、そうでない租税債権については、実体法上租税債権が存しない場合には、不当利得返還の法理が働くと理解されており、したがって、いわゆる自動確定の国税とされる国税は公定力をもって税額が確定しないことから、実体法上過大に納付された部分の金額については、国税に関する法律による還付手続きによるか否かにかかわらず、還

付請求をすることができるというのが3「還付金等の還付に関する学説・判例」に述べたようにこれまでの裁判例であり、通説的学説である。そこで、いわゆる自動確定の国税とされる国税に係る過誤納金の還付手続きが国税に関する法律によりどのように規定されているのか主要なものについてこれを概観しておく必要がある（延滞税及び利子税については基本的に本税に附従するものであるからここでは省略する）。

(1) 源泉徴収税額に係る過誤納金

源泉徴収義務者が過大に納付した源泉徴収税額に係る過誤納金の還付手続きについては、還付加算金に関する規定及び若干の例外²⁹⁾を除き、特に規定を置いていない。源泉徴収による国税（その国税に係る延滞税を含む）に係る過誤納金³⁰⁾については税務署長がその過誤納の事実の確認をした日（国税通則法施行令 24 条 2 項 2 号）が過誤納となった日とされ（国税通則法 58 条 1 項 3 号）、その日の翌日から起算して 1 月を経過する日の翌日が還付加算金の計算の起算日とされている（同条 1 項柱書）。納税の告知による納付が過大になった場合には、その過大となった金額は過納金となる（同法 58 条 1 項 1 号）が、納税の告知により納付すべきとされた金額が実体法上過大である場合には、納税の告知処分の取消し又は無効確認を求め、不服申立て及び訴訟の提起をすることができる。また、納税の告知は租税債権を確定するものではないことから、抗告訴訟と併せ又は別個に過誤納金の還付請求訴訟を提起することができる³¹⁾と解されている。納税の告知により納付した源泉徴収税額で過納となった金額はその納付の日の翌日が還付加算金の計算の起算日となる（国税通則法 58 条 1 項 1 号ロ）。税務署長は所属する当該職員の有する質問検査権（所得税法 234 条 1 項）により過誤納の事実の確認又は納税の告知の前提となる課税標準等の認定をするための法的手段が与えられている。

(2) 予定納税に係る所得税

前年分の所得税額が一定の基準額以上である個人は所得税に係る予定納税額を第1期及び第2期においてこれを納付する義務がある（所得税法104条1項）。この税額も何らの確定行為を必要とするものでなく、いわゆる自動確定の国税であるが、予定納税額は税務署長から納税義務者に対してその課税標準及び予定納税額が通知されることとされている（同法106条1項）。この通知は納税義務のある予定納税額の金額等を納付の便宜上納税義務者に通知するにすぎないものであり、税額を確定し、納税義務を成立させるものではなく、また、督促の前提となる納税の告知とも異なるものである。予定納税額を過大に納付した場合の過誤納金³²⁾の還付手続きについて、還付加算金に関する規定（国税通則法施行令24条1項1号）を除き、特に規定を置いていない。税務署長は、所属する当該職員の問題検査権により予定納税基準額等を認定するための法的手段が与えられている。予定納税に係る過納金に付される還付加算金の計算の起算日は、その納付のあった日の翌日とされる（国税通則法58条1項1号ハ、同法施行令24条1項1号）。

(3) 印紙税

印紙税の確定・納付方式として印紙等による納付³³⁾と申告納税方式を採用する書式表示による申告・納付（印紙税法11条、12条）があるが、自動確定の国税となるのは印紙等により納付される印紙税である。印紙税に係る過誤納金の還付を受けようとする者は、所定の申請書を税務署長に提出して、その過誤納の事実につき所轄の税務署長の確認を受けなければならない（同法14条1項本文³⁴⁾）。そして、当該確認の時に過誤納があったものとみなして国税通則法56条～58条の規定が適用される（印紙税法14条3項）。いわゆる自動確定の国税である印紙により納付される印紙税

について税務署長による確認が必要とされるのは、自動確定とはいっても、印紙税の課税標準及び税額の計算につき税務署長と納税義務者との間で認識が異なる場合が生じることを法が予定しているからである。過怠税を除き、印紙税については納税の告知の対象とされていない（国税通則法 36 条 1 項）ので、同法 58 条 4 項に規定する過納金が生じる場合を除き、過納金が生じることは予定されていない。還付加算金の計算の始期については、その過誤納の事実につき所轄の税務署長の確認を受けた時に過誤納があったものとみなされてバスケットクロуз（basket clause）である国税通則法施行令 24 条 2 項 5 号の規定に該当することとなる。

印紙により納付されるべき印紙税の納付額が過少であった場合には、その不足分に相当する金額の 3 倍、1.1 倍又は 1 倍の額の過怠税（印紙税法 20 条 1 項～3 項）³⁵⁾ が賦課決定（通則法 16 条 2 項 2 号。なお、印紙税法 20 条 6 項参照）され、納税の告知により徴収される（国税通則法 36 条 1 項 1 号）。賦課決定された過怠税の額が過大である場合には、その過大な部分につき賦課決定処分又は納税の告知処分のいずれも不服申立て及び訴訟においてこれら処分の取消し又は無効確認を求めることできる。この場合において、これら処分の全部若しくは一部の取消しがされた場合又は無効確認がされた場合には、その取消された部分又は無効確認がされた部分につき過納金となる（国税通則法 58 条 1 項 1 号ロ又はハ）。還付加算金の計算の起算日はその納付の翌日となる（国税通則法 58 条 1 項 1 号イ）。税務署等の当該職員は、印紙税に関する調査について質問検査権を有しており（印紙税法 21 条 1 項）、税務署長等は過誤納の事実を確認し又は納付不足額を認定するための法的手段を有している。

(4) 登録免許税

登録免許税については、登記機関³⁶⁾ は、登記等をするときは、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければな

らない（登録免許税法 25 条前段）とされ³⁷⁾、登記等の申請書等に記載された登録免許税の課税標準の金額等又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準の金額等又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、登記等の申請を却下する場合を除き、その調査したところにより認定した課税標準の金額等又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知することとされている（同法 26 条 1 項）。登記等の申請書等に記載された金額がこの認定された金額に不足する場合には、たとえば、不動産登記の場合には、登記申請が却下される（不動産登記法 25 条 12 号）。したがって、登記を受けようとする者は、通知を受けた後速やかに不足額の納付手続きをする（登録免許税法 26 条 2 項～4 項）ことで登記を受けることができる。

登記機関は、次の①～③のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該事実に係る過大な部分の登録免許税の額その他の事項³⁸⁾を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者の当該登録免許税に係る納税地を所轄する税務署長に通知しなければならない（登録免許税法 31 条 1 項）とされる。登録免許税については、税務署の職員に同税に関する質問検査権が与えられていないことから、登録免許税の額を含めたこれらの事項の通知を受けることは、税務署長が還付のための支払決定をするために不可欠なものとなっている。

- ① 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下されたとき。
- ② 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあったとき。
- ③ 過大に登録免許税を納付して登記等を受けたとき。

また、登記等を受けた者は、当該登記等の申請書等に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、登録免許税

の過誤納があるときは、原則として当該登記等を受けた日から1年を経過する日までに、所定の事項を記載した申請書を登記等を受けた登記機関に提出する（登録免許税法施行令 31 条 2 項） ことにより、その旨を登記機関に申し出て、上記の税務署長への通知を請求することができるとされる（同法 31 条 2 項）。このように、申請書に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあった場合に限り1年の期間制限を付して税務署長への通知を請求することができるとされる。したがって、同法 31 条 1 項の職権による通知義務が単に「過大に登録免許税を納付して登記等を受けたとき」を対象している場合に比べより条件が制約されており、例えば、登記等の申請書等に記載した登録免許税額が正当な金額であるところ、誤ってその金額を超える金額を納付した場合には、登録免許税法 31 条 2 項の規定の適用の対象とはならず、同条 1 項の規定の対象とされることになろう。なお、登録免許税の過誤納金に対する通則法 56 条～58 条の規定の適用については、次の a～e に掲げる日に納付があったものとみなされる（登録免許税法 31 条 8 項）。還付加算金の計算の起算日や充当の時期において具体的な意味を有することとなる。

- a. 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請を却下した場合（再使用の証明がされたときを除く）
 - 当該却下した日
- b. 再使用の証明を受けた領収証書又は印紙を使用しないこととなったときにおいて、これらに係る金額に相当する登録免許税の還付を受けたい旨の申出があった場合
 - 当該申出があった日
- c. 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあった場合（再使用の証明をしたものを除く）

○当該取下げあった日

d. 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合

○当該登記等を受けた日³⁹⁾

e. 電子納付の場合において電子申請をしなかった場合

○登録免許税法 31 条 6 項の申出があった日（申出がなかった場合は同条 7 項に規定する 6 月を経過する日）

このように過誤納が生じた場合には、登記機関から税務署長に通知がなされ、これに基づき税務署長は過誤納金の還付をすることが登録免許税法上の建前となっている。登録免許税法上、税務署等に所属する職員には登録免許税に関する質問検査権が付与されてなく、登録免許税に関しては、この通知によるほか税務署長はその課税標準及び税額につきそれを認定し又は確認する法的手段がない。したがって、税務署長は過誤納金の還付のための支払決定⁴⁰⁾については、もっぱら登記機関からの通知に依拠することとされているのが登録免許税法上の建前である。この点において、上記(1)～(3)に掲げる国税とは還付手続きにおいて異なっている。

このことは、過誤納金の還付の場面に限られるものではなく、登録免許税が過少に納付された場合においても基本的には同様の仕組みとなっている。

上述のとおり、登記機関は、登記等の申請書等に記載された登録免許税の課税標準の金額等又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準の金額等又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、登記等の申請を却下する場合を除き、その調査したところにより認定した課税標準の金額等又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知し、当該登記等を受けようとする者は当該通知に従い登録免許税の納付手続きをしないと、不動産登記の場合には登記を受けられないということになる。しかしながら、登録免許税の額が不足しているにもかかわらず、登記がなされる場合もないわけでもなく、こ

の場合において、登記機関は納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知ったときは、遅滞なく、当該登記を受けた者の納税地を所轄する税務署長に対し、その旨その他所要の事項を通知しなければならないとされている（登録免許税法 28 条 1 項）。税務署長は登記機関からのこの通知に基づき納税の告知その他の徴収手続きをすることとなる（同法 29 条 1 項）。ところで、登録免許税法 29 条 2 項は、このような場合のほか、税務署長は、登記等を受けた者が、当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知った場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徴収するとしている。登記機関は登録免許税の課税標準又は税額につき認定権を有しているが、税務署長はこのような認定権を有していない。したがって、登録免許税法 26 条 1 項の登記機関からの通知を待たずに、また、質問検査権や認定権がなくても登録免許税の不納付の事実が確認できるような例外的な場合⁴¹⁾において、税務署長が職権により登録免許税の徴収ができるようにした規定であると解されよう。このことは、登記申請書に記載された登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあった場合（すなわち、登録免許税の課税標準又は税額について登記申請者と登録機関との間に認識の相違があるような場合）について、税務署長が職権により徴収処分をすることが想定されていないことを意味する。

(5) 自動車重量税

国土交通大臣等⁴²⁾は、自動車検査証の交付等⁴³⁾又は車両番号の指定を行うときは、課されるべき自動車重量税の額の納付の事実を確認しなければならないとされている（自動車重量税法 11 条前段）。自動車重量税は原則として自動車重量税印紙により納付される⁴⁴⁾が、この場合に、国土交通大臣等は自動車重量税印紙が貼付される所定の書類（同法施行令 6 条）

の紙面と自動車重量税印紙の彩文とにかけて判明に消さなければならない（自動車重量税法 11 条後段）。そして、課されるべき自動車重量税が納付されていない場合には、自動車検査証の交付・返付又は車両番号の指定を受けることができない（道路運送車両法 97 条の 4）。国土交通大臣等は、所定の書類に貼付された自動車重量税印紙により納付された自動車重量税の額がその調査したところの金額に不足するときは、その調査したところにより認定した自動車重量税の額及び当該不足額を当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けようとする者に通知する（自動車重量税法 12 条 1 項）。この通知を受けた者は、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、その不足額に相当する金額の自動車重量税印紙を国土交通大臣等に提出することにより自動車重量税を納付しなければならない（同条 2 項）⁴⁵⁾。

自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける者は、次の①又は②のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から 1 年を経過する日までに、所定の請求書を国土交通大臣等に提出する方法（自動車重量税法施行令 8 条 1 項）により国土交通大臣等に申し出て、納付した自動車重量税の額その他の事項（同令 8 条 2 項）の確認を求め、証明書の交付を請求することができる（自動車重量税法 16 条 1 項）。そして、自動車重量税に係る過誤納金の還付を受けようとする者は、この証明書を所轄の税務署長に提出しなければならない（同法 16 条 3 項）。

- ① 自動車重量税を納付した後自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめたとき。
- ② 過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けたとき（国税通則法 75 条 1 項 5 号（他の行政機関の処分についての審査請求）の規定による審査請求に対する裁決により国土交通大臣等のした自動車重量税額の認定処分（自動車重量税法 12 条 1 項）の全部又は一部が取消されたときを除く）。

また、国土交通大臣等は上記②に該当する事実があることを知ったときは、上記の請求されている場合を除き、遅滞なく、自動車重量税の額その他の事項を自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者に書面をもって通知するものとされている（自動車重量税法 16 条 2 項）。そして、自動車重量税に係る過誤納金の還付を受けようとする者は、この通知に係る書面を所轄の税務署長に提出しなければならない（同条 3 項）。このように、過大に納付した自動車重量税については、その過誤納金の還付を受けようとする者は、上記証明書又は通知に係る書面を税務署長に提出することが求められており、税務署長は自動車重量税に係る過誤納金の還付については国土交通大臣等の発行した証明書又は通知書に基づき還付することとなる。

自動車重量税の過誤納金に対する国税通則法 56 条～58 条の規定の適用については、次の a 又は b に掲げる日に納付があったものとみなされる（自動車重量税法 16 条 4 項）。

- a. 自動車重量税を納付した後自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめた場合

- 当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめた日

- b. 過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた場合

- 当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた日（ただし、この日以後に納付された部分は除く）

国土交通大臣等は、自動車重量税の納期限（自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けるまで）後において、納付すべき自動車重量税の額の全部又は一部を納付していない事実を知ったときは、遅滞なく、当該自動車検査証の交付等を受けた者又は車両番号の指定を受けた者の納税地を所轄する税務署長にその旨その他所要の事項を通知しなければならないと

されている（自動車重量税法 13 条 1 項）。この通知を受けた税務署長はこれに基づき自動車重量税の徴収を行う（同法 14 条 1 項）⁴⁶⁾。

自動車重量税法は税務署に所属する職員に質問検査権を付与していないことから、上述の証明書若しくは通知書の提出がされ又は国土交通大臣等の通知がなされるほかは、税務署長は納付された自動車重量税の額が適法であるか否かについてこれを確認する法的手段を有していないし、印紙納付の場合には納付の事実すら確認する手段がない。また、認定権も有していない。したがって、税務署長は、徴収のための納税の告知をするにせよ、過誤納金の還付をするにせよ、上述した国土交通大臣等のから納税者への通知に係る書面若しくは証明書の提出又は国土交通大臣等の通知に基づきこれらの行為を行うことが自動車重量税の建前となっている。なお、同法 14 条 2 項の規定にあるように、税務署長は、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者が納付すべき自動車重量税の額の全部又は一部を納付していない事実を知った場合には、当該納付していない自動車重量税をその者から徴収することとされており、国土交通大臣等からの通知がなくても自ら自動車重量税を徴収することができるが、これは、登録免許税のところで述べたように、質問検査権や認定権がなくても不納付の事実が偶発的に確認できるような例外的な場合において、税務署長が職権により登録免許税の徴収ができるようにした規定であると解されよう。

(6) 小 括

以上(1)～(5)に概観したように、主要な自動確定の国税の過誤納金の還付手続きは各税により大きく異なっている。自動確定とされる国税であっても、課税標準の額・数量や税額につき納付する側と納付を受ける側とでは認識が異なる場合があり、その認識が異なる場合において納付手続き、徴収手続き又は還付手続上どのように調整されるのかといったところで大きく相違が生じているものである。このような観点でみると、上記(1)～(5)

のうち(4)登録免許税及び(5)自動車重量税は、税務署の当該職員にこれらの国税に関する質問検査権がなく、また、税務署長には課税標準の額・数量及び税額の認定権もなく、基本的には還付手続きは専門機関である登記機関（登録免許税）又は国土交通大臣等（自動車重量税）を経由して税務署長がこれらの国税の過誤納金の還付をする建前となっている。これらの国税を納付した者が直接税務署長に過誤納金の還付請求をしても税務署長は、当該請求に係る国税の納付額の適否等について自ら確認する法的手段がないことから、還付のための支払決定ができないことになる。すなわち、登録免許税については、登記等がされた又はされなかった事実及びその課税標準の額・数量並びに税額は登記機関が確認するものであり、税務署長はそれを確認する法的手段はないのである。もっとも、納付の事実については、金融機関から領収済通知書が送付されることからこれを確認することができるが、印紙により納付された登録免許税の場合には、納付の事実すら確認することができない。自動車重量税は原則として自動車重量税印紙により納付されることから、この場合にも、納付の事実すら税務署長には確認することができないことになる。このように、同じ自動確定の国税といっても、過誤納金額の認定、確認といった場面では、上記(1)～(3)の国税と(4)及び(5)の国税とでは大きく異にしており、そのことが還付手続きにおいて大きな相違となって現れている。

5. 登録免許税法 31 条 2 項の規定に対する最高裁の判断

登録免許税法 31 条 2 項の税務署長への通知を求める請求に対する拒否通知に行政処分性を認めるか否か、また、同項が規定する還付手続きにつき排他性があるか否かについては、3.「還付金等の還付に関する学説・判例」で述べたように下級審及び学説において対立する見解があったが、最高裁判決平成 17 年 4 月 14 日最高裁判所民事判例集 59 巻 491 頁、判例時

報 1897 号 5 頁，判例タイムズ No. 1181・176 頁により一応の決着を見たところである。この判決は登録免許税法 31 条 2 項の規定による請求に対する拒否通知に処分性を認めつつ，還付手続きにつき排他性はないとしたところに画期的な解釈を示したものであるが，これにより同条項をめぐる問題がすべて解決したわけではないと思われる。立法論として規定の整備がされることが望ましいが，その点は差し置き，解釈論として残された問題について検討したい。

(1) 事件の概要

- (イ) 被上告人 X（一審原告・個人）は，所有していた兵庫県 N 所在の建物が阪神淡路大震災により損壊したため，これを取壊し，新たに建物を新築し，これ（本件建物）につき平成 9 年 12 月 4 日，自己を登記名義人とする保存登記を申請し，登録免許税として本件建物の課税価格の 6/1000 に相当する 72 万円余を納付した。
- (ロ) X は，上告人 Y（登記官）に対し平成 10 年 3 月 4 日送達された書面で，登録免許税法 31 条 2 項に基づき，阪神淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 37 条 1 項所定の登録免許税の免税措置が適用されることを理由に，所轄税務署長に対して登録免許税法 31 条 1 項の通知をすべき旨の請求をした。
- (ハ) Y は，X に対し，平成 10 年 3 月 14 日送達された書面で登録免許税の過誤納がなく，所轄税務署長に対して登録免許税法 31 条 1 項の通知をすることができない旨の通知（本件拒否通知）をした。
- (ニ) これに対して，X は Y に対して本件拒否通知の取消しを求める訴えに併せて国に対して登録免許税の過誤納金の還付を請求する訴えを提起した（一審神戸地裁判決平成 12 年 3 月 28 日訟務月報 48 巻 6 号 1519 頁，二審大阪高裁判決平成 12 年 10 月 24 日訟務月報 48 巻 6 号 1534 頁）。

(2) 判 旨

判決は、以下の理由によって登録免許税法 31 条 2 項の申請に対する拒否通知は抗告訴訟の対象となる行政処分にあたるとして、当該拒否通知に行政処分性はないとした原審（控訴審）の判断は法令の解釈適用を誤った違法があるとしたが、X の国に対する還付請求については控訴審でこれを棄却する旨の判決が言い渡され、当該棄却部分は確定しているので X に訴えの利益がなく、本件訴えを不適法とした原審の判断は、結論において是認することができるとして、上告を棄却した。

①⁴⁷⁾ 「登録免許税については、納税義務は登記の時に成立し、納付すべき税額は納税義務の成立と同時に特別の手続きを要しないで確定する（国税通則法…15 条 2 項 14 号、3 項 6 号）。そこで、登録免許税の納税義務者は、過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合には、そのことによって当然に還付請求権を取得し、同法 56 条、74 条により 5 年間は過誤納金の還付を受けることができるのであり（登録免許税法 31 条 6 項 4 号参照）、その還付がされないときは、還付請求訴訟を提起することができる。

この点につき登録免許税法 31 条 1 項は、同項各号のいずれかに該当する事実があるときは、登記機関が職権で遅滞なく所轄税務署長に過誤納金の還付に関する通知をしなければならないことを規定している。これは、登録免許税については、登記等をするときに登記機関がその課税標準及び税額の認定をして登録免許税の額の納付の事実の確認を行うこととしていることに対応する規定であり、登記機関が職権で所轄税務署長に対して過誤納金の存在及びその額を通知することとし、これにより登録免許税の過誤納金の還付が円滑かつ簡便に行われるようにすることを目的とする。そして、同条 2 項は、登記等を受けた者が登記機関に申し出て上記の通知すべき旨の請求をすることがで

きることとし、登記等を受けた者が職権で行われる上記の通知の手続きを利用して簡易迅速に過誤納金の還付を受けることができるようにしている。同条1項及び2項の趣旨は、上記のとおり、過誤納金の還付が円滑に行われるようにするために簡便な手続きを設けることにある。同項が上記の請求につき1年の期間制限を定めているのも、登記等をうけた者が上記の簡便な手続きを利用するについてその期間を画する趣旨であるにすぎないのであって、当該期間経過後は還付請求権が存在していても一切その行使をすることができず、登録免許税の還付を請求するには専ら同項所定の手続きによらなければならないこととする手続きの排他性を定めるものであるということとはできない。

- ② このように解さないと、税務署長が登記等を受けた者から納付していない登録免許税の納付不足額を徴収する場合には、国税通則法72条所定の国税の徴収権の消滅時効期間である5年間はこれを行うことが可能であるにもかかわらず、登録免許税の還付については、同法74条所定の還付金の消滅時効期間である5年間で経過する前に、1年の期間の経過によりその還付を受けることができなくなることとなり、納付不足額の徴収と権衡を失するものといわざるを得ない。

なお、申告納税方式の国税については、納税義務者が、自己の管理、支配下において生じた課税の根拠等となる事実に基づき、自己の責任で行う確定申告により納付すべき税額が確定するという原則が採られているため、納税申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるときなどには、当該申告書に係る国税の法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対し、更正をすべき旨の請求をすることができるのであって、上記期間を超えて上記の請求をすることができるのはやむを得ない理由がある場合に限られることとされている（国税通則法

23 条 1 項及び 2 項)。これは、申告納税方式の下では、自己の責任において確定申告をするために、その誤りを是正するについて法的安定の要請に基づき短期の期間制限を設けられても、納税義務者としてはやむを得ないことであるといえることができるからである。これに対し、登録免許税は、納税義務は登記の時に成立し、納付すべき税額は納税義務の成立と同時に特別の手続きを要しないで確定するのであるから、登録免許税法 31 条 2 項所定の請求は、申告納税方式の国税について定める国税通則法 23 条所定の更正の請求とはその前提が異なるといわざるを得ず、これらを同列に論ずることはできない。

ちなみに、同法 70 条は、申告納税方式の国税について行うことがある更正、決定等について所定の場合に応じた期間制限を定めているのであり、更正については、偽りその他不正の行為により税額を免れたような場合を除くと、その更正に係る国税の法定申告期限から 3 年を経過した日以後においては、更正をすることができないこととして（同条 1 項）。

- ③ 以上のとおり、登録免許税法 31 条 2 項は、登録免許税の還付を請求するには専ら上記の請求の手続きによるべきであるとする手続きの排他性を規定するものといえることはできない。したがって、登記等を受けた者は、過大に登録免許税を納付した場合には、同項所定の請求に対する拒否通知の取消しを受けなくても、国税通則法 56 条に基づき、登録免許税の過誤納金の還付を請求することができるものといえるべきである。

そうすると、同項が登録免許税の過誤納金の還付につき排他的な手段を定めていることを理由に、同項に基づく還付通知をすべき旨の請求に対してされた拒否通知が抗告訴訟の対象となる行政処分にあたることと解することはできないといわざるを得ない。

- ④ しかしながら、上述したところにかんがみると、登録免許税法 31

条2項は、登記等を受けた者に対し、簡易迅速に還付を受けることができる手段を利用することができる地位を保障しているものと解するのが相当である。そして、同項に基づく還付通知をすべき旨の請求に対してされた拒否通知は、登記機関が還付通知を行わず、還付手続きを執らないことを明らかにするものであって、これにより、登記等を受けた者は、簡易迅速に還付を受けることができる手続きを利用することができなくなる。そうすると、上記拒否通知は、登記等を受けた者に対する上記手続きの地位を否定する法的効果を有するものとして、抗告訴訟の対象となる行政処分と解するのが相当である」。

(3) 泉裁判官の反対意見

- ① 「登録免許税については、納税義務は登記等の時に成立し、納付すべき税額は納税義務の成立と同時に特別の手続きを要しないで確定するが、当該税額についての認識が関係者間で分かれる事態が生ずることは避けられない。そこで、登録免許税法は、特に、第3章で、登録免許税の「納付及び還付」の手続きを定めている。その26条1項本文は、上記のような事態に備え、『登記機関は、登記等の申請書に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする』と規定している。すなわち、登録免許税法は、登記機関に対し、登録免許税の納付手続きにおいて課税標準及び税額を認定する権限を付与している。この認定権は、納付の手続きのためのものであって、税額等を公定力をもって確定するものでないことはいうまでもないが、認定された税額を納付しない限り、例え

ば不動産登記手続きにおいては登記申請が却下されることになるのである（旧不動産登記法…49条9号）。そこで、登記等を受けようとする者は、却下を免れるためには、認定された税額を納付せざるを得ないが、登記機関の上記認定については、国税通則法75条1項5号の規定により国税不服審判所長に対し審査請求を行うことができることとされており（登録免許税法31条1項3号参照）、登記機関の上記認定が行政処分であることは明らかである。そして、上記認定の取消しを求める訴えは、上記審査請求に対する国税不服審判所長の裁決を経た後でなければ提起することができないのである（国税通則法115条1項）。

- ② 登録免許税の還付の手続きは、上記納付の手続きと表裏の関係をなすものであり、還付の手続きを定める登録免許税法31条は、登録免許税の過誤納金の有無及びその額についても、登記機関に認定権を付与した規定であると解される。この認定権も、還付の手続きのためのものであって、過誤納金の有無及びその額を公定力をもって確定するものではないことはいうまでもないが、登録免許税法31条2項は、登記等を受けた者が登録免許税に係る過誤納金の還付を受けようとする場合は、当該登記等を受けた日から1年を経過する日までに、その旨を登記機関に申し出て、登記機関の認定を受けるべきことを要求していると解すべきである。そして、この登記機関の過誤納金に係る認定についても、国税通則法75条1項5号の規定により国税不服審判所長に対し審査請求ができると解され、現に実務ではそのような運用がなされているところである。したがって、過誤納金に係る登記機関の認定の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に対する国税不服審判所長の裁決を経た後でなければ提起することができないのである。

以上のように、登録免許税法は、登録免許税に係る過誤納金の還付を受ける場合の手続きを定め、登記等の専門行政機関である登記機関

の認定を経ることを要求しており、また、国税通則法は、上記認定の取消しを求める訴えを提起するには、国税に関する専門的審査機関である国税不服審判所長の裁決を経ることを要求しているものであり、このことからすれば、両法の定める手続きを経ず、直接に、不当利得として過誤納金の返還を請求することはできないと解すべきである。

- ③ 登録免許税法 31 条 2 項は、上記のように、過誤納金の還付を受けようとする場合は、当該登記等を受けた日から 1 年を経過する日までに、登記機関に申し出ることを求めているが、これは、日常大量に反復して納付される登録免許税について、過誤納金の返還を消滅時効が完成するまでの 5 年間にわたり請求し得るとすることなく、1 年以内に限って請求し得るとすることによって、登記後の登録免許税をめぐる法律関係を早期に確定させようとする趣旨であって、不当利得としての過誤納金の返還を請求し得るとすると、同項が 1 年という期間制限を設けた意味がなくなるのである。

- ④ 国税通則法 58 条 1 項 3 号及び同法施行令 24 条 2 項 4 号は、登録免許税法 31 条 2 項の規定により請求をすることができる登録免許税に係る過誤納金の還付については、当該請求があった日の翌日から起算して 1 月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定の日までの期間の日数に応じ、還付金に年 7.3% の割合を乗じて計算した金額を加算しなければならないと規定しているが、同法には、不当利得としての返還請求を想定した加算金に関する規定がない。このように、国税通則法も、登録免許税法 31 条 2 項の規定による請求を予定しているのである。そして、不当利得として過誤納金の返還を請求し得るとすると、国税通則法が、登録免許税法 31 条 2 項の請求による還付について、加算金を付する期間に上記のような 1 月以上の空白を設けていることの説明が困難である。

- ⑤ 登録免許税に係る納付すべき税額は、納付義務の成立と同時に特別

の手続きを要しないで確定するが、そのことと、登録免許税に係る過誤納金の還付につき特別の手続きによるべきことを規定することとは、何ら矛盾することではない。

- ⑥ また、還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによって、時効により消滅する（国税通則法74条1項）。この5年間においては、たとえ登録免許税法31条2項所定の1年の請求期間が経過しても、登記機関が自ら過誤納金を認定したときは、同条1項の規定に基づき税務署長に通知しなければならない。しかし、これは、あくまでも登記機関の職権に基づく行為であって、登記等を受けた者が上記5年間に不当利得として返還を請求できることを意味しない。登記等を受けた者としては、登録免許税法31条2項が規定する手続きを踏むことが要求されるのである。同種のことは、申告納税方式の国税について、納税申告書を提出した者は法定申告期限から1年以内に限り更正の請求をすることができるが（国税通則法23条1項）、税務署長等の職権による減額更正は法定申告期限から5年を経過する日まで行うことができる（同法70条2項1号）という制度の中にもみることができるのである。

- ⑦ もっとも、登録免許税法31条2項所定の1年の請求期間が経過しても、過誤納金の存在及びその額が登記機関の認定を待つまでもなく客観的に明白で、同条が定めた方法以外にその返還を請求することを許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合には、不当利得として返還の請求を認める余地もあるといえよう（最高裁昭和43年(オ)第314号同49年3月8日第二小法廷判決・民集28巻2号186頁，最高裁昭和52年(オ)第987号同53年3月16日第一小法廷判決・判例時報884号43頁，最高裁昭和38年(オ)第499号同39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁）。

6. 最高裁平成 17 年 4 月 14 日判決を前提とした場合の 問題点・検討課題

(1) 登記機関を経由しない登録免許税の過誤納金の還付

本判決は、登録免許税の納税義務者は、過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合には、国税通則法 56 条 1 項によって当然に還付請求権を取得し、登録免許税法 31 条 1 項又は同条 2 項の規定はその規定する所定の手続きによらなければ登録免許税の還付を請求できないとする手続きの排他性を定めるものではないとしている。したがって、登録免許税の納税義務者は、登録免許税の過誤納金がある場合には、登記機関を経由しなくても直接所轄の税務署長に当該過誤納金の還付請求をすることができるということになる。還付金及び過誤納金の還付をする権限を有するのは所轄の税務署長であり⁴⁸⁾、民法上の不当利得ではなく、返還すべきものが還付金又は国税に係る過誤納金である場合には、税務署長がその権限と責任をもって還付するものである。登録免許税の納税義務者が過大に登録免許税を納付した場合の過誤納金につき税務署長が還付すべき義務があるにもかかわらずその還付をしないときは、過誤納金の返還を求める当事者訴訟を提起することができる⁴⁹⁾。しかしながら、登録免許税については、同税の課税標準及び税額の認定権は登記機関にあり、税務署長にはなく、また、課税の根拠となる登記申請書等の証憑類も登記機関が保有しているものであるから、税務署長は同税の過誤納金の還付請求を受けても、それだけでは還付のための支払決定ができない。登録免許税法は、登録免許税の過誤納金がある場合には、手続的には登記機関からの通知に基づき税務署長が還付をすることを予定しており（登録免許税の課税標準及び税額につき認定権も質問検査権を有しない税務署長は事実上この通知に拘束されることになる）、基本的には納税義務者からの直接の還付請求を予定していない

仕組みとしている。もっとも、税務署長に直接還付請求する場合には税務署長において、登記機関からの通知がなくても、過誤納金の存否・金額が確認できる例外的な場合には、税務署長が還付できることを否定するものではないであろう⁵⁰⁾。

登録免許税法 31 条 2 項は、登記等を受けた者は、当該登記等の申請書等に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日から 1 年を経過する日までに、所定の事項を記載した申請書を登記等を受けた登記機関に提出することにより、その旨を登記機関に申し出て、上記の税務署長への通知を請求することができるとしているが、同条 1 項 3 号が単に過大に登録免許税を納付して登記等を受けたときとしている場合より制限された内容となっている。すなわち、同条 2 項による請求ができる場合は、登録免許税の課税標準又は税額についてそれを確認した登記機関と納税義務者との間で結果として認識が異なる場合ということになる。そして、この場合には、認定権も質問検査権もない税務署長⁵¹⁾ はなんら行政判断ができない場合でもあるのであって⁵²⁾、還付のための支払決定ができない状態となっている。このことからすれば、このような場合には、税務署長としては登記機関からの同法 31 条 1 項の規定による通知がなければ還付できない仕組みとなっているのであり、また、同法が予定しているものであろう。いくつかの下級審判決⁵³⁾ は、同法 31 条 2 項の規定は、簡易迅速な還付を受けられることを規定したにすぎない⁵⁴⁾ との前提で同項の規定により納税義務者への拒否通知に処分性がないとすることに対し、本判決は簡易迅速に還付を受けることができる手段を利用することができる地位にその処分性を見出しているが、同法は登録免許税の課税標準又は税額につき登記機関と納税義務者との間で認識が異なる場合は想定していても、税務署長等と納税義務者との間でこれらにつき認識が異なることによる調整は一切予

定していないのであって、簡易迅速か否かの問題以前の問題である（もっとも、税務署長に直接還付請求する場合には過誤納金返還請求訴訟を提起しない限り還付されないとすれば「簡易迅速」か否かの問題ということにはなろう）。したがって、同法 31 条 2 項の規定は、登録免許税の課税標準又は税額につき納税義務者と国との認識が異なる場合についての唯一の調整手続きに関する規定であるといえることができる。

本判決を前提とした場合には、登録免許税の納税義務者は同法 31 条 2 項の規定による請求ができる場合においても、直接税務署長に還付請求できると解されるから、このような還付請求がされた場合の税務署長のとるべき対応が問題となる。実務としては、判決又は裁決により過誤納金の存否・金額が確定される場合はともかく、このような請求がされた場合には、結局のところ当該登記機関に同法 31 条 1 項による通知の可否を確認し、通知がされ、又は通知がされないことに基づき還付するか否かの決定をせざるを得ないであろう⁵⁵⁾。そうであれば、税務署長への還付請求自体は法的には全く無意味な請求であるということになる。このような場合は、むしろ、同条 2 項の請求期間が徒過しても、納税義務者は登記機関に対し職権により同条 1 項の通知をするよう事実行為として請求すべきである。これは、法律上の請求権によるものではなく、単に行為を促すにすぎないものであるが、登記等の申請書等に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、登録免許税の過誤納があることを確認したときは、登記機関は税務署長への同条 1 項の通知義務があると解すべきである。ただし、税務署長に対する通知を請求することができる旨の規定は同条 2 項の規定しかないので、同項の場合を除き、納税義務者には当該通知を履行させるための法的手段はない⁵⁶⁾。

還付金等がある場合の税務署長等の還付義務は税務署長が還付金等のあることを認識し得て初めて可能となるものであって、還付金等の存在を認

識しないまま税務署長が還付金等の還付をすべき状況を法が予定している
と解することはできない。民法の不当利得返還の法理は一般原理として基本的
的には国税債権債務関係においても働くものと解されるが、民法の不当利
得に関する諸規定は基本的には実体法的な規定に止まるものであり、裁判
規範としての機能を色濃く有しているものである。公法関係である租税法
律関係においては、民法とは異なり、法的安定性と納税者間の公平という
原理も働くことから、手続きに関する規定を度外視し、還付金等（不当利
得）が存在することをもって当然に還付請求権の行使ができるとは限らな
い。本判決は、還付請求権（税務署長の還付義務）の成立を国税通則法 56
条 1 項の規定から当然ものとして導き出し、これを前提に手続きに関する
登録免許税法その他国税に関する規定の解釈をしているが、このことは次
の(2)における問題を惹起することとなるのである。

(2) 登録免許税の過誤納金に加算される還付加算金

上記 2 (4)「還付加算金」に記したように、還付加算金は、民法の不当利
得が悪意の受益者に利息を付すこととしている不当利得の返還の法理を勘
案して制度化されているものであるが、還付加算金は悪意の受益者である
か否かにかかわらず、還付金等の還付に対しては一定の計算により還付加
算金を付して還付金等の還付がされることとされている。還付加算金に関
する現行の規定を前提とすれば、還付加算金の計算上の起算日は、還付金
等の発生原因が国側にある場合には、還付金等に係る国税が納付された日
の翌日とされ、還付金等の発生原因が納税者側にある場合には、国が還付
金等があることを確認した日に還付手続きに必要な日数を加算した日の翌
日とされるのを原則としているものと解される。

還付加算金について登録免許税法はなんら規定を置いていないことから、
登録免許税については国税通則法 58 条に定める還付加算金の計算に関す
る規定がそのまま適用されることになる。そして、同条において還付加算

金の起算日につき登録免許税に関係すると思われるものでその規定する還付加算金の起算日は次のとおりとなる。

- ① 納税の告知⁵⁷⁾があったものに係る過納金（国税通則法 58 条 1 項 1 号ロ）

○納付があった日の翌日

- ② 登録免許税法 26 条 1 項の規定による通知に基づいて納付した登録免許税に係る過納金（国税通則法 58 条 1 項 1 号ハ、同法施行令 24 条 1 項 3 号）

○納付があった日の翌日

- ③ 登録免許税法 31 条 2 項の規定による請求をすることができる登録免許税に係る過誤納金（国税通則法 58 条 1 項 3 号、同法施行令 24 条 2 項 4 号）

○当該請求があった日（当該請求がないときは、法 31 条 1 項の通知があった日）の翌日から起算して 1 月を経過する日の翌日

- ④ その他個別規定のない過誤納金の場合（国税通則法 58 条 1 項 3 号、同法施行令 24 条 2 項 5 号）⁵⁸⁾

○納付（国税に関する法律の規定により過誤納があったものとみなされる場合には、その過誤納があった日）の翌日から起算して 1 月を経過する日の翌日

以上のとおり、登録免許税に係る過誤納金について、納税の告知を受けた納付額が過大であった場合又は登録免許税法 26 条 1 項の通知による納付額が過大であった場合（以上国側に過誤納金の発生原因がある場合）を除き、同法 31 条 1 項又は同条 2 項の規定の税務署長への通知により還付される過誤納金については、国が過誤納金の存否・金額を知り得る日を基準に還付加算金の起算日を設定している。そして、これら以外の場合には還付加算金の起算日に関する規定はなく、したがって、バスケットクロウズである上記④に該当するほかはないと解される。

本判決は還付加算金について触れるところはないが。仮に同法 31 条 1 項に規定する通知がない場合において、税務署長等が還付するときは、①又は②に該当する場合を除き、④により還付加算金を計算しなければならないことになると解される。そうすると、同法 31 条 2 項に規定する制限期間内に請求をした者より還付加算金の計算上有利に取扱われることになるが、このことは著しく公平を欠く結果となる。この点につき、このような場合の還付加算金の計算の起算日につき、登録免許税法 31 条 2 項による請求がない場合にも、国税通則法施行令 24 条 2 項 4 号に規定する「当該請求があった日」に所轄税務署長が過誤納金の存在を知った日を含むものと解する見解⁵⁹⁾や源泉徴収に係る過誤納金の場合の同令 24 条 2 項 2 号⁶⁰⁾を類推適用する見解⁶¹⁾があるが、前者は文理から離れ過ぎていると思われ⁶²⁾、後者についてはバスケットクロウズ（同令 24 条 2 項 5 号）があるにもかかわらずこれを排除し、他の規定の類推適用をするものであるから、辻褄合わせの無前提の類推適用ではなく、類推適用される合理的な理由が必要となろう⁶³⁾。

上記(1)で述べたように、本判決を前提とした場合には、登録免許税法 31 条 2 項の規定の対象となるべき場合において、納税義務者から直接還付請求があった場合には、税務署長等としては結局のところ登記機関からの通知を受け、又は通知されないことを受けて対応せざるを得ないのであって、通知を受けた場合には③により還付加算金が計算されることになり問題は無いが、通知されないこととなる場合には、還付できず、したがって、過誤納金の還付請求訴訟が提起された場合には問題が残されていることとなる。税務署長等への還付請求もなく、いきなり還付請求訴訟の提起があった場合も同様である⁶⁴⁾。いずれにしても、本判決を前提とした場合に、この還付加算金の起算日の問題について最高裁として今後どう判断が下されるのか注目していきたい。

(3) 国土交通大臣等を経由しない自動車重量税の過誤納金の還付 及び還付加算金の問題

登録免許税の過誤納金の還付についての上記 5 の最高裁の判断によれば、同じ自動確定の国税である自動車重量税についても、同様に、自動車重量税法 16 条 1 項の規定による証明書を所轄税務署長に提出しない場合、あるいは、自動車重量税法 16 条 2 項に規定する国土交通大臣等からの通知に係る書面を所轄税務署長に提出しない場合においても、所轄税務署長に対し自動車重量税の過誤納金の還付を請求することができることとなる。自動車重量税の過誤納金の還付については下級審ではあるが、自動車重量税がいわゆる自動確定の国税であり、その納付が実体法上理由を欠く場合には、納付された税額は当然に誤納となり、不当利得として返還されるべきものであるとし、自動車重量税法 16 条 1 項各号所定の事由による過誤納金については、税務署長においてその還付請求権の発生を的確に知ることが困難であることから、税務署長が行う過誤納金に係る還付の手続きが円滑かつ的確に行われるようにするため、税務署長に対して還付を求める場合にとるべき手続きとして、同法は運輸大臣等（現行国土交通大臣等）による納付税額の証明書の交付等の手続きを定めたものであり、自動車重量税の納付につき法律上の原因を欠くことを理由として、誤納金について、直接不当利得を求めることを禁ずる趣旨のものではないとしている（東京地裁判決平成 10 年 2 月 26 日判例タイムズ No. 1006・165 頁）。自動車重量税は、原則として自動車重量税印紙により納付されることから、税務署長は自動車重量税印紙の提出又は消印の事実の確認ができなければ当該印紙に係る自動車重量税の納付の事実すら知ることができない。しかし、これらの事実の確認は専ら国土交通大臣等が所管する事項であって、税務署長は、国土交通大臣等が発行した証明書又は国土交通大臣等からの通知に係る書面が提出されなければ過誤納の事実を知ることができないのであ

る（上記判決は、税務署長は還付請求権の発生を的確に知ることが困難であるとしているが、「的確」か否かの問題ではなく、知ることができるか否かの問題である）⁶⁵⁾。ここでも、登録免許税と同様に、過誤納金の還付請求訴訟において請求認容の判決が確定するまで、所轄税務署長は還付できないという事態となるのであって、およそ自動車重量税法が予定しているものと解することはできない。税務署長に対して直接過誤納金の還付請求があった場合には、税務署長としては、国土交通大臣等がする証明書の発行又は書面による通知を促し、その結果、納税義務者により証明書又は通知に係る書面が提出されて、還付のための支払決定をすることができるということになる。自動車重量税につき納付を確認する権限もなく、認定権も質問検査権もない税務署長としては、国土交通大臣等と異なる判断をすることはできず、事実上国土交通大臣等の判断に拘束されることになるのは登録免許税の場合と同様である。なお、自動車重量税法 16 条 1 項に規定する同税の過誤納金の還付のための国土交通大臣等が発行する証明書の発行請求につき 1 年の期間制限が付されているが、登録免許税のような課税標準又は税額につき納税義務者と国土交通大臣等の間で認識が異なるような場合に限定していない。

国税通則法 58 条 1 項 3 号を受ける同法施行令 24 条 2 項 3 号には、自動車重量税法 16 条 1 項の規定による請求をすることができる自動車重量税に係る過誤納金の還付加算金については、その計算の起算日の基準として、同条 3 項の規定による証明書又は書面の提出があった日を掲げている。これは、登録免許税法 31 条 2 項の場合と同様の位置付けとなっており、上記(2)と同じ問題を惹起することとなる。

7. 登録免許税及び自動車重量税の過誤納金の還付手続きのありかた

登録免許税も自動車重量税も、簡易迅速な租税の納付手続きと確実な収納確保といった観点から、これらの国税の納付を登記等や自動車検査証の

交付等の要件とし、かつ、これらの行為があったときに登記機関又は国土交通大臣等が納付の確認をすることとしているものである。これらの国税は、質問検査権に関する規定もないし、また、加算税の対象ともならない。さらに脱税の罪に関する規定もないように、納税義務の成立後において納付不足額や過大納付された額について課税庁が職権をもってこれを徴収し又は還付する建前となっていない⁶⁶⁾。登録免許税法及び自動車重量税法は、税務署長がこれらの国税につき納付されていない額があることの事実を知った場合には、納税義務者から徴収することのできる旨の規定（登録免許税法 29 条 2 項、自動車重量税法 14 条 2 項）があるが、認定権や質問検査権がないように税務署長は納付不足の事実については受動的な立場にある。現行法上、手続きとしては、例外的な場合⁶⁷⁾を除き、税務署長は裁判において還付請求を認容する判決が確定するまで還付できないことになる。すなわち、還付の義務と権限を有する税務署長において還付の是非を決定することができないことから、認定権を有する登記機関や国土交通大臣等に対する請求手続きを経由しない場合には、常に訴訟によらなければ還付を受けられないということになる⁶⁸⁾。登録免許税法や自動車重量税法はこれらの法律の構造上、登記機関や国土交通大臣等を経由した還付手続きしか予定していないと解するのが自然であるように思われるし、国税通則法の還付加算金に関する規定もこれらと整合性を有するものである。5 の最高裁判決における泉徳治裁判官の反対意見はこれら関係法令の諸規定に照らし矛盾のないものとなっており、現行制度を前提とする限り泉徳治裁判官の意見が妥当なものと考えられる。

ところで、他の自動確定の国税であるところの源泉徴収に係る所得税、予定納税に係る所得税及び印紙税においては、還付権利者の還付請求期間に関しては還付等の消滅時効（通則法 74 条）による制限以外に特に制限はされていないのであって、この点からみれば、この両税についてのみ還付を受ける権利行使期間を特に制限する合理的理由はないように思われる

が、登録免許税や自動車重量税は登記申請手続きや自動車検査証の交付等の手続きにかかわらしめたところで簡易迅速な納付手続きと確実な収納確保を図るといった特殊性を有しており、登記機関や国土交通大臣等が登記等や自動車検査証の交付等の事務を行う段階でこれらの事務を行うと同時にこれらに係る国税の納付手続も完結させることとしていることから、これらの機関を経由する納付・還付手続きにつき期間制限を設けること自体は決して不合理とはいえない面がある⁶⁹⁾。このように、登記機関や国土交通大臣等における納付確認や課税標準若しくは税額の認定が簡易迅速に行われるべきであることに合理性があると思われるが、この点は行政上の都合といえるものである⁷⁰⁾。そういう意味で5の最高裁判決が国税通則法56条1項の規定から還付権利者は当然に還付請求権を取得し、その権利行使がこれらの手続きによって制限されない（これらの手続きに排他性がない）としていることは理念としては理解できるものであるが、上記6のとおりこの判決が触れていない手続規定に対する吟味の必要性という宿題を残したのではないと思われる。登録免許税法31条2項の請求権が簡易迅速な手続きによる還付を受けることのできる法的地位のある請求権であるにすぎない⁷¹⁾とし、自動車重量税法16条1項の証明書も同様の趣旨の請求権であるとするならば、これらの規定外において税務署長に対しても直接過誤納金の還付請求ができるようにすべきであり、そうであれば登記機関又は国土交通大臣等に対する請求権の行使とは別に、直接税務署長に還付請求できるための手続きに関する規定の整備が求められるのではないと思われる。すなわち、5の最高裁判決を前提とすれば、税務署長が直接還付権利者からの還付請求を受けてもこれに対して職権で納付額の確認及び課税標準又は税額の認定をできるような法令上の措置が必要ではないと思われるのである⁷²⁾。行政機関である税務署長の職責に属する事項が確定した判決がないとその職責がはたされ得ないという事態は行政法規としては遺漏のあるものといわざるを得ないが、もとより現行登録免許税法がそ

のような遺漏のある法規であるとは思われない（泉裁判官の反対意見はこのような前提に立っているものと思われる）。しかしながら、本最高裁判決を前提とすれば、税務署長において自ら職権をもって過誤納金の還付が可能となるような手続規定の整備が求められることになろう。もっとも、登録免許税も自動車重量税も登記機関又は国土交通大臣等の行政機関の段階での簡易・確実な収納の確保を期しているものであって、これらの国税の課税要件を構成する特定の行為をする者に対し登記登録や車検といった行為に加えて国税に関する事務負担をどの程度課するかといった観点も無視できないものである。したがって、自動確定の国税であることはそのままとして、税務署の当該職員にこれらの国税に関する質問検査権を付与し、現行の受身的なものではなく税務署長において自らの職権調査に基づき納付税額につき納税の告知ができること及び過誤納金につき還付（還付金等の支払決定）ができることを制度化することが考えられる。また、これに合わせて還付加算金に関する規定を整備する必要もある。すなわち、源泉徴収による国税に係る過誤納金の還付加算金に関する規定（国税通則法施行令 24 条 2 項 2 号、同条 3 項）と同様のものを登録免許税及び自動車重量税についても設けることが考えられよう⁷³⁾。これにより、登記機関を経由しなくても納税者は過誤納金につき簡易迅速に還付を受けることができることとなる。なお、申告納税方式の採用も考えられるが、これらについては、いずれも行政上又は納税義務者の事務負担が増加することが明らかであり、事務負担を増やすこのような重層的な手続構造がこれらの国税にふさわしいか否かはすぐれて立法政策の問題である。

《注》

- 1) 例外につき自動車重量税に関する租税特別措置法 90 条の 12 第 1 及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 8 条 1 項。
- 2) 更正、決定又は賦課決定の場合には行政処分として公定力が働き、実体法上過大な国税の金額であっても、これらの処分が取消し又は変更がされない限り

これらの処分により確定した租税債権の効力は失われない（特段の事情がある場合の不当利得返還請求につき最高裁判決昭和49年3月8日最高裁判所民事判例集28巻2号186頁）。他方、納税申告書の提出により確定した国税の課税標準等又は税額等は、私人のする公法行為であり、公定力を有するものではないが、公法上の効果が生ずる行為として、国税に関する法律により定められた手段による方法によってのみその変更をすることができると解される（最高裁判決昭和39年10月22日最高裁判所民事判例集18巻8号1762頁）。なお、更正の請求の原則的排他性につき金子宏『租税法（15版）』696頁。

- 3) 国税局長、税務署長又は税関長である（国税通則法56条）。
- 4) 例外として物納した財産で還付される場合につき相続税法43条3項。
- 5) 各税法に定める還付金として、①所得税の予納税額の還付（所得税法139条1項・2項，同法160条1項～3項），②法人税の中間納付額の還付（法人税法79条1項・2項，同法81条の30第1項・2項，同法134条1項～3項，同法134条の4第1項～3項），③清算中の法人税の予納額の還付（法人税法110条1項・2項，同法136条1項～3項），④消費税額の中間納付額の還付（消費税法53条1項・2項，同法55条1項～3項），⑤所得税額から控除する源泉徴収税額及び外国税額の還付（所得税法138条1項，同法159条1項・2項），⑥法人税額から控除する所得税額及び外国税額の還付（法人税法78条1項，同法81条の29第1項，同法133条1項），⑦清算中の所得税額の還付（法人税法109条1項，同法135条1項），⑧純損失の繰戻還付（所得税法142条2項），⑨欠損金の繰戻還付（法人税法80条6項，同法81条の31第4項），⑩相続時精算課税に係る贈与税額の還付（相続税法33条の2第1項・4項5項），⑪消費税の仕入れに係る税額控除不足額の還付（消費税法52条1項，同法54条1項），⑫個別消費税の課税物件が戻入れ等された場合の還付（酒税法30条4項・5項，揮発油税法17条3項・4項ほか），⑬仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付（法人税法134条の2第1項・2項），⑭災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による源泉所得税、個別消費税などの還付（同法3条2項，同条3項，同法7条4項，同法8条1項）及び⑮租税条約の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律による源泉所得税の還付（同法3条2項，同法3条の3第1項，2項，同法5条の2第5項）など。
- 6) 自動車重量税法16条（過誤納の確認等），印紙税法14条（過誤納の確認等），登録免許税法31条（過誤納金の還付等），所得税法191条（年末調整に係る過納額の還付）及び地方揮発油税法12条（還付及び充当）がある。
- 7) 所得税の確定申告は2月16日から3月15日（第三期）がその法定申告期限

であり、また法定納期限であるが、たとえば、2月14日に納付し、翌日の2月15日に確定所得申告書（所得税法120条1項）を提出した場合の当該所得税の納付金額は2月14日においては国税の予納額ということになる。また、登録免許税を銀行で納付し、翌日当該納付に係る領収証書を登記申請書に添付して登記申請した場合においても、その納付した日の段階においては国税の予納額と解されよう（国税通則法上は登録免許税の納税義務の成立の時は登記等の時とされている（同法15条2項12号）ので、登記申請書の提出前においては納付した登録免許税額に相当する額は国税の予納額であると解すべきであろう）。

- 8) 一種の利息としての性格を有することから、還付金等は民法上の不当利得でもあるとして還付加算金に加えて利息が付されると解することはできないのであって、還付加算金と不当利得における利息とは両立するものではない。このことは、逆にいえば、法に欠陥がない限り還付加算金の加算の対象とされていないものは還付金等ではないということになる。いずれにせよ還付金等の還付について民法の不当利得返還の法理を適用する場合においては還付加算金に関する規定との整合性の有無が検証されるべきであろう。
- 9) 還付加算金の計算の起算日の趣旨につき志場喜徳郎・荒井修・山下元利・茂串俊共編『国税通則法精解平成19年改訂』564頁。
- 10) 各税法において還付加算金の計算の始期、終期、除外期間等の定めが置かれており、以下のとおり。基本的には還付加算金の計算の起算日は納付の日の翌日であるが、たとえば、所得税法138条3項（源泉徴収税額等の還付）は納付の日ではなく確定申告期限の翌日又は期限後申告書を提出した日の翌日としている。
 - ① 所得税法138条3項・4項、139条3項～5項、142条3項、159条4項・5項、160条4項～6項、166条、168条、223条、所得税法施行令269条、278条2項、293条、295条、297条。
 - ② 法人税法78条2項・3項、79条3項～5項、80条7項、81条の29、81条の31第4項、120条4項、133条2項・3項134条4項～6項、134条の2第3項、137条2項、145条1項、147条、法人税法施行令154条の2第2項、174条2項、189条、190条。
 - ③ 消費税法52条2項、53条、54条、消費税法施行令69条。
 - ④ 相続税法33条の2第2項
 - ⑤ その他、酒税法30条9項、たばこ税法16条7項、揮発油税法17条8項、地方道路税法9条3項及び13条、石油ガス税法15条11項、航空機燃料税法12条4項、石油石炭税法12条8項、「災害被害者に対する租税の減免、

徴収猶予等に関する法律施行令 7 条及び 16 条 1 項、租税条約実施特例法施行規則 15 条。

- 11) 支払決定の日とは、国税収納金整理資金に関する法律に基づき国税資金支払命令官（税務署長等）が支払決議により支払のための小切手の振出し又は国庫金振替書を発行する日と解されよう。
- 12) この(イ)の②～⑦に掲げる過納金はいずれも、税務署長等の行為が原因となって過納金が生じたものであり、納付の日の翌日から還付加算金を付するものとなっている。還付金は、国税に関する法律により制度上生じるものであるから、別段の定め（前掲注 10）がある場合を除き、納付の日の翌日からとするものである。いずれも納税者が還付金等の還付の遅延について帰責事由がないものである。
- 13) 国税通則法 15 条 2 項（納税義務の成立）。
- 14) 国税通則法 36 条 1 項 2 号～4 号（納税の告知）。
- 15) 第二次納税義務者に対しては、納付通知書により納税の告知がされるところ（国税徴収法 32 条 1 項）、当該納付通知書に記載された第二次納税義務者から徴収しようとする金額が過大であった場合ということになる。したがって、納税の告知があった場合の③と同じ性格のものである。
- 16) 税務官庁において還付手続に要する期間と理解されている。
- 17) この(ロ)に掲げる過誤納金は、その発生の原因が納税者側にあるものとして、税務署長が過誤納金の存在を確認できる日の翌日から事務手続きに必要とされる 1 月の期間を置いて還付加算金の起算日とするものである。
- 18) 過誤納の事実の確認を受けようとする者は過誤納となった金額、その納付年月日、過誤納となった理由などを記載した申請書を提出しなければならない（国税通則法施行令 24 条 3 項）とされており、当該申請書が提出された日が「税務署長が過誤納の事実を確認した日」となろう。
- 19) 自動車重量税を納付した後に自動車検査証の交付又は車両番号の指定を受けることをやめた場合や過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付又は車両番号の指定を受けた場合には、これらの場合に該当することとなった日から 1 年を経過する日までに国土交通大臣等に申出て、過誤納に係る事実の確認を求め、かつ、その証明書の交付を請求することができるとされている（自動車重量税法 16 条 1 項）。この証明書を受けた者はこれを税務署長に提出して過誤納金の還付を受けることになる。
- 20) 登記を受けた者は、当該登記申請書に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記を受けた

日から1年を経過する日までに、過誤納がある旨を登記機関に申出て、登記機関から税務署長へ過誤納についての通知をすべき旨の請求をすることができる（登録免許税法31条2項）とされている。登記機関は、登記を受けた者からのこのような請求がない場合でも、過誤納の事実（同条1項各号に掲げる事実）があるときは、当該事実に係る登録免許税の額を税務署長に通知しなければならない（同条1項）。

- 21) その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限となる。
- 22) 国税通則法23条1項2号と同法施行令6条1項5号の理由が除外されている。したがって、これらは(ロ)①によることとなるが、結果は同じである。
- 23) 金子前掲注2), 660頁。
- 24) 公法上の不当利得に関する学説・判例につき小高剛『新版注釈民法(18) 債権(9)』511頁。
- 25) 納税申告書の提出の効力につき前掲注2)。
- 26) 最高裁判所判決昭和49年3月8日最高裁判所民事判例集28巻2号186頁。
なお、関連するものとして、最高裁判決昭和53年3月16日判例時報884号43頁。もっとも、現所得税法においては、立法上の措置（同法64条1項、152条）がなされている。
- 27) 登録免許税につき最高裁判決平成17年4月14日最高裁判所民事判例集59巻3号491頁、この二審である大阪高裁判決平成12年10月24日訟務月報48巻6号1534頁、一審である神戸地裁判決平成12年3月28日訟務月報6号1519頁。自動車重量税につき東京地裁判決平成10年2月26日（確定）（判例タイムズNo.1006, 165頁）。なお、登録免許税法31条2項に規定する税務署長に対する過誤納金がある旨の通知をすることを求める請求に還付手続きの排他性を認め、拒否通知に行政処分性があるとしたものとして東京地裁判決平成13年5月21日訟務月報49巻5号1544頁（この控訴審である東京高裁判決平成13年10月29日訟務月報49巻5号1532頁）。還付手続きの排他性の有無の判断は明らかでないが、拒否通知に行政処分性があるとしたものとして神戸地裁尼崎支部判決平成12年3月28日訟務月報48巻6号1519頁。
- 28) 金子前掲注2), 662頁、南博方・岩崎政明『新版注釈民法(18) 債権(9)』535頁、谷口勢津夫「登録免許税の法的構造と権利救済——納税義務の自動確定に関する一考察——」新井隆一先生古希記念364頁、渋谷雅弘「登録免許税の争訟方法」判例評論548号9頁。これに対し、特定の場合の登録免許税につき還付手続きの排他性を認め行政処分性を肯定するものとして佐藤英明「租税法律主義違反を理由とする登録免許税誤納金返還請求の可否」判例評論451号26頁、東亜由美「登録免許税法31条2項に基づく請求に対し登記官がした還

付通知を拒否する旨の通知の行政処分性」行政判例解説 111 頁、佐藤孝一「登録免許税の軽減規定の移転登記後における適用の可否」税経通信 50 巻 8 号 219 頁。

- 29) 年末調整による過納額を給与等の支払者が受給者に対してする還付につき所得税法 191 条（過納額の還付）、同法施行令 312 条（年末調整による過納額の還付の方法）。なお、例外的に税務署長が納税義務者の直接還付する場合につき同法施行令 313 条（給与等の支払者が還付できなかった場合の処理）。
- 30) 納税の告知に係る過納金及び国税通則法 58 条 4 項に規定する過納金は除く。
- 31) 最高裁判決昭和 45 年 12 月 24 日最高裁判所民事判例集 24 巻 13 号 2243 頁。
- 32) 予定納税額につき過納金が生ずる場合として所得税法 105 条、113 条、114 条 1 項～3 項及び国税通則法施行令 24 条 1 項 1 号参照。
- 33) 印紙に代えて、税印による納付（印紙税法 9 条 1 項）及び印紙税納付計器の使用による納付（同法 10 条 1 項）が特例的に認められている。
- 34) 申告納税方式を採用している書式表示による申告・納付及び預貯金通帳等に係る申告・納付並びに賦課課税方式が採用される過怠税（印紙税法 20 条 1 項～3 項）の納付の場合は対象とならない。
- 35) 過怠税の額は本税の額に相当する額も含んだ額であって、申告納税方式による国税のように本税と加算税とは区分されていない。税目としては印紙税である（印紙税法 20 条 7 項）。
- 36) 登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長。
- 37) 登録免許税法施行規則 14 条（免許等の場合の納付の確認の時期）及び登録免許税法 25 条（納付の確認）後段参照。
- 38) 過誤納となった理由（①～③のいずれかの理由区分）、納付方法、登記機関の官職・氏名、登記等の申請をした者又は登記等を受けた者の氏名・名称等、納税地、登録免許税法 31 条 2 項の規定による申請又は同条 5 項の申出に基づき通知をする場合には、これらの申請・申出があった旨及びその日など（登録免許税法施行令 20 条 1 項（過誤納金の還付等））。
- 39) 当該登記等が免許等である場合は若干異なる。
- 40) 国税資金支払命令官（国税収納金整理資金に関する法律 10 条、国税収納金整理資金事務取扱規則 4 条）である税務署長は、その支払が、法令に違反することがないかを調査して支払の決定をしなければならない（国税収納金整理資金に関する法律施行令 9 条）とされている。税務署長に調査のための法的手段が与えられていないが、還付すべき登録免許税に係る過誤納金は登記機関からの通知をもって法令に適合した過誤納金の還付のための支払決定ができる仕組みとなっている。

- 41) 税務署長としては受動的・偶発的に不納付の事実の確認ができる場合に限りよう。旧登録税につき登記機関からの通知の基づかない税務署長の徴収処分を肯定した東京地裁判決昭和 38 年 11 月 28 日行政事件裁判例集 14 卷 11 号 1936 頁)。
- 42) 国土交通大臣，地方運輸局長，運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会。
- 43) 臨時検査等の場合の返付なども含む。
- 44) 現金納付が認められる場合につき自動車重量税法 10 条。この場合には，自動車重量税印紙ではなく，現金納付に係る領収証書を所定の書類に貼付する。
- 45) 現金により納付し，その領収証書を国土交通大臣等に提出する方法が認められる場合もある（自動車重量税法 12 条 3 項）。電子納付につき同条 4 項。
- 46) 納税の告知を行うことになる（通則法 36 条 1 項）。
- 47) 本文(2)及び(3)の①以下の付番は判旨等の内容整理のため便宜上付したもので，判旨等の内容に含まれるものではない。
- 48) 国税通則法 56 条 1 項。また，国の機関として支払決定ができる者も税務署長などである（国税収納金整理資金に関する法律 10 条，同法施行令 9 条）。
- 49) 税務署長がする還付金等の還付行為には行政処分性がなく，抗告訴訟の対象とはならないと解される。
- 50) 実務では，登録免許税を現金で納付したが，登記申請をしないこととした場合には，当該納付に係る現物の領収証書を税務署長に提出したときは，調査するまでもなく客観的に過誤納であることが明らかであり，この場合にはこれを還付することとしている（5 ハ「判旨に対する泉裁判官の反対意見の理由」⑦参照）。もっとも，登録免許税の納税義務の成立の時期は登記等の時（国税通則法 15 条 2 項 12 号）であり，4 の(4)の a～e に掲げる場合に該当するものでもないことから，この納付に係る金額は過誤納金ではなく，国税通則法 59 条 1 項 2 号に掲げる予納額と解される。そして，登記等をしないこととなった時（税務署長に領収証書を提出した時とされよう）に過誤納金とされ（同条 2 項），還付されるべきものとなり，還付加算金の計算もこれに従うこととなると解される（同法施行令 24 条 2 項 5 号）。
- 51) 登録免許税法には質問検査権に関する規定がなく，課税庁だけでなく登記機関も同法による質問検査権を有しているものではない。ただし，登記機関は登録免許税の課税標準又は税額の計算の基礎となる事実につきこれを確認する手段を有しており，であるからこそ登記機関に登録免許税額の確認義務と認定権が付与されているものである。なお，登録免許税に限らず審査請求事件については，国税審判官は国税通則法により質問検査権を与えられている（同法 97

条1項、2項)ので、担当審判官等は審理のために必要な登録免許税の課税標準及び税額に関する質問検査を行うことができる。

- 52) 登録免許税の課税標準の認定に対し、不服がある場合に直接税務署長への判断を求めるべきであるとの見解(この点につき沖野武志「公法判例研究」法學70巻2号208頁)もあるが、現行登録免許税法は税務署長による課税標準及び税額についての認定・判断を予定していないと解すべきであろう。
- 53) 千葉地裁判決平成7年2月22日8判例時報1535号64頁、この二審である東京高裁判決平成7年11月28日行政事件裁判例集46巻10・11号1046頁、本判決の一審である神戸地裁判決平成12年3月28日訟務月報48巻6号1519頁、この二審である大阪高裁判決平成12年10月24日訟務月報48巻6号1534頁。
- 54) 登録免許税法31条2項の規定は納税義務者に請求権を認めた規定となっているが、当該請求に対する登記機関の応答義務について触れるところがない。納税義務者の権利に関する事項に関する規定としてはその規定ぶりは軽いものである(この点につき、渋谷前掲注2稿8頁)が、法が納税義務者に請求権を認めている以上、登記機関は請求に対する応答義務があるというべきである。
- 55) 登録免許税につき認定権も質問検査権も有しない税務署長等は、同税の課税標準又は税額につき納税者と認識を異にすること自体想定されていない(事実上不可能)のであって、税務署長等としては登記機関からの通知に基づき判断せざるを得ない。そういう意味で登記機関からの通知は事実上税務署長等を拘束するものである。
- 56) この点は、あたかも更正の請求期間が経過した後納税義務者がいわゆる嘆願書を提出して税務署長の職権による更正を促す場合に類似することとなる。
- 57) 国税通則法36条1項4号。
- 58) 国税通則法施行令24条2項5号に規定するものは、国税通則法58条1項3号に掲げるもののうち、同法施行令24条2項1号～4号に掲げるものの以外のものであるところ、同法58条1項3号に掲げるものが同項1号及び同項2号に掲げるもの以外のもとなっており、個別に規定がないものを包括するバスケットカテゴリーとなっている。
- 59) 高世三郎「最高裁判所判例解説」法曹時報59巻5号111頁。
- 60) 源泉徴収による国税に係る過誤納金に係る還付加算金の計算の起算日は、税務署長がその過誤納の事実を確認した日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日となる。この税務署長の過誤納の事実の確認を受けようとする者は過誤納となった金額等を記載した申請書を税務署長に提出しなければならないとされている(国税通則法施行令24条3項)。

- 61) 沖野前掲注 52), 205 頁。
- 62) 国税通則法施行令 24 条 2 項 4 号は「登録免許税法第 31 条第 2 項（過誤納金の還付等）の規定による請求をすることができる登録免許税に係る過誤納金」の還付加算金の起算日の基準となる日として「当該過誤納金につき、当該請求があった日」としており、「当該過誤納金」とは、「登録免許税法第 31 条第 2 項（過誤納金の還付等）の規定による請求をすることができる登録免許税に係る過誤納金」を指すものと解され、単に「登録免許税に係る過誤納金」ではない。また、「当該請求があった日」の「当該請求」は登録免許税法第 31 条第 2 項の規定による請求と解される。
- 63) 通則法施行令 24 条 2 項 2 号は源泉徴収による国税についての規定であるところ、同項 3 号及び 4 号はそれぞれ自動車重量税及び登録免許税についての規定を置いていることからすれば、これらの規定との関係で本ケースの登録免許税について同項 2 号が類推適用されることの合理的な説明が必要と思われる。
- 64) 既に述べたように、還付権利者から税務署長に対し登録免許税や自動車重量税の過誤納金の還付請求が直接なされても、これらの税額の納付に係る領収証書が提出されるなど過誤納金があることが税務署長において客観的に明らかである場合しか還付できないことから、登記機関からの過誤納通知又は国土交通大臣等の過誤納証明書がないかぎり、訴訟によるしか還付を受ける方途がないので、このようなケースが想定されるところである。
- 65) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 8 条 1 項の規定による自動車重量税の還付金も税務署長が自ら還付金の額を確認することができないことから、そのことを前提に所定の仕組みによりこれを還付することとしている。すなわち、自動車の販売業者又は自動車分解整備事業者が自動車の使用者のために自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける目的で保管している自動車が災害を受けたことにより自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた後走行の用に供されることなく使用の廃止がされたもの（被災自動車）がある場合には、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける際に納付された自動車重量税に相当する金額が納税義務者に還付されることとなっている（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 8 条 1 項）が、税務署長からこの還付を受けるためには、災害のやんだ日から 4 月以内に所定の申請書に被災自動車確認書及び自動車重量税納付税額証明書を添付して所轄税務署長にこれを提出しなければならないとされている（同法施行令 15 条の 3 第 1 項）。そして、被災自動車確認書は被災地を所轄する税務署長（納税義務者の納税地を所轄する税務署長ではない）が自動車の販売業者又は自動車分解整備事業者の申請により被災自動車の確認をして交付するものであり

(同令 15 条の 4 第 1 項)、自動車重量税納付税額証明書は国土交通大臣等が交付するものである(同令 15 条の 5 第 1 項)。

- 66) 5 の最高裁判決が、国の徴収権が消滅時効の 5 年間行使できるのに対し、還付権利者による還付請求権の行使が登録免許税法 31 条 2 項の規定により 1 年間の制限を受けることの不合理性を指摘しているが、還付金等の消滅時効も 5 年であって、この点は同じである。登録免許税については、税務署長にはそもそも納付税額を確認する権限、認定権及び質問検査権もないことから消滅時効に関する規定を除けば税務署長による徴収権の期間制限に関する規定自体が観念されないものである。税務署長が徴収権を行使できるのは、登記機関からの通知(法 28 条 1 項)又は納付不足額がある事実を知ったとき(法 29 条)であり、受動的であって、職権による調査に基づき税額を認定し徴収することは予定されていない(できない)。このような手続きに関する登録免許税の特殊性に鑑みると、還付請求権の権利行使に対する期間制限と国の徴収権の長短を比較し、衡平の見地から手続きの排他性を否定する論理を導くことには疑問がある。

- 67) 前掲注 50)。

- 68) 過誤納金の還付請求訴訟における当事者である国以外の者が登記機関(たとえば、日本税理士会など)である場合には、登記・登録の事実、課税標準及び税額について、国は登記機関からの通知がなければこれを確認することができないにもかかわらず訴訟上の当事者とならざるを得ないという事態が生ずるが、このことの合理的説明ができないという問題がある。

- 69) この観点からの考察につき酒井克彦『行政事件訴訟法と租税訴訟』64 頁、70 頁。

- 70) 登録免許税や自動車重量税の過誤納金の還付請求についてその権利行使期間を制限することはその内容が著しく不合理でない限り立法政策の問題であり、アプリアリに期間制限を否定することはできないであろう。そして、1 年間の請求期間が短かすぎるということも言えないであろう。判決は、登録免許税法 31 条 2 項の規定の排他性の有無について、更正の請求の原則的排他性との比較において、自ら税額を確定した場合とはその前提を異にするという。これは、税額の確定(申告)か納付かといった行為の相違を要素としているものと思われるが、納税者の権利救済という観点からは自己責任に係るものか否かといった点が要素されるべきであり、税額の確定か納付かといった行為の相違は本質的なものとは思われない。自動確定の国税であるとはいっても、その納付は自主納付によるものであり、納税の告知や督促によるものではなく、自ら正しいと認識した税額を自らが納付したものである。これと自らの認識に基づく課税

標準等又は税額等を申告することとの相違が手続きの排他性の有無を判断する要素となることの意味は判然としない。

- 71) 5の最高裁判決が、判旨④において「簡易迅速に還付を受けることができる手段を利用することができる地位」を否定するものとして登録免許税法 31 条 2 項の請求に対する登記機関の拒否通知に行政処分性を認めている。行政処分性についての最高裁判決昭和 39 年 10 月 29 日最高裁判所民事判例集 18 卷 8 号 1809 頁の判断を前提とした場合にこのようなことがいえるのか否か疑問があるものの、税務署長等に対する直接の還付請求手続きが制度上予定されていない場合には、この拒否通知があったときは税務署長等に対する還付請求が機能せず、したがって訴訟によってしか解決できないとの特殊な場面を前提として行政処分性を認めたものではないかと思われる。そうであれば、行政手続きの簡易迅速性について一般的に行政処分性を見出すのではなく、税務署長による過誤納金の還付が訴訟により金額が確定しないと還付できないという特殊性において見出すしかなく、この判決の射程距離としてはせいぜいのところ自動車重量税の還付手続きに及ぶのがその限界であると解すべきであろう。
- 72) 還付権利者から直接税務署長等に還付請求があった場合には、税務署の当該職員による登記機関又は国土交通大臣等が保有している関係書類の閲覧規定の創設、又はこれらの機関からの税務署長等への関係書類の謄本の送達義務付規定の創設により、税務署長等が還付義務者として責任をもって還付のための支払決定をし、又はしないといった制度が考えられる。
- 73) 沖野前掲注 52) 参照。

参考文献・評釈等

泉徳治、大藤敏、満田明彦『租税訴訟の審理について』（改訂新版）

太田幸夫「平成 17 年度主要民事判例解説」判例タイムズ No. 1215・256 頁

沖野武志「公法判例研究」法學 70 卷 2 号 202 頁

小高剛『新版注釈民法(18) 債権(9)』511 頁

金子宏『租税法』第 15 版

小林幹雄「登録免許税法の過誤納金の還付通知を求める請求期間を定める登録免許税法 31 条 2 項の制限期間を徒過した場合の過誤納金の還付請求の可否について」税大ジャーナル 4 号 101 頁

斎藤誠「登録免許税の争い方」租税判例百選第 4 版 172 頁

酒井克彦『行政事件訴訟法と租税訴訟』

佐藤英明「租税法法律主義違反を理由とする登録免許税誤納金返還請求の可否」判例評論 451 号 26 頁

佐藤孝一「登録免許税の軽減規定の移転登記後における適用の許否」税経通信
50 巻 8 号 219 頁

渋谷雅弘「登録免許税の争訟方法」判例評論 548 号 9 頁

清水湛編著『登録免許税法詳解』

首藤重幸「登録免許税法 31 条 2 項に基づく請求に対する登記機関の拒否通知の
処分性」ジュリスト 1313 号 39 頁

高世三郎「最高裁判所判例解説」法曹時報 59 巻 5 号 111 頁

谷口勢津夫「登録免許税の法的構造と権利救済 — 納税義務の自働確定に関する
一考察 —」新井隆一先生古希記念 364 頁

東亜由美「登録免許税法 31 条 2 項に基づく請求に対し登記官がした還付通知を
拒否する旨の通知の行政処分性」平成 12 年行政判例解説 111 頁

槇二葉「登録免許税に関する争訟事件の諸問題について」法務研究報告書 89 集
2 号

(原稿受付 2010 年 7 月 9 日)

〈論 文〉

海軍工廠における原価計算規程の進展

—— 横須賀海軍工廠製造品価額計算法から

海軍工作庁工事費整理規則まで ——

建 部 宏 明

要 約

本誌第 86 号では印刷局における原価計算規定を原価計算制度の初期的展開の一齣^{こま}として瞥見した。当時、政府が経営する他の作業場においても、これに比肩する原価計算規定が存在していたに違いない。政府経営の各作業場では作業費出納条例に従った処理が行われていたとみられるが、より精緻な支出を計算するために、印刷局のような独自の原価計算規定が設けられる必要があった。では、印刷局以外の政府経営の作業場にはどのような原価計算規定および規程が存在していたのであろうか。そこで、当時日本屈指の近代工場を有していた海軍工廠を対象として、海軍工廠における原価計算（規定）規程の進展を横須賀海軍工廠製造品価額計算法（明治 13 年）から海軍工作庁工事費整理規則（大正 14 年）までの経緯の考察によって明らかにすることを試みる。

キーワード：原価計算制度，原価計算規程，海軍工廠，製造品価額計算法，
工務規則細則，工事施行及工事費整理手続，工事費整理規則

1 はじめに

本誌第 82 号，第 84 号では，原価計算制度における費目別計算思考が国家予算制度の成熟に伴っていかに萌芽し，生成したかを考察し，これを原

価計算制度誕生のための先行要件と位置づけた¹⁾。そして、第 86 号では「原価計算制度における費目別計算思考の確立——大蔵省印刷局『印刷局諸規程』「第三 簿記順序」に見る原価計算制度の初期的展開の一齣——」と題して、第 82 号および第 84 号で考察した原価計算制度誕生のための先行要件がいかに原価計算制度の初期的展開に繋がったかを論じた²⁾。この大蔵省印刷局『印刷局諸規程』「第三 簿記順序」（明治 15 年）には簡素な原価計算手続きが規定されており、「作業費区分及受払例則」（明治 9 年）、「作業費出納條例」（明治 10 年）、「（改正）作業費出納條例」（明治 12 年）では看取できなかった費目別計算思考の確立形態が存在していた。

第 84 号で考察したように、政府経営の作業場では「作業費区分及受払例則」，「作業費出納條例」，「（改正）作業費出納條例」に準拠して作業費の処理が行われていた。次いで、第 86 号で考察したように、印刷局のような原価計算規定を擁する作業場が現れた。当然のことながら、印刷局以外でも原価計算規定を必要とする作業場があると思われる。当時、政府経営の作業場としては、造幣局、富岡製糸所、電信灯台用品製造所、広島鑛山、官設鉄道、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、海軍鎮守府造船工場（海軍工廠）などが挙げられる。本稿ではこれら政府経営の作業場のうち、原価計算規定（規程）の存在が確認できる海軍鎮守府造船工場（海軍工廠）を研究対象としたい。海軍工廠は海軍の軍備増強に伴い大規模化した当時屈指の近代工場であった。海軍工廠の原価計算については、以前、拙稿「海軍の原価計算——海軍工作庁工事費整理規則を取り上げて」（『経理知識』、平成元年）において「海軍工作庁工事費整理規則」（大正 14 年）を海軍工廠の原価計算規程として論じたが、これが「いかなる系譜で形成されたか」については手つかずのままであった³⁾。そこで、拙稿「海軍の原価計算」の研究を敷衍するために、「海軍工作庁工事費整理規則」に至るまでの系譜を追尾することによって、「海軍工廠においていかに原価計算規程が展開したか」を論じていきたい。そこでは、印刷局の原価計

算規定とは違った展開が見られる。

本稿で提示する作業費会計に関する法律の系譜などは国会図書館 HP（日本法令索引）を活用し、その原史料やこれに関連する文書は国立公文書館、アジア歴史資料センターから取得した。また、それらの基本的な概念は明治財政史編纂会編纂『明治財政史』（明治財政史発行所、大正 15 年）、大蔵省編纂『明治大正財政史』（財政経済学会、昭和 11 年）、白神主計少佐『海軍燃料廠作業会計の梗概：講話要領（孔版）』（昭和 4 年）における記述を参考とした⁴⁾。なお、本稿で使用している会計は明治期における語用の会計であり、財政も含んだ広い概念である。

2 政府経営による作業場の作業費会計

「各庁作業費区分及受払例則」（明治 9 年 9 月 6 日 太政官達一作業費出納条例の公布により消滅）の公布により、政府経営の作業場における作業上の収支は一般会計と区分され、別途に会計を立て、別金櫃が設けられることになった。この目的は財政逼迫を打開し、効率的な資金運用を図るために、政府経営による各作業場の独立採算であった。当該例則では、各庁の一般経費中作業場の作業に属すものは作業費と称され、これは興業費と営業費に区分された。この区分に基づいて、作業上必要とされる諸費用はすべて作業費に編入され、「一会計年度間に於ける作業上の収支を差引計算して、収益を生ずるときは之を一般会計に繰入れ欠損を生ずるときは営業費中より欠損に立て、一般会計中より欠損の補てんを行う」⁵⁾ という会計処理がおこなわれた。他方、作業にかかわらない本庁の諸経費は、従来どおり通常経費として区分された。その後、作業費概念がより明確化された「作業費出納条例」（明治 10 年 7 月 6 日 太政官達）が公布され、その適用が本格化した。さらに、損益計算を形骸化させないために、費途区分を変更した「（改正）作業費出納条例」（明治 12 年 10 月 16 日 太政官達）

が公布され、以後それは明治 22 年に「会計法」が制定されるまで、政府経営の作業場に適用された。

図表 1 は「(改正) 作業費出納条例」に基づいて作成された明治 12 年度の決算表のうち、(第 86 号で論述した) 印刷局一造幣も含む一と(本稿の論述にかかわる) 海軍を取り出したものである。作業費を運営して得た益金は歳入の部、経常歳入、作業益金で処理された。これが作業場における作業費の運用益である。他方、歳出の部、臨時歳出、興業費の部では新規事業のための固定資本への投資額や事業拡大のための固定資本への追加投資額が計上されていた。

図表 1 明治十二年度歳入歳出決算表の一部

歳 入	
経常歳入	
作業益金	一, 八二八, 三四四 _円
大蔵省造幣	五〇五, 六二八
大蔵省印刷	一四二, 三六三
海軍省造船	三六, 三七七
海軍省石炭	四, 五五九
歳 出	
臨時歳出	
興業費	一, 三二五, 六九六 _円
大蔵省造幣	四六, 九三三
海軍省造船	四一, 九四五
海軍省火薬製造	一六, 九四六

出典：明治財政史編纂会編纂『明治財政史 第二巻会計法規 (二)』明治財政史発行所、大正 15 年、311-314 頁。

このように、政府経営の作業場においては作業費が設置され、独立採算が企図された。これは別途会計とよばれ、明治 9 年から実施されたが、出納取扱上での一般会計との便宜的な区分に過ぎず、会計制度上一般会計に

対立する制度として確立されたわけではなかった。したがって、別途会計は政府経営の作業場が特別会計（自己完結的な独立採算）に至る過渡的な形態であると考えられる。

その後、明治憲法（第六章 会計）の附属法として、「会計法」（明治 22 年 2 月 11 日法律第 4 号）および「会計法」の細則規程である「会計規則」（明治 22 年 4 月 30 日勅令 60 号）が施行され、「会計法」上で特別会計の設置が明確に規定された⁶⁾。この「会計法」は第 1 章 総則、第 2 章 予算、第 3 章 収入、第 4 章 支出、第 5 章 決算、第 6 章 期満免除、第 7 章 歳入剰余定額繰越予算外収入及定額戻入、第 8 章 政府ノ工事及物件ノ売買貸借、第 9 章 出納官吏、第 10 章 雑則、第 11 章 附則から構成されている。このうち、第 30 条（第 10 章 雑則）では「特別ノ須要ニ因リ本法ニ準拠シ難キモノアルトキハ特別会計ヲ設置スルコトヲ得」とされ、このために「特別会計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」と規定されていた⁷⁾。これが特別会計の設置の根拠となる規定である⁸⁾。「会計法」の公布に伴い、明治 22 年度限りで別途会計に関する規定はすべて廃止され、引き続き特別な収支を必要とする作業場に対しては「会計法」に基づいた特別会計法が適用された。すなわち、これまで別途会計を採用していた造幣局、印刷局、富岡製糸所、電信灯台用品製造所、広島鑛山、官設鉄道、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、海軍鎮守府造船工場などの作業場に対しては、明治 23 年度に各特別会計法が法律で、その施行細則が会計規則として勅令で、それぞれ制定された（図表 2）。

「作業会計法」（明治 23 年 3 月 17 日法律第 17 号）は造幣局、印刷局、富岡製糸所、電信燈台用品製造所、広島鑛山が適用対象であった⁹⁾。さらに、具体的な運用規定として「作業及鉄道会計法」（明治 23 年 3 月 20 日勅令第 33 号）が制定された。「作業会計法」は明治 23 年制定以後、十数回の改正が行われ、「政府出資特別会計法外二十一法令の廃止等に関する法律」（昭和 21 年 9 月 13 日法律第 21 号）により基本的には廃止されたが、

図表 2 各特別会計法と会計規則（明治 23 年度公布）

明治 23 年		適用作業場
3 月 17 日	法律第 17 号 作業会計法	造幣局，印刷局，富岡製糸所，電信燈台用品製造所，廣島鑛山
17 日	法律第 18 号 陸軍作業会計法	東京砲兵工廠，大阪砲兵工廠，千住製絨所
17 日	法律第 19 号 鎮守府造船材料資金会計法	海軍鎮守府造船工場
17 日	法律第 20 号 官設鉄道会計法	官設鉄道事業
20 日	勅令第 33 号 作業及鉄道会計規則	造幣局，印刷局，富岡製糸所，電信燈台用品製造所，廣島鑛山，東京砲兵工廠，大阪砲兵工廠，千住製絨所，官設鉄道事業
20 日	勅令第 34 号 鎮守府造船材料資金会計規則	海軍鎮守府造船工場

印刷局のそののみが残され，「印刷局特別会計法」（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 36 号）となり，「独立行政法人国立印刷局法」（平成 14 年 5 月 10 日法律第 41 号）として現在も存続している。

「陸軍作業会計法」は明治 23 年 3 月 17 日法律第 18 号で公布され，東京砲兵工廠，大阪砲兵工廠，千住製絨所がその対象であった¹⁰⁾。具体的な運用規定として「作業及鉄道会計法」が制定された。明治 45 年 3 月 30 日法律第 10 号による改正を経た後，昭和 21 年公布の「政府出資特別会計法外二十一法令の廃止等に関する法律」で廃止された。

「鎮守府造船材料資金会計法」（明治 23 年 3 月 18 日法律第 19 号）は，海軍鎮守府造船工場における材料資金に対する特別会計である¹¹⁾。具体的な運用規定として「鎮守府造船材料資金会計規則」（明治 23 年 3 月 20 日勅令 34 号）が制定された。その後，「海軍造船材料資金会計法」（明治 35 年 3 月 26 日法律第 34 号），「海軍工廠資金会計法」（明治 38 年 2 月 16 日法律第 15 号）と引き継がれ，「海軍工廠資金会計法」は大正 8 年 3 月 25

日法律第 10 号，昭和 14 年 3 月 16 日法律第 4 号，昭和 17 年 2 月 20 日法律第 24 号による改正を経て，昭和 21 年に「政府出資特別会計法外二十一法令の廃止等に関する法律」が公布されるまで存続した。

「官設鉄道会計法」（明治 23 年 3 月 17 日法律第 20 号）は，官設鉄道事業が対象とされた¹²⁾。具体的な運用規定として「作業及鉄道会計法」が制定された。「官設鉄道会計法」は「帝国鉄道会計法」（明治 39 年 4 月 11 日法律第 37 号），同名の法律である「帝国鉄道会計法」（明治 42 年 3 月 22 日法律第 6 号）を経て，「国有鉄道事業特別会計法」（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 40 号）となった。

「作業会計法」，「陸軍作業会計法」，「鎮守府造船材料資金会計法」，「官設鉄道会計法」はいずれも，次の諸点を規定した特別会計に関する法律であった¹³⁾。

- ① 作業場を経営するために固定資本，据置運転資本を定め，その収入は作業の費用へ循環させ，特別会計を立てる。
- ② 現在使用している建物や機械，将来事業拡大などのために増築する建物，導入する機械は固定資本とする。従来営業資本（貯蓄材料，物品および事務所・作業場の備品など）としてきたものの価額は，据置運転資本とする。
- ③ 各作業場の特別会計の歳出額は予算定額内でまかなう。

上記のような大枠のもと，造幣局，印刷局，富岡製糸所，電信燈台用品製造所，廣島鑛山，東京砲兵工廠，大阪砲兵工廠，千住製絨所，官設鉄道事業には「作業及鉄道会計規則」（全 54 条）が，海軍鎮守府造船工場には「鎮守府造船材料資金会計規則」（全 8 条）がそれぞれ設けられ，これらの規則では歳出と歳入の区分，予算決算，収入と支出の区分，資本の定義，帳簿の設置など，いかに特別会計を運営していくかが詳細に規定された。

3 海軍工廠における工事費整理規定（規程）

前節では政府経営による作業場の作業費会計を瞥見したが、「会計法」の施行によって海軍の作業場の会計処理に大きな変更が行われた。それまで別途会計を適用し、独立採算を目指していた鎮守府造船工場の艦船建造費やその他造船費は「会計法」により特別会計から除外され、一般会計となり、材料資金のみが特別会計処理となった。これが前節で言及した「鎮守府造船材料資金会計法」であり、8条構成で第1条において「鎮守府造船工場ニ於テ船舶ヲ製造修理スル為メニ要スル材料貯蓄ノ資本トシテ造船材料資金ヲ置キ特別ノ会計ヲ立テシム」（第一條）と鎮守府造船所における材料資金の特別会計が定められた¹⁴⁾。造船材料資金は「従来横須賀鎮守府小野濱造船所ニ備ヘタル營業資本ヲ以テ之ニ充ツ」（第二條）とされ、もし造船材料資金で貯蓄している材料を使用するときは「海軍省所管経費ヲ以テ之ヲ購入スヘシ」（第三條）とされている¹⁵⁾。なお、海軍では火薬廠（大正8年）、燃料廠（大正10年）が特別会計とされた。それでは、「会計法」に準拠した明治23年度の決算から海軍の部を見てみたい¹⁶⁾。

各種特別会計法が適用された明治23年度の一般会計の歳入經常部には第十七項 造船材料売払益金（第三款 官業及官有財産収入）が計上され、歳出經常部には海軍省所管（第一款 海軍本省、第二款 軍事費）、歳出臨時部には海軍省所管（第一款 軍艦製造費、第二款 兵器水雷費、第三款 土木費―鎮守府ノ建築費、第四款 特別費、第五款 営繕費、第六款 土耳其派遣軍艦費、第七款 受託造修船費）が計上されている（図表3-1および図表3-2、図表では歳出部のみを示した）。

図表3-2のように、造船にかかわる歳出は一般会計で賄われたが、他方、図表4のように造船材料資金は特別会計とされた。

このように、海軍工廠の造船費については一般会計歳出臨時部で処理さ

図表 3-1 明治 23 年度歳出經常部海軍所管における決算額の一部

歳出經常部		
海軍省所管		
第一款	海軍本省	金拾參萬四千貳百參拾六圓七拾壹錢六厘
第二款	軍事費	金五百四拾六萬貳千八百八拾貳圓貳錢六厘
海軍所管合計		金五百五拾九萬七千百拾八圓七拾四錢貳厘

出典：「御署名原本・明治二十七年・決算四月二十日・明治二十三年度大藏省外四省所管特別会計歳入歳出予算」, JACAR, Ref. A03020090200, 内閣, 明治 23 年 3 月 27 日。

図表 3-2 明治 23 年度歳出臨時部海軍所管における決算額の一部

歳出臨時部		
海軍省所管		
第一款	軍艦製造費	金貳千七圓六拾五錢九厘
第二款	兵器水雷費	金拾七萬四千六百八拾圓六拾貳錢四厘
第三款	土木費	金五拾六萬貳千七百八拾貳圓七拾錢六厘
第四款	特別費	金四拾九萬四千七百六拾六圓參拾四錢九厘
第五款	營繕費	金九萬六千參百參拾八拾五錢五厘
第六款	土耳其派遣軍艦費	金七萬九千九百九拾七圓五拾七錢貳厘
第七款	受託造修船費	金貳萬參千五百九拾五圓參拾八錢六厘
海軍所管合計		金百四拾參萬參千參百六拾壹圓拾五錢壹厘

出典：「御署名原本・明治二十七年・決算四月二十日・明治二十三年度大藏省外四省所管特別会計歳入歳出予算」, JACAR, Ref. A03020090200, 内閣, 明治 23 年 3 月 27 日。

図表 4 明治 23 年度海軍所管特別会計の決算額の一部

海軍省所管		
鎮守府造船材料資金		
歳 入		
款	鎮守府造船材料収入	金六拾萬八千六百七拾五圓貳拾八錢九厘
第一項	材料売払代	金六拾萬八千六百七拾五圓貳拾八錢九厘
歳 出		
款	鎮守府造船材料費	金四拾七萬五千八百六拾七圓參拾貳錢參厘
第一項	材料購買費	金四拾七萬五千八百六拾七圓參拾貳錢參厘

出典：「御署名原本・明治二十七年・決算四月二十日・明治二十三年度大藏省外四省所管特別会計歳入歳出予算」, JACAR, Ref. A03020090200, 内閣, 明治 23 年 3 月 27 日。

れることになり、特別会計が適用された印刷局とは違った道をたどることになる。拙稿「海軍の原価計算」において論じたように、海軍では伝統的に原価計算ではなく、工事費整理が用いられた。それでは、海軍工廠ではどのように「海軍工作庁工事費整理規則」の思考に到達したのであろうか。すべての史料が発見されているわけではないが、「横須賀海軍工廠製造品価額計算法」（明治 13 年）は海軍における工事費整理に関するもっとも初期の規程と目される。「会計法」施行以降、海軍は海軍工廠に対する諸工務規則として、「造船工務規程」（明治 25 年）、「海軍工廠工務規程」（明治 37 年）、「海軍工務規則」（明治 44 年）を相次いで制定したが、これらには（精粗はあるが）工事費整理を行う旨の規定がそれぞれ存在していた。「海軍工務規則」制定後、この施行細則として「馬公要港部修理工場工務規則施行細則」（明治 44 年）や「横須賀海軍工廠工務規則施行細則」（明治 45 年）、さらに後者の工事費整理規程として「横須賀海軍工廠工事施行及工事費整理手続」（大正 2 年）が制定された。これが「海軍工作庁工事費整理規則」（大正 14 年）および「戦時海軍工作庁工事費整理規則」（昭和 18 年）へ直接に繋がる。

（1）横須賀海軍工廠製造品価額計算法における工事費整理規定

海軍工廠の初期的な工事費整理規程として、横須賀海軍工廠の「製造品価額計算法」を取り上げたい。ただし、規定それ自体は工事費の計算ではなく、収入の計算である。

横須賀海軍工廠編『横須賀海軍船廠史』明治 13 年紀によれば、「三月十五日本所ハ製造品価額計算法ヲ定メ四月一日ヨリ施行スルコトシ此旨布達セリ」され、「製造品価額計算法」が制定された¹⁷⁾。規定は 7 条から成る簡素なものであるが、工事費整理規程の初期的一形態であると考えられる。大枠は海軍内外からの新造船、修理船および諸製作品の請負価格（工事費+手数料）の計算を規定している。これを当該規程では「製造品価額

計算法」としている。当時、海軍工廠は「(改正) 作業費出納条例」下にある、独立採算のためには収入および支出の認識が不可欠であった。そこで、規定は損益計算のために、「工事費ないし製造原価」に一定割合の手数料を加算し、新造や修理などの作業で工廠が受け取るべき額を「収入」として計算している。これは次のように規定されている（第一條）¹⁸⁾。

「収入徴課スヘキ算法ハ工手職工人足等ハ各実給ニ一倍二割ヲ乗シ
需用品ハ実価ニ一割五分ヲ乗シ其合計ヲ以テ収入勘定書ノ基数トナシ
更ニ手数料トシテ其基数ノ百分ノ一ヨリ少カラス百分ノ十ヨリ多カラ
サルモノヲ加算シ其総金高ヲ以テ収入スヘキモノト定ム」

すなわち、収入とする金額は工場労働者の実給に 1.2 倍、需用品の実価に 1.5 倍を乗じた合計を基数とし、手数料としてこの基数にその 100 分の 1 から 100 分の 10 までを図表 5 の基準で加算して求める。この総金額が収入として計算される。手数料は「其製造品柄ニヨリ或ハ職工給ト需用品代トニ於テ權衡ヲ失スルトモ適當ノ價格ヲ得シメンカ為メ予メ一定セス然レトモ左ノ割合（図表 5 の割合—筆者）ヨリ増減スルヲ許サス」（第二條）とされ、「職工十分ノ一以下ハ臨時手数料ヲ定ムルコト」との但し書きとともに、図表 5 が示されている¹⁹⁾。

造船所外部に造船所倉庫蓄品を売却する場合には、「内外商人等ヨリ購入品ニシテ其儘用弁ヲ為スモノハ蔵敷及手数料」として「時価三割五分」、「造船所ニ於テ別ニ製作ヲ加ヘタル物品ニシテ予メ蓄蔵スルモノハ製作費及蔵敷料」として、「其实価ニ第一條及第二條ノ割合ヲ以テ」を加算して収入額（売却額）を算定する（第三條）²⁰⁾。なお、製造艦船あるいは諸品などが落成した場合、勘定書は「勘定書ノ原簿ニ基キ別ニ書式ニ由リテ調製スヘキコト」と規定されている（第四條）²¹⁾。これは報告書提出にかかわる規定である。

図表 5 横須賀海軍工廠における製造品価額計算法

職工実給	需用品実価	手数料割合
職工ト物品トノ合計ニ対シ	職工ト物品トノ合計ニ対シ	収入基数ニ対シ
十分ノ一以下	十分ノ九以下	百分ノ十
十分ノ二以下	十分ノ八以下	百分ノ七
十分ノ三以下	十分ノ七以下	百分ノ四
十分ノ四以下	十分ノ六以下	百分ノ一
十分ノ五以下	十分ノ五以下	手数料ナシ

出典：横須賀海軍工廠編『横須賀海軍船廠史』原書房，昭和 48 年（復刻原本一大正 4 年刊），150-151 頁（表は縦書きを横書きに直した）。

さらに，規程は特殊なケースの収入の計算に対しても，次のように規定している。

「クランクシャフト」，「シリンドル」など仕損し易いものは前規定（第 1 条から第 3 条まで）で算定した金額に一割を加算する（第五條²²⁾。もし，「クランクシャフト」，「スクルーシャフト」などの製品を古地鉄で製造した場合，新規地鉄を用いて製造した場合の価額に「第五條ノ割ヲ加算」（1 割一筆者）して，収入額（製造費＋手数料）を計算する（第六條²³⁾。なお，この方法で計算した価額がその製品の性質に鑑みて安すぎる（「格外低価」）ときは，「課長協議ノ上所長ノ裁可ヲ乞ヘシ」と定めている（第七條²⁴⁾。

海軍では明治 12 年に公布された「（改正）作業費出納条例」に従い作業費を設定し，別途会計を実施した。この翌年（明治 13 年）に「製造品価額計算法」が定められた。当然のことながら，独立採算を行うためには修理や新造船の請負価格を決定し，これを収入として計算する必要性が生じた。他方では，修理や新造船の建造に要した費用を支出として計算する必要性が生じた。基本的にはこの収入と支出の差が益金として計上される。そこで，上記のような収入の計算法規定が必要になったと考えられる。「製造品価額計算法」は簡素ではあるが，材料費と労務費に一定金額の利益の上乗した請負価格の計算を規定している。材料費は直接材料費に一定

金額を加算して算出されているところから、間接材料費分を加算して算出していると考えられる。これは労務費においても同様である。さらに、こうして計算した材料費と労務費の合計（基数）に一定パーセントを手数料として加算し、請負価格、いわば収入金額を計算している。ここで注目すべきは、当時、直接間接の区別の思考が明確にあったか否かは定かではないが、結果的にそのような区分で材料費と労務費を算定し、ここに一定パーセントの利益を手数料として上乗せしている点である²⁵⁾。

(2) 造船工務規程、海軍工廠工務規程、海軍工務規則における 工事費整理規定

海軍では海軍工廠における工員の労務管理のために、各種の工務に関する規程が制定された。これが「造船工務規程」（明治 25 年）、「造兵工務規程」（明治 33 年）であり、これらは「海軍工廠工務規程」（明治 37 年）によって一本化され、その後、「海軍工務規則」（明治 44 年）に引き継がれた。このように、海軍工廠の規模が拡大するにつれて、その精緻化が進められた。上述したように、これらのうち、「造船工務規程」、「海軍工廠工務規程」、「海軍工務規則」には工事費を計算し、報告する旨の規定があり、以後制定されることになる工事費整理に関する規程の基礎が瞥見できる。

「造船工務規程」（明治 25 年 7 月 23 日達 57）は、4 章立て（第 1 章 職工、第 2 章 工場及建物、第 3 章 報告、第 4 章 受託艦船）18 条構成で 11 の書式が添付されている²⁶⁾。第 3 章 報告では鎮守府が行うべき報告が規定されており、これが工事費に関する報告書を要求する規定部分である。まず、第 12 条では「鎮守府司令長官ハ毎年度四月ニ於テ該年度ニ要スル造船材料ノ数量及価格ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ」²⁷⁾とされ、この報告内容については第 13 条において、次のように規定されている²⁸⁾。

「第十三條 鎮守府ハ造船部ニ於テ製造修理スル艦船其他同部工業

ニ関スル費用ノ実算、職工ノ員数賃金及各工業ニ使用シタル材料ノ数量価格等ニ就キ左（下記一筆者）ノ件々ヲ所定ノ各表式ニ依リ第二局（艦政局一筆者）ニ報告スヘシ但第一，第二，第三，第四ノ事項ハ毎月報告シ其他ハ毎年四月ニ報告スルモノトス

- 一，新造ノ軍艦水雷艇其他臨時部ノ製造費ヲ以テ新造スル船舶ノ実算等（第五号表式）
- 二，軍事費中ノ製造修理費ノ実算等（第六号甲乙丙丁表式）
- 三，軍事費中ノ製造用器具機械費ノ実算等（第七号甲乙丙表式）
- 四，使役職工ノ員数及賃金額（第八号表式）
- 五，前年度中ニ施行シタル受託艦船造修費ノ実算等（第九号表式）
- 六，前年度中ニ施行シタル海軍部内依託工事其他造船部ノ職工ヲ使役シタル各工事ノ実算等（第十号書式）
- 七，前年度中造船部ノ各工業ニ使用シタル材料ノ数量及価格（第十一号表式）」

さらに、上述の報告書（一から七）を含む次のような報告書の作成が巻末に別紙として添付されていた²⁹⁾。

第一号	造船部何工場附属製造用機械目録
第二号	造船部及材料倉庫附属諸建物明細目録
第三号甲	何鎮守府造船部船渠明細表
第三号乙	何鎮守府造船部船台明細表
第四号	造船部工業程度表
第五号	軍艦何々或ハ何々船月報 何々製造費等実算月報
第六号甲	船舶製造費等実算月報
第六号乙ノ壹	軍艦及水雷艇修理改造新設引換費等実算月報

第六号乙ノ貳	小蒸汽船端舟雜種船修理改造新設引換費等実算月報
第六号丙	製造用機械運轉費実算月報
第六号丁	製部用雜費実算月報
第七号甲	製造用機械購買並製造費実算月報
第七号乙	製造用器具購買並製造費実算月報
第七号丙	製造用器具機械修理費等実算月報
第八号	造船部総職工員数及賃錢毎月末日調月報
第九号	何年度受託艦船報告
第十号	何年度海軍部内依頼工事等実算報告
第十一号	艦船並ニ器具機械等ニ使用シタル材料実算

上記の諸報告書に関する詳しい規定はないが、材料費、工費、機械使用料などの製造費等実算月報は工事費整理に関する報告書である。これらの報告書は現場に設置された複数の帳簿によって工事費の集計・計算が行われ、これによって作成されたと推測できる。

次に、第4章であるが、これは受託による艦船の修理等に関して規定されている。受託艦船なので、艦船の造修に対しては艦船の入渠料や諸機械使用料が徴収される。これは第16条に「受託艦船造修ニ使用スル諸機械料ハ左表（下記の表一筆者）ニ依リ徴収スヘシ」³⁰⁾と規定され、下図が提示されている。

諸 機 械 使 用 料 表	
機 械 種 類	使 用 料
汽鎚、焼鉄爐及起重器	一時時間ニ付 貳, 圓〇〇〇
溶鉍爐及亜鉛鍍器	成量一「キログラム」ニ付 〇, 壹〇〇
右ノ外機台竝ニ小爐	一時時間に付 〇, 壹〇〇
一時間未満ノ端数ハ一時間ニ繰上ケ計算ス	

出典：「造船工務規程」（明治25年7月23日達57）第16条の表より（横書に変更の上で引用）。

ここでは、この諸機械使用料表を注目したい。これは生じた機械費を時間や重量で割り算し、時間ないし重量当たりの機械使用料を算出している。機械使用料は製造間接費の機械運転時間などを基準とした配賦法へと転化する基本的な考え方に他ならない。

「造船工務規程」の後、「海軍工廠工務規程」（明治 37 年 3 月 27 日達 62）が制定された³¹⁾。この規程は全 17 条構成で、最後に報告書式が添付されている（章分けはない）。「海軍工廠工務規程」第 6 条では「海軍工廠ニ於テ工事ヲ行フトキハ其ノ所要材料及工数ヲ區別シタル工事費予算ヲ編製スヘシ」³²⁾と予算編成が規定され、同規程第 8 条では「海軍工廠長ハ左（下記一筆者）ノ件々ヲ月報ハ翌月十五日迄二年報ハ翌年五月末日迄ニ各書式ニ依リ海軍艦政本部長ニ提出スヘシ」³³⁾として、下記の報告書（月報と年報）の作成が規定されていた。

- 一、艦船製造費月報 第四号書式
- 二、艦船修理費月報 第五号書式
- 三、製造兵器落成月報 第六号書式
- 四、購買兵器月報 第七号書式
- 五、兵器修理及備装月報 第八号書式
- 六、機械購買並製造月報 第九号書式
- 七、歳出經常部造兵及修理費、造船及修理費支出月報 第十号書式
- 八、歳出臨時部造兵費、造船費月報 第十一号書式
- 九、職工人員異動工数及技手時間外服業月報 第十二号書式
- 十、受托造修費年報 第十三号書式
- 十一、海軍部内依托工事費年報 第十四号書式
- 十二、翌年度ニ繰越兵器組替年報 第十五号書式

上記報告書の工賃計算に関しては、第 9 条において「前條（第 8 条一筆

者) 諸報告表中ノ工数ハ工業定時間内一人ノ服業ヲ一工数トシ定時間外ノ服業ハ一人一時間ヲ以テ十分ノ一工数トシ計算シ工費ハ工数ニ依リタル賃金及其ノ他ノ加給並旅費 當該事業費ニシテ給与シタルトキヲ合セタルモノトス³⁴⁾と規定されている。くわえて、第 10 条では材料費の報告について「海軍工廠長ハ前年度中使用シタル造兵造船材料ノ数量及価格ヲ第十六号甲乙書式(何海軍工廠(造兵)造船使用材料ノ数量並価格年報一筆者)ニ依リ毎年六月末日迄ニ鎮守府司令長官ヲ經テ海軍大臣ニ報告スヘシ」³⁵⁾とされている。さらに、この規程にも受託艦船に関する規定があり、「入渠料」を徴収する規定がなされていた。

「海軍工廠工務規程」も「造船工務規程」と同じ路線であるが、工賃の計算においては工数に関する規定が新たに見られる。多くの工事を抱える海軍工廠内において、一人の工員が複数の工事にかかわる場合があるので、工数の設定は工事ごとの工費の集計を可能にする。

「海軍工務規則」(明治 44 年 10 月 30 日達 117) は全 80 条あり、第 1 章 総則、第 2 章 工事、第 3 章 職工、第 4 章 勤務時間、第 5 章 職工賃錢、第 6 章 時間請負法、第 7 章 工費請負法、第 8 章 賞与加給、第 9 章 職工旅費、第 10 章 懲戒、第 11 章 諸報告、附則及び別表から構成されている³⁶⁾。このうち、第 2 章と第 11 章が本稿にかかわる。

第 2 章 工事ではまず「海軍工作庁ニ於テハ工事施行手続及工事費整理手続ヲ定メ之ニ拠リ工事及整理ヲ行フヘシ」(第十一條)³⁷⁾と工事施行手続及工事費整理手続を制定して、これに従い工事費整理を行うことが明記されている。工事費の集計については「海軍工作庁ニ於テ工事ヲ行フトキハ材料費及工費ニ區別シタル工事費計算書ヲ作り毎工事ノ予算及決算ヲ明ニスヘシ」(第十二條)³⁸⁾とされている。また、前述の 2 規程と同様に、次のような受託に関する規定がある³⁹⁾。

「艦船ノ受託工事ニシテ入渠スルトキハ別表第一号(艦船入渠料表一

筆者）ニ依リ総積噸数ニ応シ入渠料ヲ徴収スヘシ此ノ場合ニ於テハ船渠使用ノ為ニ要スル工費材料費ヲ徴収セス」（第十五條）

「受托工事ノ為諸機械ヲ使用スルトキハ其ノ使用ノ為ニ要スル工費材料費ヲ徴収スルノ外別表第二号（諸機械使用料表一筆者）ニ依リ使用料ヲ徴収スヘシ但シ海軍部内及他官庁ノ依托工事ニ対シテハ之ヲ徴収セサルコトヲ得」（第十六條）

さらに、第 11 章では報告について月報，年報にわけ，提出すべき報告書を規定している。

月報は「各庁長ハ各期日迄ニ左（下記一筆者）ノ月報ヲ海軍艦政本部長ニ提出スヘシ」（第七十四條）とされ，次のような表が提示されている⁴⁰⁾。

報 告	書 式	提出期日
艦艇工事月頭報告	第四号	毎 月 一 日
造兵月報	第五号	毎 月 五 日
製鋼月報	第六号甲乙	毎 月 五 日
甲鉄板製造月報	第七号	毎 月 五 日
造船造機工事費現況月報	第八号	毎 月 末 日
造兵依頼工事費月報	第九号	毎 月 末 日
工費月報	第十号	毎 月 末 日
職工配置月報	第十一号	毎 月 末 日
材料費及請負工事費月報	第十二号	翌 月 十 日
製造兵器落成月報	第十三号	翌月十五日
購買兵器月報	第十四号	翌月十五日

年報は「各庁長ハ翌年度六月末日迄ニ左（下記一筆者）ノ年報ヲ海軍艦政本部長ニ提出スヘシ」（第七十五條）とされ，次のような表が提示されている⁴¹⁾。

報 告	書 式
艦船製造費年報	第十五号甲乙
艦船修理費年報	第十六号甲乙丙
兵器修理及備装費年報	第十七号
受託造修費年報	第十八号
海軍部内依頼工事費年報	第十九号
附属費年報	第二十号
繰越兵器組替年報	第二十一号甲乙
材料物品年報	第二十二号甲乙
資金所属物品受払年報	第二十三号

上記の報告書における工費の計算は前規程と同様に、「諸報告表中ノ工数ハ定時間内一人ノ服業ヲ一工数トシ定時間外ノ服業一人一時間ヲ以テ十分ノ一工数トシテ計算シ工費ハ工数ニ依リタル賃銭及其ノ他ノ加給並工事費ニ属スル旅費ヲ包含スルモノトス」(第七十六條)⁴²⁾と規定されている。報告先は「第十四條(余力がある場合、民間ではできない場合一筆者)ニ依リ工事ノ依托ヲ受ケタルトキハ各庁長ハ翌月十五日迄ニ其ノ理由氏名種類及入費精算高(材料費工費ヲ区分シ工事数箇月ニ渉ルトキハ其ノ月分ノ精算高及累計ヲ掲ク)ヲ所属長官ヲ經テ海軍艦政本部長ニ報告スヘシ」(第七十七條)⁴³⁾とされている。

「海軍工務規則」はこれまで検討した「造船工務規程」,「海軍工廠工務規程」の最終形態であり、第 79 条では同規則の施行細則を制定するように求めている(「第七十九條 本規則施行細則ハ各庁長之ヲ定メ所属長官ヲ經テ海軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ」)⁴⁴⁾。これにより、後述する「馬公要港部修理工場工務規則施行細則」(明治 44 年)や「横須賀海軍工廠工務規則施行細則」(明治 45 年)が定められた。

(3) 馬公要港部修理工場工務規則施行細則における工事費整理規定

「馬公要港部修理工場工務規則施行細則」は先に言及したように「海軍

工務規則」第 79 条に基づき、明治 44 年 12 月 23 日に海軍省へ上申され、翌年 5 月 7 日に認許された⁴⁵⁾。この規定の大枠は「本細則ハ海軍工務規則ニ基キ馬公要港部修理工場ニ於ケル工務ニ関スルコトヲ規定ス」（第一條）⁴⁶⁾、「工事施行ニ関シテハ修理工場主管之ヲ監督シ工事費整理ニ関シテハ要港部主計長之ヲ監督ス」（第二條）⁴⁷⁾とあるところから、当該作業場における作業および工事費整理と工員・職員の労働に関する規程である。施行細則は、次のような構成であった。

馬公要港部修理工場工務規則施行細則（明治 44 年）

第 1 章 総則	第 9 章 職工組合
第 2 章 工事	第 10 章 職工出退場
第 3 章 工事費	第 11 章 鳴鐘及汽笛
第 4 章 材料物品	第 12 章 職工検査及出入門
第 5 章 器具類貸附	第 13 章 傷痕、疾病、事故
第 6 章 職工採用及解傭	第 14 章 職工ノ心得及禁令
第 7 章 職工手帳及印鑑	第 15 章 雑款
第 8 章 職工増減給	附則

この構成のうち、本稿が注目するのは、第 2 章 工事、第 3 章 工事費、第 4 章 材料物品の各章である。

馬公要港部修理工場は造船工場、船渠工場、機械工場、鍛鉄工場、鑄造工場、製缶工場、製図室、水雷工場、電気工場によって構成されていた（第十三條）⁴⁸⁾。施行細則はここで生じる工事費の計算、労務関係を規定している。

まず、修理請求（要港部は造船を行わない）が行われると、工務掛が現場ないし現物を調査し、修理方法とそれに要する材料などが考究され、予算および工事日数が修理工場主管に報告される。次に、工事費予算（下線は帳票一以下同様）が編成されるが、このとき工費は修理工場職工平均賃金、材料費は材料平均単価で算定される。工事費予算には所要材料の品名、数量が掲記された下調書を添付する。報告を受けた工場主管が書類チェッ

ク後、工事着手命令を下す⁴⁹⁾。

工事費予算が工事命令官に提出されたとき、工事注文紙が作成され、これに工事命令官が捺印する。工事が着手された場合、工務掛は工事着手報告簿に工事名着手月日および竣工予定を記入し、修理工場主管に提出する。工事が竣工した場合には、竣工報告簿を工事注文紙とともに、修理工場主管に提出する。これにより工事費整理がなされる。他方で、竣工通知が作成され、請求元に渡される。緊急時は、工事着手報告簿に工事費概算を記入し、事後に予算書を作成する⁵⁰⁾。

工事費予算は修理工場主管の査定を経て主計長に送付し、会計掛はこれにより工事別予算差引簿に記入する。工事費および材料費の消費額は毎日工事別に割り当て、工事支出額を明確にする。工事費支出高は科目別に予算差引簿に記入し、これとは別に工事費計算書を作成し、毎工事の予算決算を明らかにする⁵¹⁾。

工費計算の注意点として、職工本工数増、副業および特別加給金の正しい計算を規定している。

材料費については、次のように規定されている。工務掛が所要材料を要求するときは、材料要求票に品名、数量、工事番号、用途その他必要事項を記入し、材料主任に提出する。材料主任は当該工事を適切と認めた時、出納原簿と照合して、平均単価で材料費を計算する（第三十九條）。記入を終えた材料要求票と予算簿を照合し、物品会計官吏に提出し、その認証を受け、さらに主計長の捺印を受け、現品の交付が行われる。これは出納原簿に登録される。このさい、材料の払い出しに関しては厳密に数量が計られる⁵²⁾。

以上が、馬公要港部修理工場工務規則施行細則における工事費整理の概要である。施行細則は工事費予算および工事結果を示す工事費計算書の作成が規定されている。すなわち、予算の編成からスタートし、実績報告書の作成までが、詳しく規定されている。工事費は材料費、工費（労務費）

から構成されており、基本的には個別原価の集計である個別原価計算が規定されている。しかしながら、間接費の計算規定はなく、直接費の集計のみの規定となっている。

(4) 横須加海軍工廠工事施行及工事費整理手続における工事費整理規定

「横須加海軍工廠工事施行及工事費整理手続」は、「海軍工務規則」の第79条によって制定された「横須賀海軍工廠工務規則施行細則」（明治45年6月13日）第二章 工事、第15条（「工事ニ関スル工事施工及工事費整理ノ手続ハ別ニ定ムル所ニ拠ル」）—第2章は第15条のみであり、独自の工事費整理規定を有していない）に基づいた規程であり、官報第二四五〇号ノ二附属として公布された⁵³⁾。それは横須賀海軍工廠における単独の工事費整理規程（原価計算規程）であり、次のような構成であった。

横須賀海軍省工廠工事施行及工事費整理手続（大正2年）

第1章 艦船、造兵工事ノ着手	第1号書式 工事予定書甲乙
第2章 工事番号	第2号書式 工事着手命令
第3章 各部間委託工事	第3号書式 工事委託票
第4章 工事費計算書	第4号書式 工事費計算書
第5章 工費	第5号書式 作業日報（出業日報）
第6章 材料費	第6号書式 工費日報
第7章 附属費	第7号書式 材料要求票
	第8号書式 （材料）仮受領票

※なお、書式は横須賀工事施行及工事費整理手続のみのそれを取り出した。

「横須賀工事施行及工事費整理手続」には、さらに「造船造兵材料物品修理、改造、加工、部外注文取扱手続」、「注文品取扱手続」、「工業用器具機械取扱手続」および附録として「書式」が添付されていた。

第1章では、艦船および兵器の新造工事と船体、機関、兵器の修理の着工が、次のように規定されている⁵⁴⁾。

艦船および兵器の新造工事については、主務部長が工事区分ごとに工事予定書（下線は帳票である一以下同様）を作成し、廠長へ提出する。船体、機関、兵器の修理請求については、検査官が請求を実地調査のうえ、工事施行の要否を決定し、廠長の承認を受け、その後、主務部長に連絡し、主務部長が要求元に工事施行要否の手続きをとる。主務部長は施行を承認した工事や施行連絡を受けた工事に対して工事着手命令を発する。工事着手命令は、工事施行中には担当工場で保管し、工事終了後は工務掛が保管する。

第2章では、工事番号の付し方について、次のように規定されている⁵⁵⁾。

工事着手命令には年度を冠する工事整理番号を付し、これを工事を認識し、工事費を集計する単位とする。

第3章では、各部間委託工事について、次のように規定されている⁵⁶⁾。

各部間委託工事は工事委託票を発する。工事が竣工した時は、工事委託票を会計部に送付し、会計部ではこれに決算額を記入し、委託部に返送する。工事委託票には工事番号を付す。

第4章では、工事費計算書について、次のように規定されている⁵⁷⁾。

工事が竣工した時は、工事別に工務掛が工事費を計算して工事費計算書を作成する。工事費計算書は主務部から会計部を経て廠長の承認を受け、主務部工務掛が保管する。工事終了後、会計部に送付して、会計部では決算額を記入し、主務部に返送する。なお、工事中に工事計算書の予算を増減するときも同様な手続きをとる。

工事費計算書に掲記する雑費は旅費、運搬費などであり、当該欄には合計金額、摘要には内訳を記入する。なお、必要があれば工事費明細書を作成し、これには職別工数ならびに材料の品名、数量、代価（予定額）を記入する。なお、工事費明細書における材料の品名、数量、代価の欄は、構成材料については種類ごと、その他については「補助材料」として合計金額を明記する。

第5章では、工費について、次のように規定されている⁵⁸⁾。

会計部では職工出入門で出業日報を作成し、翌日の正午までに主務部に送付する。出業日報の総工数を総工費で割り算した商を当日の職工平均賃率とする。工賃日報では工事番号ごとの工数と算定した平均賃率を乗じたものを工費とする。工賃日報は支出科目整理符号ごとに作成する。会計部は工賃日報により日計簿、工事整理簿に記入する。

第6章では、材料費について、次のように規定されている⁵⁹⁾。

材料物品を構成材料（主要材料）、第1雑品（構成材料以外の補助材料や消耗品）および第2雑品（構成材料および第1雑品以外）に分類する。材料物品は工事費計算書に記載の予算金額以内で払い出しを行う。材料物品は各工場長の捺印のある材料要求票で工務掛を経て要求する。ただし、第2雑品については工場の技手や工手の捺印した仮受領票で要求する。第2雑品の要求を受けた時は現品を交付し、仮受領票は工場庫に、仮渡通知票は工事別、品種別ごとにまとめ、工務掛に送付する。材料物品は当該工事に対してその都度入用の数量分を要求し、入用以外の見越請求はしてはいけない。材料要求票には科目整理符号、工事番号を付す。ただし、附属費支弁の材料物品は特別の整

理を要するもののほかはたんに工場名，附属費符号を記入のうえ要求する。各工場より発行する材料要求票には工場の符号および年度内の連続番号を付す。各工事に区分できない材料は受領票に「仮」を朱記して要求する。工場庫において，材料要求票を接受した時，現品を授受する。材料庫で材料物品を供給した時は材料請求票に単価，代価，割り掛けを記入し，送付票を工場庫に送付するとともに，材料要求票を計算課に送付する。計算課が材料庫より要求票の回付を受けた時はこれを調査のうえ，日計簿，材料費整理簿に登記し，工務掛に回付する。最後に，計算課では材料費整理簿により材料売払確定日報を作成する。

第7章では，附属費について，次のように規定されている⁶⁰⁾。

附属費，工費は毎月20日，材料費は毎月10の日を締切り日とし，同期間内における各部工事費の本費に属する工数に按分し，各費目に割り当て支出の手続きを行う。附属費で支弁する物件の修理を部外に委託または物件の直買いの必要があるときは相当支出科目を新たに定めて支出する。部外，部内他廠からの委託を受けた時，工事は工費，材料費の合計に100分の15を乗じたものを附属費として工事費に賦課する。各費目に割り当てる金額は附属費総額中から本金額を控除する。工廠資金所属物の製造，加工費には附属費を付加しない。会計部に属する附属費は，各部の附属費に按分計算する。

また，廠内各部委託工事に対する附属費は，下記のとおり処理する⁶¹⁾。

- 一、造船，造機部間ニ於ケルモノハ各部ニ於テ三ヶ月毎ニ該工事ノ本費ヲ計算シ相互對照ノ上其差額ニ對シ百分ノ十五ノ割合ヲ以テ附属費予算ノ増減ヲナス
- 二、造兵部ト造船，造機部間ニ於ケルモノハ該本費ニ對スル百分ノ十五ヲ附属費トシテ相互移用スヘシ

さらに、造船、造機供用に属す費用負担額は、下記のとおりである⁶²⁾。

- 一、電流並ニ瓦斯ノ使用費ハ其使用量ニ依リ按分ス
- 二、石炭運搬費ハ運搬数量ニ依リ按分ス
- 三、通船費ハ使用ノ実量ニ依ル
- 四、軌條ノ修理、敷設費ニシテ其ノ部ノ事業上特ニ必要ナルキノハ
全部当該部ノ負担トス
- 五、軌條、機関車ノ修理及貨車ノ新調修理費ハ折半トス

第4章（工事費計算書）以降、第5章 工費、第6章 材料費、第7章 附属費が「横須賀工事施行及工事費整理手続」の中心部分である。とくに、この規程において、工事費計算書は工事の予算と決算を行ううえで、大きな役割を果たした。工事費は工費、材料費、間接費の区分がなされており、個別原価計算という用語は使われていないが、おおむねこれに準ずる内容が規定されている。すなわち、工事には必ず番号を定め、これに基づいて工事費整理を行い、共通して生じた附属費は定額で各工事に配賦している。また、集計した工事費は、報告書として提出されている。

4 海軍工作庁工事費整理規則への道

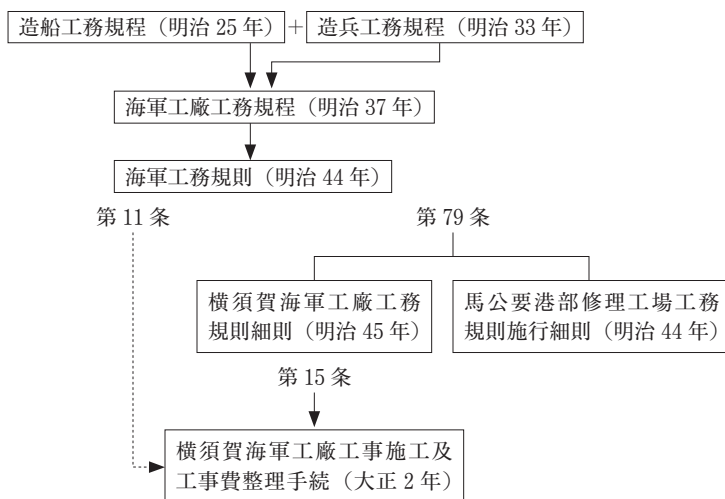
これまで、海軍工廠における工事費整理に関する思考の形成を時系列的に追尾してきた。当初、非常に簡素であった工事費（製造費）の計算規定がやがて精緻な（規定）規程へ進展していく過程を考察できた。各工事費整理を規定した工務に関する規程および規則の系譜は図表6のとおりである。

本節では、いかに「海軍工作庁工事費整理規則」が形成されたかをそれまでの（規定）規程の進展と関連付けて見ていきたい。なお、「海軍工作庁工事費整理規則」の評価については、拙稿「海軍の原価計算」に準拠する。

「海軍工作庁工事費整理規則」の柱は、次のとおりである⁶³⁾。

- ① 工事費を本費（直接費）と附属費（間接費）に区別し、さらにそれらを工費（労務費）、材料費、外費（経費）に区分集計している。
- ② 附属費を含むすべての費用を工事費として認識し、これを工事別に集計している（このため間接費の配賦が行われている）。
- ③ 工事費の予算と決算に基づく予算による統制が規定されている。
- ④ 報告書が整備されている。

図表 6 工務に関する規程および規則の系譜



まず、①は原価計算の第 1 段階である費目別計算に関する。「製造品価額計算法」では職工実給、需用品実価、「造船工務規程」では材料、賃金、「海軍工廠工務規程」では所要材料と工費、「海軍工務規則」とそれに基づく「馬公要港部修理工場工務規則施行細則」では材料費と工費、「横須賀工事施行及工事費整理手続」では工費、材料費、附属費を規定している。また、いずれの規程および規則でも材料費の計算は比較的簡素であり、購入額を中心とした計算規定である。しかしながら、工費の計算については

人別，工事別集計が必要になるので，工費の計算は工数を中心とした乗算を行わなければならない，詳しく規定されている。これは「海軍工廠工務規程」，「海軍工務規則」，「横須賀工事施行及工事費整理手続」においてその規定がなされている。これについて，拙稿「海軍の原価計算」では次のように記述した⁶⁴⁾。

「「規則」（海軍工作庁工事費整理規則一筆者）において，工数の計算は「定時間内一人ノ服業ヲ一工数トシ定時間以外ノ服業ハ一人実働一時間ヲ以テ十分ノ一工数トシテ計算ス一日数工事ニ跨ル工員ノ服業工数ハ少ナクトモ五分ノ一工数迄之ヲ求ムルヲ要ス」と規定されている（第十六條）」。

このような工数の設定により，工事番号別の工費の集計が可能になる。この観点から見ると，まさに「海軍工作庁工事費整理規則」における工費の計算は，工務に関する規程および規則からの系譜を引く。

②は原価計算の最終段階である対象別計算（製品別計算）に関する諸規定であり，これがゆえに製造間接費配賦問題が生じる。工事別に支出を集計する考え方は「製造品価額計算法」から見られ，その際に直接費に一定パーセントを乗じるというやり方で製造間接費を加算していた。間接費を配賦する概念は「造船工務規程」，「海軍工廠工務規程」における使用料としてキログラムや時間当たりの金額の計算がその嚆矢であり，「横須賀工事施行及工事費整理手続」では工費，材料費の合計に 100 分の 15 を乗じたものが附属費として計算された。また，「海軍工作庁工事費整理規則」では，定額整理とよばれる予定配賦が規定されており，拙稿「海軍の原価計算」ではそれを次のように評価した⁶⁵⁾。

「とくに，「規則」において付属費が作業工数を基準に定額で各工事

へ配賦されている点は注目すべきである。もともと間接費配賦の思考は、機械の使用料を支払うというところに起源を発すると考えることができる」。

この観点から見ると、まさに定額の計算は工務に関する規程および規則にその嚆矢が見られる。

③は予算の編成と執行に関わる諸規定である。「海軍工廠工務規程」，「海軍工務規則」では材料費と工費に分けて，工事費計算書を作成し，予算決算を明らかにするように規定されていた。「馬公要港部修理工場工務規則施行細則」では工事費予算の作成から工事費計算書の作成が規定されていた。「横須賀工事施行及工事費整理手続」ではさらに詳しくそれが規定されていた。「海軍工作庁工事費整理規則」では，予算と実際比較が規定され，予算統制という側面の規定が見られる。拙稿「海軍の原価計算」では，それを次のように評価した⁽⁶⁾。

「一前略一当該工事の予算および決算を明らかにするとともに，
一中略一実費内容の掲記ならびに予算と実際使用状況との対比を明示しなければならない」。

当初，予算は「予算作成」程度の簡素な規定であったが，やがて，工事予算の作成（予算編成）とそれに基づく工事費決算書の作成（予算統制）へと進展した。

④について，「海軍工作庁工事費整理規則」に規定されている報告書は，月報と年報に分類されている。これは「製造品価額計算法」ではたんに原簿の作成が，「造船工務規程」では報告書の提出が，「海軍工廠工務規程」，「海軍工務規則」，「横須賀工事施行及工事費整理手続」では月報と年報の提出が，それぞれ規定されていた。拙稿「海軍の原価計算」ではそれを次

のように評価した⁶⁷⁾。

「こうした書類（報告書―筆者）を提出させることによって、予算の無駄使いや不能率の発生が一目瞭然となり、一中略―工場管理上の目的に役立つことになる」。

以上のとおり、費目別計算（工費の算定を中心とした）、製造間接費の配賦（機械使用料の計算）、製品別計算（工事別原価の計算）、報告書の整備が行われ、最終的に「海軍工作庁工事費整理規則」へと至った。当初の海軍工廠における工事費整理の目的は支出報告であったが、次第に予算編成とその決算へ重点が移動していった。

①から④までをまとめたものが、図表 7 である。

図表 7 工事費整理に関する各規定（規程）のまとめ

項目 規定（規程）	費目別計算			製造間接 費 配 賦	製品別 計 算	部門別 計 算	報告書 の提出	目 的
	材	工	経					
製造品価額計算法	○	○	×	△	△	×	△	損益計算
造船工務規程	◎	○	×	○	○	×	○	報 告
海軍工廠工務規程	◎	○	×	○	○	×	◎	予算・報告
海 軍 工 務 規 則	◎	○	×	○	○	×	◎	予算・報告
馬公要港部修理工場 工務規則施行細則	◎	○	×	×	○	×	◎	予算・報告
横須賀海軍工廠工事施 工及工事費整理手続	◎	◎	△	◎	◎	×	◎	予算・報告
海軍工作庁工事費整理規則	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 表中の費目別計算における「材」は材料費計算,「工」は工費計算（労務費計算）,「経」は経費計算をそれぞれ示す。目的は工事費整理規定（規程）の目的を示す。

図表 7 では、「海軍工作庁工事費整理規則」における思考を基準として、「◎」は十分に達している,「○」は達している,「△」はやや達していない（その思考の嚆矢が見られる）,「×」は思考がない,をそれぞれ示している。なお,「海軍工作庁工事費整理規則」が基準となっていることを示

すため、その欄はすべて「一」とした。

「海軍工作庁工事費整理規則」と同様の規程は、大正 14 年 11 月「鉄道局工場経理規程」にみられる。これは以前、拙稿「大正 12 年「鉄道局工場経理規程」について」で論じた。この内容は「海軍工作庁工事費整理規則」とかなり近接している。「鉄道局工場経理規程」も国家会計を源流とする原価計算規程である⁶⁸⁾。

5 おわりに

前稿 86 号では、印刷局における原価計算規定を費目別計算思考の確立形態として考察したが、本稿では海軍工廠における原価計算（規定）規程の進展を考察対象とした。明治 9 年以降、政府経営の作業場では作業費が設定され、独立採算の手段として収入の対照側である支出を精緻に計算するために、原価計算規定が必要とされた。明治 22 年以降、特別会計が設置されるに伴い、印刷局の会計は別途会計がそのまま独立採算を目指す特別会計に移行したが、海軍工廠の会計は材料資金（その後、燃料、火薬）のみが特別会計となり、軍艦建造費やその他の造船費はそこから外され、一般会計として処理された。これにより、海軍工廠の原価計算（規定）規程は印刷局のそれとは違った意味を持つことになる。

印刷局においては、第 86 号で論じたように、定価と現費の計算、収支予算の編成が規定の中心であったのであり、製造ノ簿記および現費整理ノ簿記では損益計算機構を支える各規定が特徴的であった。とくに、製造ノ簿記で示されている定価と呼ばれる見積原価の算定は収入金額（請負価格）、現費整理ノ簿記で示されている現費と呼ばれる実際原価の算定は支出金額の計算であり、この 2 つが益金の算定に役立った。

当初、海軍工廠では独立採算が試みられたが、このとき収入と支出の認識が最重要課題であった。収入については製造費にある一定の手数料を加

算して算定した。他方、支出については材料費、労務費に一定率を乗じて算定した。海軍工廠の業務は、最初は外国から購入した船舶の修理、維持、その後は船舶の建造が中心となり、事実上独立採算は不可能であった。そこで、海軍工廠の造船資金は一般会計で処理され、翌年度の歳入と歳出を予算計算書として提出することや1年度経過後、それに伴う収入と支出の報告が義務付けられた。このために、支出の概算書および明細書、決算書が必要になり、これらを作成するために原価計算の必要性が生じた。すなわち、当初、海軍工廠造船部の義務はおもに支出報告であったが、軍備増強を成功裏に進めるために国家予算に基づく予算の編成と報告が国家的な方針となり、予算請求や決算に艦船の製造原価を計算する必要性および予算内で艦船を効率的に製造する必要性が生じ、これに伴い原価計算（規定）規程が整備されるようになっていったと考えられる。その意味で、海軍工廠における原価計算（規定）規程は、損益計算目的よりもむしろ管理目的に重点が置かれている。工務に関する規程および規則のなかに工事費計算手続きとして原価計算規定が存在していたことから、それが管理の一環で制定されたことが裏付けられる。

このように、海軍工廠の造船工場が一般会計で処理されるようになり、予算編成、予算の執行、予算実際報告が最重要課題になった。しかも、予算内で効率的な作業が求められ、ここに予算による統制の思考がみられるようになった。予算統制のための原価計算規定は、作業を統制するようなかなり厳密な規定でなければならない。予算による統制は予算編成、予算の執行、予算実際の報告から構成されるが、最終的にはこれに呼応して効率的な予算執行と決算を規定した工事費整理のための原価計算規程が整備されていった。これが「海軍工作庁工事費整理規則」である。

本稿では海軍工廠における原価計算（規定）規程の進展を見てきたが、損益計算を主目的とする印刷局のそれとは異なり、会計方式の変更に伴い、海軍工廠において原価計算は予算とそれに基づく決算のための手段、いわ

ば管理目的として進展してきたと言える。

(未完)

《注》

- 1) 拙稿「原価計算制度における費目別計算思考の萌芽——原価計算制度の初期的胎動1——」『経営経理研究』第82巻，平成20年3月，29-61頁。
拙稿「原価計算制度における費目別計算思考の生成——原価計算制度の初期的胎動2——」『経営経理研究』第84号，平成20年12月，55-93頁。
- 2) 拙稿「原価計算制度における費目別計算思考の確立——大蔵省印刷局『印刷局諸規程』「第三 簿記順序」に見る原価計算制度の初期的展開の一齣——」『経営経理研究』第86号，平成21年10月，1-49頁。
- 3) 拙稿「海軍の原価計算——海軍工作庁工事費整理規則を取り上げて」『経理知識』第68号，平成元年6月，73-88頁。
- 4) 明治財政史編纂会編纂『明治財政史 第一巻』明治財政史発行所，大正15年。
大蔵省編纂『明治大正財政史 第二巻』財政経済学会，昭和11年。
白神主計少佐述「海軍燃料廠作業会計ノ梗概（孔版印刷）」海軍燃料廠本廠，昭和4年7月（本史料は燃料廠内部に配布した講演録である）。
- 5) 明治財政史編纂会編纂『前掲書』，485頁。
- 6) 「御署名原本・明治二十二年・法律第四号・会計法」，JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03020030300，内閣，明治22年2月11日。
「御署名原本・明治二十二年・勅令六十号・会計規則」，JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03020039400，内閣，明治22年4月30日。
亀井孝文『明治国づくりのなかの公会計』白桃書房，平成18年，162頁。
- 7) JACAR，Ref. A03020030300，会計法，第三十條。
- 8) 亀井『前掲書』，176頁。
- 9) 「作業会計法」，JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03033001700，内閣，明治23年2月8日，第一條。
- 10) 「陸軍作業会計法」，JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03033001700，内閣，明治23年2月28日，第一條。
- 11) 「鎮守府造船材料資金特別会計法」，JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03033001900，内閣，明治23年2月28日，第一條。
- 12) 「官設鉄道特別会計法」，JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03033002000，内閣，明治23年2月28日，第一條。

- 13) この４つの特別会計法は 適用場所の相違を規定に反映しているが、大枠は
ほぼ同一である。
- 14) JACAR, Ref. A03033001900, 鎮守府造船材料資金特別会計法, 第一條。
- 15) 「上掲文書」鎮守府造船材料資金特別会計法, 第三條。
- 16) 「御署名原本・明治二十三年・予算三月二十七日・明治二十三年度歳入歳出
総決算並同年度各特別会計歳入歳出決算」, JACAR (アジア歴史資料センター)
Ref. A03020090200, 内閣, 明治 23 年 3 月 27 日, 150-152 頁。
- 17) 横須賀海軍工廠編『横須賀海軍船廠史』(復刻本: 明治百年史叢書 No. 170)
原書房, 昭和 48 年 (原本一大正 4 年), 明治 13 年紀, 製造品価額計算法。
- 18) 『上掲書』製造品価額計算法, 第一條, 150 頁。
- 19) 『上掲書』製造品価額計算法, 第二條, 150-151 頁。
- 20) 『上掲書』製造品価額計算法, 第三條, 151 頁。
- 21) 『上掲書』製造品価額計算法, 第四條, 151 頁。
- 22) 『上掲書』製造品価額計算法, 第五條, 151 頁。
- 23) 『上掲書』製造品価額計算法, 第六條, 151 頁。
- 24) 『上掲書』製造品価額計算法, 第七條, 151 頁。
- 25) 原価加算価格設定法を採用している。
- 26) 海軍大臣官房編『海軍制度沿革 卷十一(1)』(復刻本: 明治百年叢書 No.
184) 原書房, 昭和 47 年 (原本一昭和 16 年), 造船工務規程, 229-303 頁。
- 27) 『上掲書』造船工務規程, 第十二條, 300 頁。
- 28) 『上掲書』造船工務規程, 第十三條, 300 頁。
- 29) 『上掲書』造船工務規程, 別紙, 301 頁。
- 30) 『上掲書』造船工務規程, 第十六條, 301 頁。
- 31) 『上掲書』海軍工廠工務規程, 310-313 頁。
- 32) 『上掲書』海軍工廠工務規程, 第六條, 310 頁。
- 33) 『上掲書』海軍工廠工務規程, 第八條, 310-311 頁。
- 34) 『上掲書』海軍工廠工務規程, 第九條, 311 頁。
- 35) 『上掲書』海軍工廠工務規程, 第十條, 311 頁。
- 36) 『上掲書』海軍工務規則, 315-325 頁。
- 37) 『上掲書』海軍工務規則, 第十一條, 316 頁。
- 38) 『上掲書』海軍工務規則, 第十二條, 316 頁。
- 39) 『上掲書』海軍工務規則, 第十五條, 第十六條, 316 頁。
- 40) 『上掲書』海軍工務規則, 第七十四條, 322 頁。
- 41) 『上掲書』海軍工務規則, 第七十五條, 322 頁。
- 42) 『上掲書』海軍工務規則, 第七十六條, 322-323 頁。

- 43) 『上掲書』海軍工務規則，第七十七條，323 頁。
- 44) 『上掲書』海軍工務規則，第七十九條，323 頁。
- 45) 「工務規則制定及追加(2)」，JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C08020004800，馬公要港部修理工場主管細野幸三郎，明治 44 年 12 月 23 日～明治 45 年 5 月 7 日。
- 46) 「上掲文書」馬公要港部修理工場工務規則施行細則，第一條。
- 47) 「上掲文書」馬公要港部修理工場工務規則施行細則，第二條。
- 48) 「上掲文書」馬公要港部修理工場工務規則施行細則，第十三條。
- 49) 「上掲文書」馬公要港部修理工場工務規則施行細則，第十四條—第十五條。
- 50) 「上掲文書」馬公要港部修理工場工務規則施行細則，第二十三條。
- 51) 「上掲文書」馬公要港部修理工場工務規則施行細則，第三十三條，第三十四條，第三十六條。
- 52) 「上掲文書」馬公要港部修理工場工務規則施行細則，第四十二條。
- 53) 「工務規則施行細則製定改正及職務時限改正の件(1)」，JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C08020231300，横須賀海軍工廠長加藤定吉，海軍省，明治 45 年 6 月 18 日～大正 2 年 4 月 14 日，MF0421，横須賀海軍工廠工務規則施行細則，明治 45 年 6 月 13 日，第 15 条。
- 「工務規則施行細則製定改正及職務時限改正の件(3)」，JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C08020231500，海軍省，明治 45 年 6 月 18 日～大正 2 年 4 月 14 日，官報第二四五〇号ノ二附属「横須賀海軍工廠工事施行及工事費整理手続，造船造兵材料物品修理，改造，加工，部外注文取扱手続，注文品取扱手続，工業用器具機械取扱手続」，MF0556。
- 54) JACAR，Ref. C08020231500，工事施行及工事費整理手続，第一條—第六條。
- 55) 「上掲文書」工事施行及工事費整理手続，第七條—第十條。
- 56) 「上掲文書」工事施行及工事費整理手続，第十一條—第十四條。
- 57) 「上掲文書」工事施行及工事費整理手続，第十五條—第二十條。
- 58) 「上掲文書」工事施行及工事費整理手続，第二十一條—第二十五條。
- 59) 「上掲文書」工事施行及工事費整理手続，第二十六條—第三十七條。
- 60) 「上掲文書」工事施行及工事費整理手続，第三十八條—第四十二條。
- 61) 「上掲文書」工事施行及工事費整理手続，第四十二條。
- 62) 「上掲文書」工事施行及工事費整理手続，第四十三條。
- 63) 「海軍の原価計算」73-87 頁。
- 64) 「上掲論文」81 頁。
- 65) 「上掲論文」86 頁。
- 66) 「上掲論文」85-86 頁。

- 67) 「上掲論文」86 頁。
68) 拙稿「大正 12 年「鉄道局工場経理規程」について」『経理知識』第 78 号、平成 11 年 9 月、47-63 頁。

参考文献（注に提示したものは除く）

- 「太政官各庁作業費区分及ヒ受払例則ノ義御達」, JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C06090066300, 太政官, 明治 9 年 9 月 6 日, MF0918。
「作業費出納條例」前文, JA（国立公文書館）, Ref. 2A00900・太 00508100, 太政類典・第二編・明治 4 年～10 年・第二百八十五卷, 明治 10 年 7 月 6 日, MF005900-1594。
「(改正) 作業費出納條例」JA（国立公文書館）, Ref. 2A00900・太 00632100, 太政類典・第三編・明治 11 年～12 年・第二十八卷, 明治 12 年 5 月 27 日, MF007500-0453。
「作業会計法議事筆記」, JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03033490400, 枢密院書記官長, 明治 23 年 2 月 28 日。
「陸軍作業会計法議事筆記」, JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03033490600, 枢密院書記官長, 明治 23 年 3 月 11 日。
「鎮守府造船材料資金特別会計法議事筆記」, JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03033490800, 枢密院書記官長, 明治 23 年 3 月 11 日。
「官設鉄道特別会計法議事筆記」, JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03033491000, 枢密院書記官長, 明治 23 年 3 月 11 日。
「作業経理及海軍作業会計法案」, JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C06090949300, 大臣, 明治 24 年 3 月 18 日, MF0687。
「工務規則施行細則改正の件(1)」, JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C08021517700, 大臣, 大正 9 年 4 月 13 日～大正 9 年 9 月 3 日。
大蔵省検査局編『作業費出納條例』大蔵省検査局, 明治 12 年 12 月（一橋大学附属図書館西川文庫蔵, Nishikawa 354）。
池田憲隆「1883 年海軍軍拡前後期の艦船整備と横須賀造船所」『人文社会論叢』（社会科学篇）第 7 号, 平成 14 年。
室山義正『近代日本の軍事と財政』東京大学出版, 昭和 54 年。
小林正彬『政府と企業：経営史的接近』白桃書房, 平成 7 年。
日本法令索引 <http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/>（平成 22 年 6 月 18 日取得）

（原稿受付 2010 年 7 月 9 日）

〈論 文〉

日本のエネルギー資源貿易政策(2)

—— 戦後の石油産業再生期から見る貿易特性 ——

武 上 幸之助

要 約

戦後復興期の石油産業再生の主要因には、GHQ 占領政策、エネルギー流体革命、外貨資金割当制度、及び石油業法による規制が掲げられる。1946 年 GHQ ボーレー報告では、石油精製施設全廃が提唱され、軍需依存型の戦前日本石油産業は存亡の危機に直面するが、49 年ノエル報告により急遽、太平洋岸製油所を米国軍燃料補給基地化へ再生する旨の政策転換が図られた。これにより戦後日本の石油産業再生への展望が開かれ、順次国内製油所の再開が果たされた。軍需に替わり民生産業向けエネルギー需要が急増、一方で、日本政府は、特に輸入資金割当を石油産業に優先的に実施し、ドル外貨不足を輸入政策で補填した。高度経済成長期に入り、経済復興を果すと貿易自由化の流れの中で、外貨資金割当制度に代わり 1962 年石油業法が制定され、石油精製許可制、輸入販売届出制、生産輸入量届出制、販売価格標準額設定など業法規制による輸入、産業政策が中心的役割を果すようになる。この時期の日本石油業界の再生復興と輸入政策に大きな影響力を及ぼしたのが川上支配強化を指向する石油メジャーであり、日本の石油産業はその川下に「賃加工貿易」依存を深めることになる。

キーワード：国際石油資本メジャー、石油産業分析、石油産業再生期、エネルギー資源貿易政策

序 先行研究と問題意識

鉱工業資源に乏しいわが国は、戦後、石炭に替わるエネルギー政策転換後、急増する需要に対しエネルギー産業を始めとして、殆どの石油資源を輸入に依存してきた。現在に至るまで常に石油及び石油製品は最大規模の貿易輸入品である（08 年実績で輸入量世界 2 位、約 2 億 6 千万トン規模、自給率 0.3%、中東からの輸入依存率 89.0%）。その資源輸入としての川上、川中、川下の流通の範囲、多大な消費規模や資源アベイラビリティの全産業に及ぼす重要性から、資源貿易政策の方針決定は意義深い。国家経済政策として、資源確保、物価安定、流通価格管理、また輸入企業育成など、また産業政策面から輸入市場の整備を促進しエネルギー産業政策を実施すること、さらに企業戦略面でも、輸入政策としての手法決定、例えば輸入資金や支払い融資ユーザンス、買付価格決定と流通価格設定、資金回収に関わる販売規模決定、また需要予測に基づく輸入量決定などの戦略は、総じて貿易政策上重要な課題となる。

日本の石油産業の現在は、ほぼ大戦直後の時期に再生の基礎を置き、戦前とは全く非連続的な産業再生を達成した。「日本のエネルギー資源貿易政策(1)」では、以下のように戦前の石油産業生成の道筋を示した。1915 年に国内油田がピークアウトし、早期に石油輸入依存へ追い込まれた石油産業の黎明期に、垂直統合型産業構造を目指した日本石油、宝田石油、そして外地の満州石油などが軍需主体の産業政策に基づき石油輸入を請け負った（1934 年商工省石油業法法律第 26 号）が、早期から日本市場へ進出したサミュエル商会、スタンダードオイルと激しく対立し、この構図はそのまま資源獲得戦争にまで発展した。本稿では、日本のエネルギー資源貿易政策(1)に続き、戦後日本の石油産業の再生期と位置づけして昭和 21 年から昭和 47 年までを時期区分した。

- ① 太平洋岸製油所の再開から外資との提携による復興までの期間
- ② 高度経済成長と各種石油業法の制定の時期
- ③ 産油国事業参加と国有化進展の時期

貿易政策と産業成長の特性（第1章）について触れた後でこの時期の石油輸入政策の沿革を時系列に産業特性から考察（第2章）し、次いで貿易政策の課題について論じる（第2編の結語）。

1. 日本のエネルギー政策と石油産業

1.1 貿易政策と産業成長の特性

貿易政策の一つの選択として、輸出志向型政策、即ち、技術途上国が技術先行国に技術キャッチアップする目的での輸出産業創出のための輸入代替産業育成（ISI）が掲げられる。これは先進国から先行技術製品を輸入、その内生化を目的に資本支援や技術支援を国内企業に導入し、そして輸入代替生産し、次いで製品輸出を政策的に行う一連の産業オーガナイザーとしての役割である。先ずは輸入代替政策から輸出促進策へと産業発展の軌跡を辿る理論モデルは、途上国発展の政策理論として先行研究として例証され、多くの場合、電気機械、自動車産業等のアッセンブル製造業に代表され、戦後の日本の輸出産業育成、産業成長の、特に技術指向性や自由競争による市場成果に合理性を与えた点でも有効な経済成長モデルである。クルーガー（Krueger 1978）、バグワディ（Bhagwati 1987）の分類する貿易制度（trade regime）展開の発展段階フェーズモデルは、第一段階；国際収支悪化による輸入数量の全面規制，第二段階；貿易制度の制度矛盾により輸出不利化の増幅，第三段階；為替レート切下げ，量的規制緩和，第四段階の自由化進展を経て，第五段階；完全自由化が完了するとしている。輸入代替産業育成（ISI）時期はこの第一段階に相当，第三段階以降では輸出促進工業化（EPI）に相当すると考える。一般に第一段階では、

製品製造が労働集約に行われる段階であり、第二段階では、比較優位に基づく資本集約、技術集約製品の輸出化の段階である。この段階では資本と技術の蓄積が行われる筈である。日本の石油産業発展は第一段階レベルに留まった状態のまま、輸出促進のための技術と資本蓄積が比較優位を築くまでには発展が抑制され、主に国内消費量の拡大と規模の成長のみを遂げたことになる。例えば輸出促進工業化の一般的促進策として先進国からの直接投資誘致のための優遇税制、特別加工区の設置などが行われるが、石油産業の場合、戦後統制経済政策の一環として、予め生産設備インフラストラクチャー、製造技術、受入日本企業の用意された極めて特殊な事例であることが分かる。

石油資源輸入貿易において資源獲得、資源開発等の鉱物一次産業の川上基幹採取部分では、戦前に遡る当初から日本の石油産業は、海外市場で川上参入が困難であり、川中、川下での石油精製、石油製品流通といった国内産業の育成にしか隘路を見出せなかった。日本の石油資源は戦前の尼瀬油田以後、潜在埋蔵量も少なく、宝田石油、日本石油が国内重油採取と貿易を担当し、戦前は米国から40%を輸入、戦時もスマトラパレンバン、ボルネオパルクバパン南方原油輸入に殆どを依存していた。一方、戦前から国策に沿って成長した英米系国際メジャーは、原油採取からタンカー・パイプラインによる輸送、精製、流通販売まで縦断的に一貫請負を行い豊富な資金力で原油市況をコントロールする独占資本となり、その海外戦略の一環として、日本の石油企業はGHQ統制の下、メジャーの川中精製、川下流通販売段階を担当する形で再編成され取り込まれていった。その結果、日本の石油産業は、原油輸入、太平洋岸石油精製、日本国内流通消費という消費地精製主義による現在に至る産業原型が形成された。

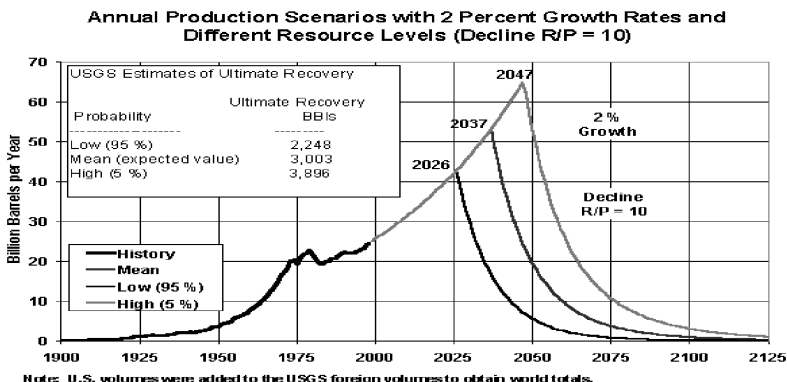
戦後、海外の日本自主開発油田では1961年インデペンデントであるアラビア石油のカフジ油田開発が嚆矢であったが、その後、機会乏しく、現在まで日本に英米中のような石油メジャーが誕生しなかった。その理由の

一つに、国際独占資本化し市場独占を果たした先行英米メジャーの過去の対日企業戦略があると考えられる。その戦略の一環に市場価格カルテル支配、流通経路の独占や、石油製品の消費地生産主義などがあり、その戦略の中に戦直後生成期の日本の石油企業を取り込まれていった経緯をここで明らかにしていきたい。

1.2 石油輸入政策決定プロセス

日本における石油輸入行政の面で、石油輸入政策決定プロセスは、戦後、GHQによる米国行政制度の意思決定プロセスを採用し、後にこれを受け継いだ監督政府機関、経済産業省や資源エネルギー庁の諮問を受けて、当該分野の専門家による審議会が答申し、これにより議会決定の手続きを経る。また企業においては各企業毎に戦略立案する他、石油連盟に代表される自主的団体が、企業間の意見調整を行い、価格決済、流通量決定等の任意ガイドラインを提示する。この点で貿易政策は、石油貿易については行政面、個別企業面他、様々なレベルの政策決定が存在してきた。更に国際情勢等の影響要因がある。

経済産業省審議会総合資源エネルギー調査会は日本のエネルギー貿易政策の決定機関主体であるが、石油資源貿易について、以下の課題が掲げられている。その報告によると、「省エネの他、新エネルギー開発、と石油価格の高騰を避けられぬものとして消費者に価格転嫁を図る施策を講じる、また石油政策については米国合衆国のイラク政策に歩調を合わせる」との趣旨である。また業者団体である石油連盟が流通政策、価格政策でも一定の権限を持っている。一方、米国合衆国のエネルギー政策の諮問機関である米国エネルギー省（Department of Energy: DOE）国家エネルギー政策策定委員会（National Energy Policy Development Group: NEPDG）及びエネルギー情報局（Energy Information Administration: EIA）では、合衆国の石油資源の貿易について、「産業と政府の合致した連携と政



(出所) 米国エネルギー省 2008 資料

図 1-1 石油消費年率 2 % 想定での需要予測

策により、石油貿易については中東政策により重点を置く」とコメントを記している。

グローバル市場経済の実現を趣旨とする WTO 等、国際貿易機関においても、エネルギー資源、特に石油、天然ガス、ウランについては明確な取引規制はなく、OPEC 他任意国際組織や DD 取引、FTA を中心とした各国間の自由貿易取引に委ねられている。OPEC との取引は、日本の場合、主にドバイ・オマーン石油をメジャー WTI 価格で購入しているが、産油各国との FTA 取引については殆ど価格公示されていない。この事例として中国からの石油輸入契約は DD 取引として大慶原油を主に扱い中国側中国化工進出会社が輸出窓口となり、輸入側日本の業界の 2 つの組合組織、日本国際貿易促進協会（東京本部）が日本中国石油輸入審議会を経て、日本国際貿易促進協会（関西本部）が国際石油㈱を代表として、輸入契約を行い、輸入価格はインドネシア・ミナス・スマトラライト原油価格を指標としている。

2. 日本の石油産業特性と貿易政策の課題

2.1 戦前の石油産業特性と戦後の石油産業再生

1888年国策企業として有限責任会社日本石油（内藤久寛、山口権三郎により新潟県柏崎市に設立）は尼瀬海底油田開発に成功、前述の宝田石油と共に戦前の国内石油販売において零細業者を合併、淘汰しながら2社体制を確立、一方、外資では1893年スタンダード石油が横浜に日本支店を開設、続いて1900年に直江津に製油所を設立、またサミュエル商会は同1900年、ライジングサン石油を設立、福岡西戸崎に製油所を設置し日本市場へ進出した。その結果、外資2社と国内資本2社の市場占拠率競争が激化、1908年スタンダード石油の大幅値下げから価格競争の協調へ歩み寄り、1910年国内2社35%、外資2社65%とする価格カルテル、四社協定が成立する。戦前の石油産業は、この価格協定を基礎とした市場統制、外資2社に対抗するため保護政策の下で生成、ほぼ政府の管理下において運営された。

需要拡大期にあった石油産業は、灯油利用から動力利用に用途開発され、石油精製技術の向上に伴い高オクタン価燃料として、軍需産業の一翼を担うようにもなった。大戦直後、GHQの軍備撤廃指導により、日本の石油産業は、軍需と海外市場を失った。1948年8月発表のGHQストライク賠償調査団の報告書では、「日本の製油所には賠償価値を認めず、自力産業再建の方針は困難」と評価されたが、同年一転して政策的転換され外資提携による再建が図られるよう方針付けられた。

そこで国内民生市場を専らとして、英米系メジャー等外資との資本提携が進められ、ほぼ営業免許制による輸入から国内精製事業、国内流通にいたるまでGHQ監督下に置かれることになった。

戦後直後の大手石油4社グループでは、政策的に外資に株式資本を保有

され、以下の外資による日本企業への経営直轄体制が誕生したが、これは他の産業には殆ど見られない資本特性である。①日石、興亜石油とカリフォルニア・スタンダード、テキサス、②東亜燃料とスタンダードニュージャージー、ソコニー、③昭和石油とシェル、④三菱とタイドウォーターであるが、米国の国際独占資本メジャーとの提携から産業再生された事が今日の日本の石油産業の原型を形作った。この契約内容には日本側には非常に不利な条件が盛り込まれた。例えば「日石はカルテックスの指値による受託契約を行う（日本政府が販売価格を設定する場合はカルテックスは契約を破棄することが出来る）。また販売の利益は折半とする」等である。さらに日本各社は26年に石油精製、備蓄設備の資金をこれらメジャーから借入れし、さらには民族系、大協、丸善、出光も外資からの借入れとともに技術導入も行われた。外資との提携で「日石は原油を確保したが、その為、土地、貯油場、港湾施設をカルテックスへ譲渡し、日本石油精製設立の際は主力工場を現物出資した」。これに対しカルテックス側の出資は僅かな金額に留まったが、このことから日本の石油産業が国際独占資本である

表 2-1 日本の石油企業の外国資本比率と市場占拠率 (合計 100%)

国際メジャー	提携先日本企業	石油輸入 数 量 比	輸 入 金 額 比	販売比率 (昭和 32 年)
1. カルテックスグループ	日本石油	15.8	15.8	12.8
	興和石油 他	5.7	5.8	8.7
2. スタンダードグループ	東亜燃料	12.0	12.6	10.8
	ゼネラル物産 他 (三井物産から経営継承)	6.4	6.1	8.2
3. シェルグループ	昭和石油 他	16.5	15.1	5.9
4. タイドウォーター	三菱石油 (三菱商事、三菱鉱業から出資)	10.1	10.5	10.9
5. 非提携会社合計	民族系	33.5	34.1	32.1

(出典) 通産省鉱山局石油課「石油産業の現状」p. 121 及び現代日本産業講座Ⅲエネルギー産業、p. 45、1956 年より筆者作成。

米国メジャーの支配下に垂直統合され「賃加工部門化」した指摘は合理性ある理解と考えられる。世界に偏在する石油資源を調達する金融力、国際的販売力、輸送力が国際独占資本を生み出し、その支配下に日本石油産業が取り込まれていくことになる。

戦前の日本石油産業は言わば国策保護による幼稚産業であり、国際競争力は乏しかった。米国メジャー資本との資本提携は技術と資本強化でもあり、産業インフラの整備でもあったが、メジャー傘下に置かれたことにより、国際競争力の面では幼稚産業レベルに留まり国際カルテルへ組み込まれていった。60年代より中東で大規模油田の発見が相続き、安価大量の原油確保がメジャーにより可能になるにつれ、米国メジャーの「製品輸出主義」から「消費地精製主義」の政策が徹底実行される。即ち、米国国内で重油を精製生産し石油製品を輸出する貿易政策から、重油のみ輸出し、輸入地各現地でメジャーの直接投資による精製工場により最終製品が生産され消費する政策転換である。そのため重油の大量輸送のため巨大タンカー増産と運航、シーライン確保の問題など新たな貿易体制が必要になった。高度成長期になり、石油は動力利用から石炭に代わるエネルギー源として発電利用されるようになるが、50年代からのモータリゼーションと高分子化学工業の発展により大量輸入消費されるようになる。日本の石油産業は多く英米系メジャーの傘下として、ドル標準決済、外貨ユーザンスにより輸入を再開し、メジャーに依存しながら再生を果たしてきた。このメジャーの対日企業政策は、日本の石油企業の業態構造に大きな影響を与えて続けている。現在、日本企業はエクソン・モービル、ロイヤルダッチシェル等のメジャー勢力下の流通網により OPEC から石油の太宗を輸入しているが、現在 DD 取引によるイランからの輸入のように貿易政策上から輸入地域のリスク分散を早急に図る必要も検討される。戦前比 75 倍強の現在の石油消費需要をどのような産業体制で調達するのか、今後の貿易政策に課題が残される。

ここでは戦後の日本の石油産業の主に貿易政策（日本政府の対応、国際メジャーの政策、日本民生企業の政策）に関連する主な産業事項を時系列に掲げ、日本の石油産業を戦後生成期から検証する。

2.1.1 太平洋岸製油所の再開から外資との提携による復興までの期間

- ① GHQ 統制管理；独占禁止法，集中排除法公布により，戦前の石油産業は GHQ 管理下へ置かれ解体全廃される方向性が示された。

昭和 21 年	主要事項：石油取引は全て GHQ 統制におかれ全廃計画となる
1 月	石油業法・石油専売法・人造石油製造事業法廃止 GHQ，原油輸入禁止の覚書を交付
5 月	GHQ，石油配給統制 国産両石油製品の一元的取扱機関に指定
9 月	石油統制会解散
10 月	石油配給統制株，石油配給株に改称
11 月	ポーレー賠償調査団，賠償問題最終報告書を発表 GHQ 指令により太平洋岸製油所操業停止

GHQ 管理統制と国際市場復帰；復興金融金庫設立により復興金融融資が実施され金融緩和化された，一方，電力料金的大幅引き上げによりエネルギー問題が深刻化した。輸入供給が困難化し石油は配給統制下に置かれたが，この時期ポーレー報告で，日本の戦後石油産業の方針決定がなされ，戦前からの製油所の全廃と主に米国系石油メジャーが資本出資する新たな石油産業が計画される。

- ② 戦争賠償のために日本の石油工業施設没収する趣意を翻意するドレーバー賠償調査団報告書が公表された。

昭和 22 年	主要事項；エネルギー政策で石油取引規制緩和化（国家間取引から民間へ開放）
2 月	石油配給取締規則・原油取締規則廃止指定配給物資配給手続規程公布施行（切符制実施） 第 1 次ストライク賠償調査団，報告書発表 日本の石油産業解体化の方針
3 月	ニュージャージー・スタンダードとソコニー・バキューム両社，アラムコへの資本参加に関しカリフォルニア・スタンダードおよびテキサスと条件付契約締結（正式発効は '48 年 12 月）

4 月	石油配給公団法公布 ドレーバー賠償調査団（戦争賠償のために日本の石油工業施設没収を方針転換し再生化へ）
6 月	石油類売渡規則施行 石油配給株解散 石油配給公団設立 GHQ、対日賠償請求緩和方針発表
7 月	独占禁止法施行
10 月	関税と貿易に関する一般協定（GATT）調印
11 月	石油製品配給規則施行
12 月	過度経済力集中排除法公布施行

- ③ GHQ 占領政策転換；ストライク勧告は日本の石油業界を分割，賠償停止となる内容であったが，年末，政策一転して復興方針へ産業政策を方向付けした。戦後の石油業界の原型を作る基礎政策となる。

昭和 23 年	主要事項；貿易再開（GHQ 日本貿易勘定下），経済団体の再編
1 月	米国，対日政策転換方針を発表
2 月	日本石油など主要石油会社に過度経済力集中排除法適用を指定（帝国石油以外は間もなく指定解除）
3 月	第 2 次ストライク賠償調査団，報告書発表 日本の石油産業再編化の転換方針。
5 月	第一次中東戦争（パレスチナ戦争）勃発
6 月	サウジアラビアで戦後最大級のガワール油田発見
8 月	GHQ、外国石油 3 社に在日連合国人への石油製品販売を許可
10 月	ライジングサン石油がシェル石油(株)と改称 米国，石油消費増大により石油輸入超過国となる
11 月	ベネズエラ，所得税法を制定(世界で初めて石油利益折半方式を確立) 国際石油会社，赤線協定を解消させる協定を締結

- ④ 日本企業と外資提携の推進政策

戦前から日本を代表する石油企業の日本石油(株)は国策会社として誕生したが，戦後，カルテックス傘下外資系企業として再生した。引続いて米国外資系と日本の各石油会社とが資本関係を結ぶ。同時に課税創設が相続く。

昭和 24 年	主要事項；石油産業再生化のために米国メジャーとの提携進む。
2 月	東亜燃料工業，スタンダード・バキューム石油と資本提携契約締結
3 月	日本石油，カルテックスと石油製品委託販売契約を正式締結 石油配給公団廃止 登録元売業者制度が発足（当初 10 社から 13 社へ）
4 月	1 ドル＝360 円の単一為替レート実施
5 月	揮発油税法施行
6 月	昭和石油，ロイヤルダッチシェルと第 1 次協定締結
7 月	GHQ 太平洋岸製油所の操業再開（25 年 1 月）と原油輸入許可の覚書交付
8 月	丸善石油・興亜石油・大協石油の 3 社，元売業者に追加指定 丸善石油，ユニオン・オイルと提携契約
9 月	富士興産㈱設立 興亜石油，カルテックスと原油委託精製に関する正式契約締結
10 月	ゼネラル物産，ニューヨーク・スタンダードと提携

- ⑤ 太平洋岸製油所再開；この年より玉門油田採掘最盛期となり中国石油探索産業がソ連東側技術により本格的に開始した。太平洋岸の石油精製所が再開され，米国メジャーとの提携による石油輸入活発化。一方，石炭国家管理廃止により石油へのエネルギー転換政策が開始される。

昭和 25 年	主要事項；朝鮮戦争特需と石油戦後体制の確立
1 月	太平洋岸各製油所，操業再開
3 月	石油精製懇話会設立
4 月	帝国石油会社法を廃止する法律公布
5 月	アスファルトの統制撤廃
6 月	帝国石油，民間会社として再発足（8 月集排法の指定解除）

- ⑥ 外資法改正と統制緩和；輸入拡大につれてドル決済の拡大と利用制限の緩和化が図られる。またガリオア基金による原油輸入が初めて実施され，GHQ から日本政府へ権限委譲，間接支配政策へ。電力事業の再編完了し，増力の必要から再度，石炭政策が再評価される。

昭和 26 年	主要事項；対米取引促進，合弁石油精製業が資本基礎をつくる
2 月	興亜石油，元売業務を停止し精製專業転換
4 月	イラン議会，石油産業国有化法を可決 イラン国営石油会社（NIOC）設立 GHQ，石油行政権（外貨，価格を除く）を日本政府に委譲 外資法改正（外資導入制限緩和）
5 月	関税定率法，従量税から従価税に変更 潤滑油元売業者制度発足
9 月	潤滑油と加工石油製品の統制撤廃
10 月	日本石油とカルテックス，折半出資で日本石油精製㈱設立
11 月	全国石油工業協同組合設立

- ⑦ 外貨管理の復活と統制緩和；燃料石油の統制撤廃と，一方，石炭不足深刻化，エネルギー問題が最大課題になる。石油統制撤廃と並行して，四日市他，各海軍燃料工廠の払い下げに対して石油大手 7 社応じる。

昭和 27 年	主要事項；サンフランシスコ講和条約により日米貿易を機軸に対外貿易本格化，大型米国外資導入実施
4 月	国産原油の価格・割当統制撤廃 インドネシアのミナス油田，商業生産開始 GHQ，外貨管理権を日本政府に返還
5 月	日本，IMFと世界銀行へ加盟
6 月	石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行（石油資源開発法廃止）
7 月	ハーグ国際司法裁判所，イランの石油産業国有化に関する英国の提訴を却下 燃料油の配給と価格統制撤廃
10 月	亜細亜石油㈱設立

- ⑧ 米国メジャーに独占禁止法の適用；炭労，電産ストを機会に企業の燃料の重油転換が加速化した。通産省もこれを支持したが，石炭回帰要求へのストライキ多発を抑えるためスト規制法が成立した。戦前，先進国は石油へエネルギー転換していたが，労働争議は多くの場合，表面化しなかった。

昭和 28 年	主要事項；エネルギー政策の転換と石炭代替としての石油業界整備
1 月	通産省、石炭から重油への熱源転換を奨励 東亜石油、登録元売業者に追加指定
2 月	潤滑油輸入、自動承認制に移行
4 月	米国司法省、米国系国際石油 5 社の共同行為を告発 出光興産、イラン産揮発油をタンカー「日章丸」で初輸入
7 月	全国石油協会、社団法人となる
10 月	全国石油業協同組合連合会（全石協）設立

- ⑨ エネルギー革命と政策転換；通産省、石油へのエネルギー転換が抑制、石炭在庫ピーク 700 万トン生産過剰へ。一方、重油消費税創設他、重油関税復活など課税強化された。API（米国石油協会）規格、スタンダードオイル精製技術が提携日本企業に移転促進され、国際メジャーによる市場寡占カルテルが強化される。

昭和 29 年	主要事項；エネルギー政策再転換、海外での国際メジャーの独占資本強化
1 月	通産省、外貨節約と炭鉱対策のため、重油から石炭への熱源再転換方針を表明
2 月	石油元売懇話会設立
3 月	通産省、重油需給調整要綱により重油消費を規制
4 月	世界 8 大石油会社、イラン・コンソーシアム（国際石油財団）を設立 潤滑油輸入外貨の事前割当制復活
5 月	石油資源探鉱促進臨時措置法、公布施行
6 月	通産省、石油化学育成方針を決定 第一次石油化学計画
10 月	イラン、イラン・コンソーシアムによるアングロ・イラニアン石油利権継承を承認

- ⑩ 日本政府のエネルギー方針再転換；政府が原子力政策導入（日米原子力協定締結）、総エネルギー構造（石炭 41％、水力電力 35％、石油 16％）で通産松永構想、火主水従、重油直炊き指定される。政府政策の連絡調整のため業者団体が組織化される。

昭和 30 年	主要事項；第一次産業合理化の成果（産業設備近代化）；パンカメ リカ，日本ヘタンカー資金巨額融資
2 月	世界石油会議日本国内委員会設立
5 月	通産省の総合エネルギー対策を閣議了解（再度，炭主油従に）
8 月	地方道路税法施行（揮発油に課税） 関税定率法一部改正施行（原油，B・C 重油に関税賦課）
9 月	石炭鉱業合理化臨時措置法施行
10 月	重油ボイラー規制法施行
11 月	石油精製・石油元売両懇話会，合同して石油連盟設立
12 月	石油資源開発㈱設立

2.1.2 高度経済成長と各種石油業法の制定の時期

エネルギー政策の転換と急速な経済成長により重油大量輸入（年間 1,000 キロリットル）の時代へ，スーパータンカー建造（飯野海運泰邦丸）他，英シェル石油から重油輸入 88 億円多額ドル借款他，メジャーからの借款により丸善石油精製工場を建築した。米国には未だ石油に関する政府機関，組織なく米国内独禁法を海外活動で免れたメジャーが積極的な海外展開を図った。（消費地精製主義）

- ① スエズ国有化；日本の石油化学産業が本格的に操業開始。スエズ動乱により河野経済企画庁長官が石炭主，石油従の政策打出し，この年石炭産出量 5,200 万トンの戦後国内最大規模へ増産した。石油の産油国政情不安により，安定した国内石炭供給に政策を転換した。

昭和 31 年	主要事項；神武景気（石油精製へ設備投資進む）火力発電に石油増 加。
2 月	北日本石油㈱設立
4 月	潤滑油，輸入自動承認制に移行
6 月	軽油引取税の賦課開始 日本輸出石油㈱設立

7 月	エジプト，スエズ運河国有化宣言 灯油・軽油・A 重油，輸入自動承認制移行 東北石油(株)設立
10 月	第二次中東戦争（スエズ動乱）勃発
11 月	北日本石油，函館製油所完成
12 月	日本石油精製，室蘭製油所完成

② 石油産業成長の開始時期；石炭貯蔵 1,000 万トン突破，一方，海外自主利権油田が戦後，初めて契約締結された。

昭和 32 年	主要事項；なべ底景気，国際収支赤字化改善
4 月	アラムコ，サファニア海底油田の商業生産開始 東亜燃料工業和歌山工場でわが国初のアルキレーション装置完成
7 月	イラン NIOC とイタリア AGIP が石油利権協定
9 月	灯油・軽油・A 重油，輸入自動承認制から事前割当制に移行
10 月	天然ガス鉱業会設立
12 月	日本輸出石油(株)，サウジアラビアと石油利権協定締結 日本アスファルト協会設立 プルタミナ（インドネシア石油公社設立）

③ アラビア石油設立と現在に至る石油産業体制の確定期

昭和 33 年	主要事項；岩戸景気，日本産業構造，軽工業から重化学工業へ転換
2 月	アラビア石油(株)設立（日本輸出石油のサウジアラビアにおける石油利権を継承） インドネシアでシェル撤退後，プルミナを国有化して P・N・プルミナを設立
5 月	石油学会設立：石油関連の研究調査機関として学術研究推進 昭和四国市石油，四日市製油所を完成
6 月	石油化学工業協会設立 国連専門機関として政府間海事協議機関（IMCO）発足
7 月	インデペンデントのアラビア石油，クウェートと石油利権協定締結
8 月	日本輸出石油，日本輸出入石油(株)と改称

④ 世界規模油田新開発の時期

満州サルト農場跡黒龍江省松遼盆地大慶油田（瀋陽―長春西部）開発では55年ソ連探査団により組織的探査、航空磁気、重力探査、地震探査が大規模に実施され1461 M 試掘段階で大規模の存在が確認された。スタンダード石油他、その可能性は戦前より指摘されていたが北アジアでは最大級油田確認であり、後の中国石油天然気集团公司（CNPC）の基礎、また中国石油政策の機軸油田となる。一方、ソ連、サハリンとの石油貿易が復活し、主に漁船エンジン動力用に輸入された。

昭和 34 年	主要事項；世界的にエネルギー革命で石油需要拡大
2 月	通産省、全漁連のソ連産 A 重油輸入を認可 国際石油会社、中東原油公示価格を一斉値下げ
3 月	出光興産、ソ連石油公団と原油輸入契約締結 米国、石油輸入割当制実施
7 月	アラビア石油、ペルシャ湾での油田試掘開始
9 月	中国で大慶油田発見
12 月	全漁連、ソ連産 A 重油長期輸入契約締結

⑤ 貿易が替自由化；OPEC の原型確立と供給側国家の国有化ナショナルリズム顕著化

米国の独占政策強化と資源ナショナルリズムの台頭により産油国の組織化が進展する。

昭和 35 年	主要事項；国際メジャー、米国独占禁止法に解体化
1 月	アラビア石油、カフジ油田 1 号井出油
2 月	亜細亜石油と北日本石油、合併して新亜細亜石油(株)設立（37 年に亜細亜石油と改称）
4 月	日本とインドネシア、北スマトラ油田開発協定締結：日本資源政策による海外自主開発
6 月	北スマトラ石油開発協力(株)設立 貿易・為替自由化計画大綱を閣議決定
8 月	国際石油会社、中東原油公示価格を引下げ
9 月	ベネズエラと中東 4 ヶ国により石油輸出国機構（OPEC）設立：資源ナショナルリズムの胎動

10 月	ニュージャージー・スタンダード，独禁法違反訴訟で同意判決受諾（スタンダード・バキューム解体へ）メジャー分割するが持ち株会社により独禁対応を図り始める。
------	---

- ⑥ 産油国の油田国有化；OPEC の参加国増加に対し，先進国側 OECD，国内石油関連経済団体の設立続く。

昭和 36 年	主要事項；石油各機関の設立と整備
1 月	OPEC，カタールの加盟を承認 インドネシア，プルミンドを国有化して P・N・プルタミンと改称
3 月	カフジ原油の輸入方式決定（プロラク方式）
6 月	クウェート，英国から独立 関税定率法改正施行（石油関税は従価税から従量税に）
9 月	経済協力開発機構（OECD）発足 政府，貿易為替自由化促進計画を決定
10 月	リビア原油の輸出開始 中部電力三重火力発電所，わが国初の重油専焼発電を開始
11 月	石油鉱業連盟設立
12 月	イラク，イラク石油の利権区域（ルメイラ油田）を接収 エッソ・スタンダード石油㈱設立 モービル石油㈱設立 エネルギー懇談会，「石油政策に関する中間報告」発表

- ⑦ OPEC 体制の確立；OPEC の参加国増加に対し，先進国側 OECD，国内石油関連経済団体の設立続く。一方，為替自由化進み，割当制度（年間輸入量の年度初申請に対し割当許可分の輸入制限）が廃止され輸入量の制限が撤廃，企業の生産調整備蓄が認められる。また石油製品の価格統制は継続された。

昭和 37 年	主要事項；貿易自由化措置が進む
4 月	原油・重油関税還付制度創設
6 月	リビアとインドネシア，OPEC に加盟
7 月	OECD，加盟国に 60 日分石油備蓄保有を勧告 石油業法施行，石油審議会設置 産油国アルジェリア，フランスから独立
9 月	中国で勝利油田発見

10 月	原油外貨割当制廃止，輸入自動承認制に移行，自主生産調整開始 帝国石油の新潟県頸城～東京間天然ガスパイプライン完成
11 月	サウジアラビア，国営石油会社ペトロミンを設立 通産省，石油製品販売価格の標準額を告示

- ⑧ 国内石油精製事業の拡充；主に米国メジャーの融資を受けて日本に製油所建設。自動車モータリゼーションによる国内ガソリンスタンド網が急成長する。

昭和 38 年	主要事項；民族系動き活発化
1 月	丸善石油，千葉製油所完成
3 月	大協石油，午起製油所完成 イタリア炭化水素公社（ENI），ニュージャージー・スタンダードと原油供給契約締結
8 月	航空ガソリン，輸入自由化
9 月	シェル・スタンバック・カルテックスの 3 社とインドネシア，利権契約に代わる開発請負契約を締結
11 月	出光興産，石油連盟を脱退 全国石油商業組合連合会設立

- ⑨ 通産省行政強化；中国，地質学者李四光による中国での勝利油田他新油田発見継続する。日本経済成長を達成し OECD 加盟し，資本と貿易の自由化推進の義務を負う。

昭和 39 年	主要事項；石油の電力需要が確立，OECD 加盟により資本自由化（外国資本受入制限撤廃化） 新産業都市指定，工業整備特別地域指定により，鹿島，水島，徳山等へ石油設備建設集中
1 月	通産省，行政指導による生産調整を指示
2 月	イラク国営石油会社（INOC）設立
3 月	日本石油精製，根岸製油所完成
4 月	カナダ・アルバータ州のオイルサンド開発，州政府関与を条件に許可 揮発油・ナフサ・ジェット燃料・灯油・LPG，輸入自由化に移行 アルジェリア，英国に向け世界初の LNG を輸出 日本，OECDに正式加盟

5 月	東京電力、原油生焚き本格実施
6 月	新潟地震により昭和石油新潟製油所等被害
12 月	中国大港油田出油成功

⑩ シェルのインドネシアからの事実上撤退；英系メジャーのアジア撤退と産油国国有化。

昭和 40 年	主要事項；シェルオイルのインドネシア撤退
4 月	通産省、給油所建設指導開始
6 月	米国アラスカ州クック入江で油田発見 通産省、総合エネルギー調査会設置（産構審のエネルギー部会解消）
7 月	ゼネラル石油、堺製油所完成
8 月	共同石油㈱設立
12 月	シェル、在インドネシアの石油資産を同国政府に売却する協定に調印 ソ連でサモトロール巨大油田発見

2.1.3 産油国事業参加と国有化進展の時期

国際的な石油供給状況の過剰から、産油国で自主開発が盛んになる。また外資開発油田の産油国譲渡が進み、国際的に石油需給関係が緩和化した。

① 通産行政の緩和；需給状況の緩和化により、生産調整指導の廃止。

昭和 41 年	主要事項；石油精製産業への設備投資拡大で生産力飛躍的に伸張
1 月	フランス、精製・販売・輸送・探鉱開発各部門の国营会社を統合（ERAP 発足）
2 月	石油ガス税法施行 北スマトラ海洋石油資源開発㈱設立 通産省、石油製品販売価格の標準額を廃止
6 月	㈱日本エネルギー経済研究所設立
7 月	共同石油、日本鉱業・アジア石油・東亜石油 3 社の販売部門を集約化

9 月	行政指導による生産調整を廃止
10 月	出光興産、石油連盟に復帰 日本オイルターミナル(株)設立
11 月	オキシデンタル、リビアで油田発見

- ② 石油公団設立；和製メジャーの方向性打出される。また公害問題の顕著化により公害対策基本法の施行。

昭和 42 年	主要事項；いざなぎ景気(公債による景気刺激)国内石油企業高収益
2 月	西欧 12 ヶ国のカルテックス資産、カリフォルニア・スタンダードとテキサコ間で分割
3 月	日本石油基地(株)設立
5 月	石油各社、重油直接脱硫研究開発組合結成
6 月	第三次中東戦争勃発 アラブ産油国、対米英石油禁輸実施 (9 月に解除)
7 月	日本海石油(株)設立
8 月	公害対策基本法施行
10 月	石油開発公団設立 (石油資源開発(株)、解散して公団の事業本部となる)

- ③ 日本石油開発の設立；アラビア石油を始めとして海外自主開発油田の開発盛んになる。

昭和 43 年	主要事項；国際収支黒字拡大と生産力増強による景気拡大続く
1 月	アブダビ石油(株)設立 米国アラブ石油輸出国機構 (OAPEC) 設立
5 月	琉球法人エッソ・スタンダード (沖縄) 設立
7 月	アラスカ州ノーススロープでブルドー・ベイ油田発見 インドネシア、プルミナとプルタミン合併し国営石油会社プルタミナ (PERTAMINA) を設立
8 月	東洋石油精製(株)設立
10 月	関西石油堺・富士石油袖ヶ浦・極東石油工業千葉の 3 製油所完成
12 月	日本石油開発(株)設立 大気汚染防止法・騒音規制法施行

④ 日本海岸石油精製事業；タンカー輸送の大型化と国際的取決めが行われる。

昭和 44 年	主要事項；国際巨大タンカー造船続く，中東石油輸入輸送体制基盤できる
7 月	三井石油開発㈱設立
9 月	タンカー運賃基準レート，ワールド・スケール方式に変更実施 日本石油基地(株)，喜入基地第 1 期工事完成
10 月	日本海石油，富山製油所完成 石油汚濁責任に関するタンカー船主自主協定（TOVALOP）発効
11 月	西部石油，山口製油所完成 IMCO，油による汚染損害について民事責任に関する国際条約（略称 CLC 条約）を採択 アラスカ産 LNG，輸入開始

⑤ 公害問題の規制；大気汚染問題に対し，自動車ガソリン使用改善義務化，環境庁設置。

昭和 45 年	主要事項；国際収支大幅黒字基調，外貨減らしの為の海外投資，技術提携進む
1 月	ガルフ石油精製，沖縄に設立
3 月	日本石油，秋田製油所廃止
4 月	石油開発公社，事業本部を分離し石油資源開発㈱設立
5 月	アルジェリア・アブダビ・ドバイ・カタール・バーレーンの 5 カ国，OAPEC 加盟 アジア共石㈱設立 アルジェリア，アルコ社など外国石油会社の石油資産を国有化 日本共同石油㈱設立——米国，大気汚染防止法制定
6 月	リビア，メジャーズ関係子会社 4 社を国有化 北海でエコフィスク巨大油田発見 通産省，自動車ガソリン鉛公害対策を発表 鹿島石油，鹿島製油所完成
10 月	石油パイプライン㈱設立
11 月	合同石油開発㈱設立 東洋石油精製，中城製油所完成 出光興産，兵庫製油所完成 北海でフォーティーズ巨大油田発見

- ⑥ 米国ドル防衛策；石油ドル決済において金ドル交換停止により変動相場制へ移行。またこの時期より英米メジャーに産油国の値上げ動向が予知される。シェールでは、石油危機の1973年に先立ちタンカー用船発注推移傾向と石油精製増産キャパシティのタイムラグから、この時期に7-8年期間での長期高騰傾向を予測した（注：Kees Van der heijden ‘Scenarios’ Jhon Wiley & Sons, 1996, pp. 5-9）。

昭和46年	主要事項；第四次資本自由化と産油国の石油供給条約の動き活発化
1月	興亜石油、大阪製油所完成 タンカーの油濁責任に対する追加補償制度に関する契約（CRISTAL）調印 石油産業海事協議会設立（49年4月に石油海事協会に改称）
2月	ベルシャ湾岸6ヵ国と国際石油会社、原油値上げに関するテヘラン協定締結
4月	地中海岸4ヵ国と国際石油会社、原油値上げに関するトリポリ協定締結
6月	OECD、90日分石油備蓄保有を勧告
7月	東北石油、仙台製油所完成 北海で英ノルウェー・ブレント油田発見 日本、環境庁発足
8月	為替変動相場制に移行：急速な円高となり石油輸入にドライブ アブダビ、国営石油会社アドノック（ADNOC）設立 米国、ドル防衛緊急対策発表
9月	カタール、英国から独立
11月	バーレーン、英国から独立 低硫黄原油の関税引下げ リベリアのタンカー「ジュリアナ」、新潟沖で坐礁し原油流出
12月	アラブ首長国連邦、英国から独立

- ⑦ 輸入外貨自由化；行政指導に対し民間で60日の備蓄計画実施するが、流通在庫、金利で業者に負担増える。

昭和47年	主要事項；石油備蓄が行政により指導開始
1月	エッソ（沖縄）、西原製油所完成 湾岸6ヵ国と国際石油会社、ジュネーブ協定締結

2 月	キグナス石油㈱設立 ローマクラブ「成長の限界」発表
3 月	出光日本海石油開発・日本海洋資源開発，新潟沖で新油田発見
4 月	行政指導による 60 日備蓄計画開始 航空機燃料税，賦課開始 軽油と重油，輸入外貨自動承認制に移行 重油と粗油の関税割当制度実施
6 月	イラク，イラク石油（IPC）の国有化宣言
11 月	ニュージャージー・スタンダード，エクソンと改称
12 月	サウジアラビア等，国際石油会社と事業参加に関するリヤド協定締結 石油パイプライン事業法施行

引続く 1973 年に第一次石油危機，4 倍強の石油価格高騰が生じるが，石油決済に合衆国ドルが主要通貨となり，合衆国ドルの信用不安がすでに問題となっていた。

2.2 GHQ 経済管理の下での石油産業復興

戦前の石油政策を支えた「石油業法」「石油専売法」「石油販売取締法」「人造石油製造事業法」は昭和 20 年 10 月から翌年 1 月に GHQ により廃止された。この月，次いでエドウィン・ボーレー賠償使節団により中間発表され，原油輸入の禁止，昭和 21 年 12 月からの太平洋岸製油所全面操業停止が公表された。次いで 23 年 3 月ストライク報告「日本における産業賠償調査に関する報告書」（米国陸軍海軍顧問協会発表）では，日本の製油所施設は賠償の価値は無く，破棄すべきであり，原油はインドネシア精製所での石油製品の輸入を勧告する内容であった。また，日本の石油産業全廃命令が占領政策決定機関の極東委員会にて発表される運びであった。

しかしこのストライク報告からわずか 2 ヶ月で GHQ 方針は一転し，米国ケミカル銀行ジョンストンを使節団長とする「ジョンストン調査団」が来日しジョンストン報告書が公表された。民生に必要な原油輸入に限り GHQ 許可の下で認めるもので，軍需との産業連結を防止する趣意である

が、「日本の平和産業は無制限に発展させるべきであり、賠償に予定された施設の中で日本復興に役立つものはこれを利用する」とある。同年9月ノーエル報告書ではほぼ同様の趣意が説明され、GHQの石油政策決定となり、同25年以降太平洋岸製油所操業再開と原油輸入が正式に許可された。1月米国からサンノーキン原油49,000キロリットルが、戦後初めて輸入された。GHQの占領軍総司令部天然資源局では日本の官民合同設立の「石油資源開発促進委員会」に石油政策の権限を与え（石油資源開発5ヵ年計画）、日本石油産業の戦後復興が本格化することとなったが、冒頭で述べた米国石油資本の技術移転、資本移転と資本集中が進み、日本の石油産業は米国の請負加工過程に取り込まれていくことになった。

結 語

戦後になり中東油田、中国油田など世界規模の油田開発が進み、開発技術力とドル資本力を持つ国際独占資本の石油市場での影響力が大きくなる。日本は、この英米系メジャーに依存した輸入体制により、暫くは安定供給を享受した。二度にわたる石油危機では急激な市況変動に貿易政策対応は混乱をきたしたものの、資源ナショナリズムの台頭によるメジャー勢力の後退以後は、需給状況も好転し日本の石油輸入流通では暫くの間、緩やかな市場状況が継続していた。産油国 OPEC はメジャーとの対立から、協調へと政策路線を変更し、協調供給を専らとするようになった。また 88 年秋 OPEC とメジャーの「第二次価格戦争」の供給過剰による価格低迷を経て、先物取引による石油製品のコモディティ化が進展し市場は安定化の方向性を示しつつあった。しかし、08 年 4 月からの主に WTI 市場における市場価格急騰以後、緊急対策として OECD とその下部組織 IEA で国際的に取決めがなされ一時的に価格安定しているが、中国メジャーの石油貿易政策、海上タンカー輸送リスク拡大、資源枯渇のオイルピーク説など

にも相まって、石油市場価格の不安定要素は、今後も拡大の見通しである。日本のエネルギー問題において、エネルギー資源貿易、特に石油貿易は、資源の乏しい我が国にとり、最大額の輸入商品でもあり、その長期安定獲得は重要な課題である。

石油貿易では特定の自国メジャーを持たない我が国は、米国国際石油資本（メジャー）からの輸入を中心に、産油諸国との FTA で補完的に石油内需を充当してきた。その結果、中東依存比率が非常に高く、当地の政情に大きな影響を受ける傾向がある。また貿易政策面で広範囲な輸入国と分散連携することはリスク管理からも有用である。

中国等 BRICs 諸国の経済伸長等により石油需要は増大の一途である反面、産油国のナショナリズムの高揚、オイルピーク論に代表される今後の供給不安要素に対し、市場メカニズムは従来からも、問題を抱えながら機能してきた。特に日本と古くから結びつきの深い東アジアでは、シンガポール市場が石油取引の貿易指標となってきたが、今後のアジア市場の成長を勘案すると、この石油市場の整備と発展について十分な対応が必要となる。さらに中国のエネルギー問題でも、この東アジア石油市場は政策上重要な意義を持つ。主な国際石油市場の中で従来アジア・プレミアムと呼ばれる特別なアジア市場価格の持つ貿易政策上の意義、また今後の長期安定輸入の為の施策を構築する必要がある。

《注》

- 1) 消費地精製主義の評価について、1926 年日本では関税改正が実施され、原油輸入関税が石油製品輸入関税より低課税となったため、特に当時の日本にとって石油製品輸入方式より、原油輸入精製となる消費地精製方式の方が有利となる状況が現れた。1926 年には三菱とアソシエテッド石油は、精製のための共同子会社、三菱石油を設立したが、大手のライジングサンとソコニーは消費地精製主義を評価しなかった。一方、現地精製主義は 80 年代に入り、通産省で積極的な議論が展開された。
- 2) 「石油国策実施要綱」1933 年 9 月 11 日商工省鉱山局では、当時、松方日ソ

石油が安価に輸入を開始したことに対し、四社協定（後の六社協定）当事者が販売困難となり、シェルが協定から離脱検討、これをライジングサン石油（シェル製油所）が留めるという市場混乱が記載される。

- 3) 近年のロイヤルダッチシェルの経営展開では、消費地精製主義を方針とし、精製会社の海外子会社展開を進めることで、販売額に対し原油供給量が過少化されている。
- 4) このことの証左として、日本の石油消費量を石油製品別に見ると B, C 原油に対し、ガソリン、ナフサ、中間三品（灯油、軽油、A 重油）需要が大きいことが掲げられる。（内訳：ガソリン 14.3%, ナフサ 14.8%, 灯油（ジェット燃料）10.9%（1.1%）、軽油 8.5%, A 重油 9.6%, B 重油 3.4%, C 重油 37.8%）1950 年よりほぼ一定。
- 5) 対 GDP に対する石油のエネルギー消費弾性値の推移では、昭和 35 年度から 40 年度にかけて石油 2.28, 電力 1.10, 総エネルギー 1.20（対 GNP）となり高度経済成長期に石油の GDP 効果が高かったことが示される。
- 6) 尚、メジャー、シェルとエクソン他の対日市場戦略（2000 年度）を以下に示すが、メジャーのアジア市場支配力の後退が明らかになっている一方で積極的なアジア途上国への投資が注目される。

図表 近年の石油メジャーの動向

石油メジャー	業界勢力	アジア進出状況 （上流, 中下流別）	公表されている 経営計画 2000 年時点	対日本市場戦略と して公表されてい る内容
ロイヤルダッチシェル	メジャーとして 総合力では業界 首位でありプレ センス大きい。 80 年代からは 中国市場へ投資 拡大	（上流） マレー シア、ブルネイ、 タイ、中国で探 鉱、開発販売 （中下流） シン ガポール、日本 （昭和シェル） フィリピン、韓 国で潤滑油、 LPG、アスファ ルト生産	インドでの製油 所建設計画 中国での製油所、 コンプレックス （コンビナート） 建設	日本市場は投資効 率低く、進出動機 に乏しい。新規投 資は厳しく選定す る必要あり。
BP ブリティッシュペトロリアム	石油化学事業で の合併事業拡大	（上流） インド ネシア、ベトナム、中国で小規模生産開発 （中下流） 中国 に合併プラント 設置	（上流） 潤滑油 合併工場をベトナムで設立 （中下流） 中国、 マレーシア他で ポリエチレンの 合併事業化	石油製品小売販売 へ関心あり

エクソン	対アジア・太平洋市場での投資拡大	(上流) インドネシア・ナツナ油田開発 (中下流) 潤滑油インド、マレーシア、中国で生産販売	(上流) ナツナ開発 潤滑油事業を中国、ベトナムで展開 (中下流) シンガポールで石油化学コンプレックス設立、中国で発電事業拡大	日本市場は規模は大きいもののマージン低く、将来成長性に乏しいと理解。効率化に資する拡販は積極的に臨むが投資は圧縮または早期回収を図る。
モービル	LNG、潤滑油事業を強化	(上流) インドネシア、中国、ベトナム、マレーシアでの探鉱開発 (中下流) 日本(東燃、極東石油)での展開縮小	(上流) ミャンマー、インド、フィリピンへ注力 (中下流) インドで輸出製油所設立 シンガポールに潤滑油ターミナル設置	日本市場は高コスト体質で利益が出にくい。
カルテックス(解組)	下流部門の石油精製販売に特化	(上流) インドネシア、中国(テキサコ)での探鉱開発 (中下流) 韓国カルテックス、シンガポール、日本(興亜 50%)中国での展開	中国でLPGターミナル設置 インドでLPG貯蔵、製油部門の進出	96年日本石油精製の持ち株 50%を日石へ売却したが、背景理由は日本市場の成長性の乏しさ、低い投資効率、今後の競争激化予想、より高成長のぞめるアジア市場へシフトする必要性
トータル	ガス事業重視の事業展開	(上流) インドネシア、ベトナムで生産 (中下流) 中国で合弁製油所設立 中国、ベトナム、カンボジアでLPG販売	(上流) 天然ガスを98年ミャンマー沖合ガス田で海底パイプライン経由タイへ供給 (中下流) 新規開発は抑制しニッチ分野に注力	日本の電力・ガス会社へのLNG提供を事業の柱とする。

(出所) 資源エネルギー庁石油部調査、文献 25、pp.16-18、各社 Annual Report より筆者作成。

- 7) 石油製品の市場価格支配状況(ハーフィンダール指数)。経済産業省「鉱業統計平成14年度」①市場価格競争状況、②市場集中度。

参考・引用文献

1. 経済産業省 総合資源エネルギー調査会石油分科会(第1回目)

- 平成 17 年 10 月 27 日資料「石油業界における規制緩和」
2. 経済産業省「輸入貿易管理令」
 3. 経済産業省「輸出貿易管理令」
 4. 神原達編「中国の石油産業」研究双書 408 アジア経済研究所 1991
 5. 川村泰治「日本のエネルギー問題」現代日本産業講座Ⅲ, 岩波書店
 6. 太田辰幸「アジア経済発展における産業政策の展開」
慶応大学経営論集第 56 号, pp. 95-101
 7. 帝国石油「帝国石油 50 年史」帝国石油
 8. 日本石油「日本石油 100 年史」日本石油
 9. 三菱石油「三菱石油 50 年史」三菱石油
 10. 高橋哲雄「産業論序説」実教 81 年
 11. 小宮隆太郎編「戦後日本の経済成長」岩波書店 1971
 12. J. S. ペイン, 宮沢健一訳「産業組織論」丸善 1970
 13. W. W. ロストウ, 木村・久保訳「経済成長の諸段階」ダイヤモンド 1961
 14. 公正取引委員会「日本の産業集中」東洋経済新報社 1969
 15. 越後和典「寡占経済の基礎構造」新評論 1969
 16. 通産省「産業集中度報告書」通産省 1963
 17. 小林良彰「日本財閥の政策」千倉書房 1971
 18. 岡田泰男「米国経済史」有斐閣 1983
 19. 芥田知至「原油価格高騰の謎」技術評論社 2006
 20. 橘川武郎「外国企業の日本市場参入とその発展に関する研究：戦前日本の外
国石油会社」一橋大学機関リポジトリ 77-118 1995
 21. 商工省「揮発油市価の移推」石油業法資料 1937
 22. 阿部聖「近代日本石油産業の生成・発展と浅野総一郎」
中央大学「企業研究所年報」第 9 号
 23. Krueger Anne 「Foreign Trade Regime and economic Development」
Cambridge M. A. Ballinger 1978
 24. 産業計画懇談会編「産業・貿易構造の改革」経済往来社 1988
 25. 資源エネルギー庁石油部「激変するアジア石油市場」大蔵省 1998
 26. 石油動向研究会「石油業界の新段階」燃料油脂新聞社 1980
 27. 岩間敏「石油で読み解く「完敗の太平洋戦争」」朝日新書 2007

(原稿受付 2010 年 6 月 22 日)

〈論 文〉

ドイツ信用銀行による抵当銀行の吸収

—— ユニバーサルバンク・

コンツェルン形成序説 ——

山 村 延 郎

要 約

ドイツの銀行制度はユニバーサルバンク制度と言われている。だが、実は民間銀行部門においては、業態分離規制により、信用銀行と抵当銀行とに分離されていた。ドイツ大銀行は、1968 年からアルフィナンツ戦略を提唱し、住宅金融の総合化を図った。その過程で抵当銀行がコンツェルンに吸収されることとなったのである。

抵当銀行は、もともと不動産金融機関であったが、のちに公共債券業務にも進出を許された。巨大プロジェクトの必要性は去り、住宅金融において信用銀行・信用組合との競合が生まれていた。抵当銀行側にも、与信の効率化と発行債券の分売の効率化の必要性があったので、信用銀行との提携は、相互のビジネスを補完するものであった。

こうして信用銀行による抵当銀行の吸収により、民間金融部門も、貯蓄銀行・州立銀行と同様、長短分離を止揚した「ユニバーサルバンク」コンツェルンになったのである。

キーワード：アルフィナンツ、住宅金融、カバード・ボンド、長短分離、金融史

はじめに

現在の金融ビジネスでは、消費者金融ビジネスや住宅金融ビジネスが盛んである。多くの研究者は、金融ビジネスの総合化の手本として、英米を追いかけてきた。しかしその一方で、この数年間、世をにぎわしているのはアメリカの住宅金融を発端とする危機である。

筆者は、一貫して、ドイツの金融ビジネスが産業金融から消費者金融・住宅金融・保険業に進出しコングロマリットへと変化していく様子を研究してきた。これまで保険と銀行の融合について書いてきたし、現状の住宅金融についても書いた。だが、それがどのように生成されてきたかはまだ著していない。そこで、今回は、ドイツのユニバーサルバンクが住宅金融に進出する過程の分析を試みようと思う。

従来我が国では、ドイツはユニバーサルバンクの国であり、ユニバーサルバンクとは、証券業を兼営しつつ産業を支配する銀行であるという見解が支配的であり、ゆえにドイツの金融の総合化は、等閑視されてきたきらいがある。

確かにドイツはユニバーサルバンク制度である、それが常識的見解であろう。だが、それが正しいのは、日米の金融制度とドイツの金融制度を比較したときのみである。アメリカでは、グラス・スティーガル法以降、産業金融においては銀行業と証券業の分離が遂行された。これに対してドイツではそれが分離しておらず本体で「兼営」している。だから、日米との比較ではドイツは相対的にユニバーサルバンクであるといってもよい。

しかし、民間銀行部門において業態の分離がまったくなかったかということ、そうではない。2005年制定の担保付債券法によって民間銀行部門における抵当銀行業務の兼営が認められるまで、不動産金融機関（抵当銀行と建築貯蓄金庫）は、信用銀行〔Kreditbanken〕から専門業態として分離

していたからである。もちろん保険業も普通銀行の業務から分離されている。これが、短期金融と長期金融の分離という、ヨーロッパ全体に通ずる分業体制である。抵当銀行を専門化する制度は、日本、ラテンアメリカ、アジアの金融制度に受け継がれ、日本では、特に北海道拓殖銀行の設立の際に、抵当銀行法が参照されたのであった¹⁾。

ところが日本やアメリカと同様にドイツも、変動相場制への移行期である 1970 年前後に産業の銀行離れが進み、消費者金融や住宅金融が、銀行にとって中核的なビジネスになってきている。それとともに、長短分業体制も変容し、その後、金融コングロマリットが形成されている。これが金融機関や保険業が「アルフィナンツグループ [Allfinanzgruppe]」を形成していく発端である。だがこの部面は、まだ不十分にしか解明されていない²⁾。

したがって本稿では、ドイツの大銀行がどのような観点でアルフィナンツ戦略を提唱し、その住宅金融業務を総合化し、提携戦略を進めていったのかを明らかにするとともに、それを受け入れていった抵当銀行から見た要因を明らかにする。もって、ドイツにおける「アルフィナンツ戦略 [Allfinanzstrategie]」の一階段を明らかにする。

1. 信用銀行の住宅金融アルフィナンツ

1.1. 大銀行による総合金融戦略の認識

日本で「アルフィナンツ」というと「銀行業と保険業の融合」ととらえられがちであるが、それは厳密には「バンカシュランス」と呼ぶべきもので、1980 年代半ばにきたアルフィナンツの第二の波である。それより先に 1968 年から 1970 年までの変革期に、実務において、「アルフィナンツ」という言葉が用いられた³⁾。ドイツ銀行取締役のヤンベルク [Hans Janberg] が 1969 年にアルフィナンツ構想を発表し、コメルツバンクの社史にアルフィナンツ提供 [Allfinanz-Angebot] の文字が登場するのがそれである⁴⁾。

ヤンベルクは、1969年に次のように述べた。「わたしが皆さんにお示したいように、未来におけるアルフィナンツ供給へと続くであろう様々な道が伸びているのです。財産形成、老後と家族のための備え、持家や分譲住宅の取得は、将来、銀行と保険の様々な形態と組み合わせの協力によって——いわば一つの手から——提供されるでしょう」⁵⁾。

包括的な金融サービスは当時、建築金融に顕現するようになっており、1970年ごろには「一つの手で建築金融を」⁶⁾と言われるようになっていた。これは建築金融において建築金庫と抵当銀行および普通銀行さらには保険会社が一括して働かなければならないことから、その処理の迅速な遂行を目指していわれたものである。ヤンベルクの文言も、こうした業務の連携を背景において述べられたものと考えねばならない。

ドイツの信用銀行が、「ユニバーサルバンク」と呼ばれながらも現実には全部の金融業務を行うのではないということも、認識されてきた。たとえば「ユニバーサルバンク」を抽象的な概念として把握する議論が、1974年ごろドイツ銀行取締役のウルリッヒ [Franz Heinrich Ulrich] によってなされる。その中では、「同じ屋根の下ですべての業務を」⁷⁾ 行うという、後にアルフィナンツ戦略のスローガンの一つが、理念としての「ユニバーサルバンク [普遍的銀行]」の内容をあらわすドイツ的表現だとして挙げられている。

ここで「屋根」の意味するところは、一つには店舗であり、提携によって全金融商品を網羅し、同一店舗で販売するというワン・ショップ・ストッピング [one-shop-stopping] を意味する⁸⁾。だが同時に、「屋根」は全体を統括する上部組織 [Dachorganisation] をも意味する。したがってコンツェルン形式による全業態網羅をも示唆する文言である。信用銀行は、分離された業態である抵当銀行を子会社化することによってユニバーサルバンクになる、という意味もあらかじめ込められていたであろうし、現実にも、そのような展開を示した。

つまり、アルフィナンツ戦略は、労働者階級の老後や家族のための資産形成、住宅取得といった課題が中心にあり、銀行業者は当初から生命保険や住宅金融を見据えていたのであった。そしてこの戦略は、「組織は戦略に従う⁹⁾ [Structure follows Strategy]」の命題どおり組織変更を促していく。ただし、いきなり保険や住宅金庫まで統合するのではなく、1970年代以降のユニバーサルバンク・コンツェルン¹⁰⁾ という垂直統合で、最初の一步を踏み出すことになる。

1.2. 対顧客業務における大銀行の住宅金融の総合化

このころの住宅金融のシェアの変化を見てみよう（表1参照）。当初、シェアの大部分は、貯蓄銀行や信用組合が握っており、大銀行の参入が容

表1 金融機関別・住宅向信用量 （単位：10 億マルク）

	1970	1980	1985	1990
大 銀 行	0.88	25.24	38.34	70.06
地 方 銀 行 そ の 他	8.54	31.29	49.53	68.92
個 人 銀 行 家	0.29	0.8	1.06	2.1
振 替 中 央 銀 行	17.34	50.74	71.02	68.28
貯 蓄 銀 行	48.26	124.17	185.01	237.14
組 合 中 央 銀 行	0.38	2.95	6.63	2.43
信 用 組 合	9.8	53.57	89.28	111.09
民 間 建 築 金 庫	22.17	78.32	99.32	91.86
公 的 建 築 金 庫	12.53	38.19	45.56	40.66
民 間 抵 当 銀 行	24.96	70.06	104.05	139.63
公的不動産信用機関	43.83	70.78	91.36	84.43
特 任 金 融 機 関	2.05	3.18	16.09	22.73
合 計	191.03	549.29	797.25	939.33

出所：Stracke/Geitner [1992], S. 304.

易でなかったことが予想される。だが、1970年代以降、ある程度の成果を上げることができ、事業用の建物のみならず、住宅不動産の領域も拡大している。

固定相場制が維持されていた1968年前後の抵当信用業務における各金融機関の市場占有率は、貯蓄銀行が四割を占めて第一位であった。それに抵当銀行と公的土地金融機関が16%程度で続く。1960年代には建築金庫も抵当信用業務で14%のシェアを占めるようになっており、これに振替中央銀行（ジーロツェントラレ、現在の州立銀行）や生命保険業が続く。貸付に占める割合としては、1968年時点で貯蓄銀行が30.3%、振替中央銀行が16.3%、信用組合が11.6%であったが、信用銀行は、ほとんど抵当信用を供与していなかった。つまりそれまで民間銀行部門においては、抵当銀行と信用銀行での分業体制がはっきりしていたのである。ところがその後、信用銀行、特に大銀行は、個人家計向けの抵当信用に次第に力を入れるようになっていた¹¹⁾。

このような状況で持ち出されたのが、住宅金融のアルフィナンツ戦略である。つまり、十分な住宅ストックが形成され、資産として流通するとき、これを金融するために、さまざまな金融サービスが総合的に供給される体制が形成された。ここで重要なのが、提携信用 [Verbundkredit] の発展である。

州立銀行と異なり、南ドイツのいくつかの銀行を除く信用銀行は、1901年の抵当銀行法制定により、2005年の担保付債券法で解禁されるまで、抵当銀行業務が禁止されていた。これがドイツ型の業態分離である。よって普通の銀行は、抵当債の発行で資金調達して抵当信用を供与することはできず、貯蓄預金に基づいて住宅金融を行うしかなかった。確かに貯蓄預金はある程度長期に滞留する¹²⁾。だが住宅向けの信用は超・長期であるから、期間ギャップが大きすぎる。抵当信用にしる、対人信用にしる、いくら大銀行でも必要な額の全額を融資するのは危険が大きすぎる。したがっ

て不動産金融機関との提携方式で信用供与するほうが安全である。

提携の方式は、管理技術上の提携と拡大した提携に段階を分けることができる。前者は、関係する諸金融機関の融資を紹介しあうという単なるクロス・セリングの段階である。後者は、それぞれの固有の信用業務を組み合わせることで単一の案件に係る融資を包括的に実行することで、最終的には信用拡張を実現する段階で、ドイツでは、立替金融 [Zwischenfinanzierung] 又は前貸金融 [Vorfinanzierung] とよばれるものである。建築金融における立替金融とは、最終的な抵当信用の供与が確実にになった段階で、その準備がそろうまでの間必要となる資金を短期又は中期に立て替えることであり、前貸金融の場合は、まだ確実でない段階で資金供与する¹³⁾。立替金融・前貸金融のいずれも、準備が整うまでの期間を待たずに借り入れることができることで、借り手は、利子等の費用がかかるものの、購買時間を節約することができる。

ドイツ銀行を例として、当時の大銀行が住宅金融のアルフィナンツ供給をどのように展開していったか見てみよう。

ドイツ銀行は当初、1967 年からコンツェルン関係にあったケルンのドイツ建築金融信用銀行 [die Deutsche Kreditbank für Baufinanzierung (DKB)] を、土地金融・住宅建築金融の専門金融機関として利用していた¹⁴⁾。しかし、住宅取得や持家取得需要が高まったのを受けて、抵当銀行子会社と提携し、個人顧客層の具体的な建築金融問題をモデル化していった。このことを通じて、子会社の既存の業務関係を維持しつつも母体行の支店網を利用して新たな顧客を囲い込むという戦略が模索された。それで、1968 年から 69 年にかけては、立替金融として利用可能な「個人抵当ローン [das „Persönliche Hypotheken-Darlehen“]」や「銀行前貸ローン [das „Bankvorausdarlehen“]」といった金融プロダクトを開発し、建築金融業務を拡大した¹⁵⁾。この段階では、お互いに補完しあう金融プロダクトの開発がなされたといえる。

1972 年になると、同年に子会社化した抵当銀行二行の給付プログラムを補完するため、「個人建築ローン [das „Persönliche Bau-Darlehen“]」が導入された。これは 30 年満期の 5 万乃至 30 万マルクのローンで、建築費用または不動産物件購入価格の 80%まで融通できるというものであった。ビュシゲンの評価では、「この新種の給付品目によって、ドイツ銀行は初めて、建築金融を一つの手で提供できるようになった」¹⁶⁾。

さらに 1975 年には、「ドイツ銀行の建築クレジット制度 [das „BauKreditSystem der Detuschen Bank“]」の名称で、建築金融の諸形態を包括した。これは、抵当銀行子会社に加え、三つの建築金庫（Beamtenheimstättenwerk, Wüstenrot, Leonberger）との提携をも基盤にし、自分の顧客に自らの手を通して建築金融を行うというものである¹⁷⁾。

このように、ドイツ大銀行の代表格であったドイツ銀行の展開は、まずは、クロス・セリングにより管理費用の節約が行なわれ、次に立替金融・前貸金融により信用拡張をするという、二段階を持っていた。また、結果として長期信用と短期信用を組み合わせることにより、それぞれの業態の金融機関が相互に期間ギャップを回避していたといえる¹⁸⁾。

1.3. 大銀行による抵当銀行の子会社化・コンツェルンの展開

アルフィナンツ戦略は、総合的金融サービスを提供する際に、組織面では、提携戦略やコンツェルン戦略により、他の金融機関を巻き込んでいく。住宅金融のアルフィナンツも、結果的には、信用銀行のコングロマリット化を推し進めることとなった。

1971 年までに、戦前のベルリン大銀行の流れを汲む三大銀行は、そのうち二行のドイツ銀行とコメルツバンクがライン抵当銀行（マンハイム）に出資していた。これで事実上、抵当銀行の業務展開に見通しをつけることができ、かつ相互の競争を中立化できるという状態に持ち込んでいた¹⁹⁾。

大銀行の一つコメルツ銀行は、1960 年以降、25 億マルクの総資産高 [Bi-

lanzsumme] を有し抵当銀行の筆頭であったライン抵当銀行の資本金のうち 2,000 万マルクに出資するようになっており、ライン抵当銀行の過半数出資者となっていた。そのため、その後数年のうちに持分整理で当時 15 行の民間抵当銀行が大銀行の傘下に入るであろうと予想され始めていた。コメルツ銀行は、1971 年にはその他にも、ドイツ抵当銀行（ブレーメン）、ザクセン土地信用機関（フランクフルト）、フランクフルト抵当銀行に出資していた。

1971 年初頭、大銀行は、州立銀行・振替銀行との競争が激化したため、抵当銀行の集中につとめざるをえなかったし、他方で抵当銀行の方では、大銀行が顧客引き寄せ機能を果たしうるので、業務量の拡大を期待した。そこでドイツ銀行がライン抵当銀行（マンハイム）への持分をコメルツ銀行に譲ったことにより、変化が生まれた²⁰⁾。ドイツ銀行は、1960 年代末に多くの抵当銀行へ 25% 程度の出資しか行っておらず、各抵当銀行は経営上独立していた。建築金融はもっぱら抵当銀行の独自の営業活動によるか、母体行からの仲介で行なわれていた。しかし 1970 年代にこの領域が成長するのが見込めたので、難儀な交渉の末に持分交換を果たしたのであった²¹⁾。

こうして、コメルツ銀行は、ドイツ銀行との株式交換によってライン抵当銀行に集中し、ドイツ銀行は、1975 年にフランクフルト抵当銀行の株式の 87.3% とドイツ中央土地信用機関（ベルリン・ケルン）の 74.9% を所有し、これらを傘下においた。三つ目の大銀行であるドレスナー銀行は、ドイツ抵当銀行フランクフルト・ブレーメン（ブレーメン）、抵当銀行・イン・ハンブルク、旧メクレンブルク抵当振替銀行改めノルトドイチェ抵当振替銀行（ハンブルク）、プファルツ抵当銀行（ルートヴィヒスハーフェン）に出資していたので、1980 年代には、重要な抵当銀行はすべて支店制銀行と特定の関係を持つようになっていた（表 2 参照）。

こうした大銀行による抵当銀行の子会社化によって、大銀行は完全な意

表2 1984年時点の民間抵当銀行の支店数・従業員数・支配関係

設立年	商号	資産残高 (100万DM)	支店数	従業員数	支配株主	支配率
1871	ライン抵当銀行（フランクフルト）	28007	11	423	コメルツ銀行	94.2%
1921	ドイツ組合抵当銀行（ハンブルクーブレーメン）	27820	2	540	DG 銀行	100.0%
1862	フランクフルト抵当銀行（フランクフルト）	26814	11	414	ドイツ銀行	90.8%
1870	ドイツ中央土地信用（ベルリン―ケルン）	25832	11	422	ドイツ銀行	85.10%
1869	バイエルンハンデルスバンク（ミュンヘン）	17904	3	235	フェアアイ ンス銀行	75.8%
1862	ドイツ抵当銀行フランクフルト・ブレーメン（ブレーメン）	17238	3	284	ドレスナー 銀行	83.9%
1961	ヴェストファーレン抵当銀行（ドルトムント）	13840	12	231	ヴェストファー レン銀行	5%
1870	南ドイツ土地信用銀行（ミュンヘン）	13461	10	225	フェアアイ ンス銀行	54.2%
1871	フェアアインス銀行・イン・ニュルンベルク AG 抵当銀行（ニュルンベルク）	12378	7	166	フェアアイ ンス銀行	50.5%
1886	プファルツ抵当銀行（ルートヴィヒスハーフェン）	12055	3	227	ドレスナー 銀行	81.5%
1872	抵当銀行・イン・ハンブルク（ハンブルク）	10820	8	198	ドレスナー 銀行	82.4%
1962	一般抵当銀行（フランクフルト）	10430	2	90		
1867	ヴュルテンベルク抵当銀行（シュトゥットガルト）	9615	1	174	ヒュポ銀行	75%強
1871	ブラウンシュヴァイク・ハノーファー抵当銀行（ハノーファー）	9358	9	182	ベルリナー 銀行	60.0%
1872	ドイツ抵当銀行（ハノーファー―ベルリン）	8368	9	197	BHF 銀行	50%強
1896	ミュンヘン抵当銀行 eG（ミュンヘン）	8299	6	174		
1894	ライン・ヴェストファーレン抵当銀行（ケルン）	8157	10	172	コロニア	75%強
1927	リユーベック抵当銀行（リユーベック）	6330	10	183	リユーベッ ク商銀	75.0%
1871	ノルトドイチェ抵当振替銀（ハンブルク：ユニバーサルバンクでもある）	4409	14	267	ドレスナー 銀行	58.1%
1918	ドイツ船舶貸付銀行（ハンブルク）	2346	1	59		
1948	ドイツ航海銀行（ブレーメン）	2314	2	81		
1928	船舶抵当銀行・ツウ・リユーベック（リユーベック）	1515	1	56	シュレスビ ヒホルシュ タイン州立 銀行	64.7%
1929	フランクフルト土地信用銀行（フランクフルト）	567	1	41	ヴェストラ ンドユトレ ヒト社	100.0%
1916	バイエルン家地主農村銀行（ミュンヘン）	168	1	15		
1917	ドイツ船舶抵当債銀行（ベルリン―ブレーメン）	59	1		(ドイツ航海 銀行と重複)	

出所：M. Pohl [1986], S. 117.

味での「ユニバーサルバンクになった」のであり、同時に、金融業でも異業種間集中が可能になったことが明らかになった。ドイツの金融機関における統合では、それまで水平的統合が基本であったが、ここから垂直的統合が始まったのである²²⁾。

なおその後、抵当銀行と信用銀行のみの提携による住宅金融では、不十分であることが明らかとなった。貯蓄預金によって行う信用銀行の資金調達期間と、住宅金融への補完的信用の供与期間にギャップがありすぎたのである。結局のところ、母体行ですべて金融するよりも建築金庫を用いた提携のほうが、収益があがると分かり、1980年代後半には、建築金庫の子会社化が進められる。1987年にはドイツ銀行建築金庫 AG が設立される。ドイツ銀行は、建築金融にかんしても自前主義を貫徹し、もはや他系列の建築金庫の力を借りる必要が無くなるのであった。1991年には建築金融が個人信用の50%を占めるまでになった。1992年には、ドイツ銀行は「建築金融制度」の名称を「db 建築金融」と変え、包括的な個人抵当ローンを提供した。このローンは満期、利子、分割を顧客の要望に合わせて組むことができるものであった。さらに1993年からは、DB不動産による不動産仲介業も始まっている²³⁾。

2. 抵当銀行から見た提携の必然性

前節で明らかにしたような提携関係は、大銀行側の要因だけで説明できるわけではない。確かに抵当銀行は、いまや支配的株主となった信用銀行に従わなければならない。だがそれは、単に母体行の恣意に従っているのではなく、何らかの経済的合理性もあるはずである。そこで抵当銀行の業務内容の変化によって、抵当銀行が信用銀行と結びつく論理を探ってみよう。それによって、債券発行業務との関連が明らかになるであろう。

2.1. 抵当銀行の性格変化

2.1.1. 不動産金融機関の起源

抵当銀行の基本的な位置づけを把握するために、不動産金融機関の歴史と性格を振り返ってみる。不動産金融機関は、(信用)銀行とはその歴史的発生の系譜を別にする債券発行金融機関であり、そのほとんどは専門銀行 [Spezialbank] であって、例えば公立の土地信用機関 [Bodenkreditanstalt] や民間の抵当銀行 [Hypothekenbank] などが挙げられる²⁴⁾。

例外は、バイエルン抵当振替銀行 [Bayerische Hypo-und Wechselbank] 及びバイエルン合同銀行 [Bayerische Vereinsbank] (現在は両行合併しヒュポ・フェアアインスバンクのブランドで営業するウニクレディートバンク AG) である。これらの銀行は、抵当銀行法の制定時に既に総合銀行でもあったため、特例で業態分離を免れ、「兼営銀行 [Gemischte Bank]」であり続けた。これに加え、貯蓄銀行セクターも、特に中央振替銀行 [Girozentrale]・州立銀行 [Landesbanken] が、抵当債および公共債の発行を行っており²⁵⁾、その意味では、公的金融機関も「兼営銀行」である。現在は、どの銀行も免許を受ければ抵当銀行業務が行えるようになっている。

不動産金融機関の主たる業務は、国内不動産に対する、金額や満期を異にする長期信用を代位して、流通性ある確定利子付き債券を発行することである。その債券は、信用供与の際に不動産に設定された抵当権で形成された担保財産の保証があるので、担保付債券 [Pfandbrief] と呼ばれる。抵当銀行を始めとする不動産信用機関は、そうした不動産信用の信用代位を行う金融機関として発達したものである²⁶⁾。

抵当貸付と抵当債券発行を行う不動産金融機関の起源は、近世の土地貴族の金融組織にまで遡る。プロイセン王国では、1748年から51年にかけてのフリードリヒ二世の改革による順位制の導入によって抵当権制度が確

立し、抵当貸付者の権利が確実に保証されるようになった²⁷⁾。その後、フリードリヒ大王の認可で1769年にプロイセン王国シレジア州に、当初は貴族によって構成された無限責任の特殊組合である地主金融組合（ラントシャフト Landschaft）が設立されると、抵当信用に基づく抵当債券の発行が著しく促進された²⁸⁾。

最初のうちは、資金を必要とする地主がこの組合に抵当権と無記名の借用証書を差し入れ、その借用証書を組合が保証して地主に渡し、これを地主自らが売却して所要の資金を入手するという仕組みであった。組合の保証と抵当権に基づいて、無記名担保付債券〔Pfandbrief〕の発行と流通が容易になり、低利で長期の資金を得ることができた。

ただしこれには二つの困難があったので次の展開を見せる。まずこの貸借関係は、土地を担保とする貸主と借主との間の個別的な関係であった。これでは貸手にとって取り立てに手間がかかり、遠隔地の者は引き受けを好まなかったし、借手としては広範に貸手を望むことができなかった。次に、借入元本は返済期限が不定で、いつ返済を迫られるか分からなかった。それゆえ、利子支払いは直接取引ではなく組合が仲介すること、また組合に積立金を設けて信用を高めること、また土地所有者の連帯責任制度をあらため、組合が自己の計算によって債券を発行するものとし、償還は年賦とした²⁹⁾。こうして公法上の不動産金融機関が成立し、発展した。

なお、こうした金融組合の大部分は、純粋な土地抵当金融を行ったが、プロイセンの大規模な地主金融組合は、積立金を用いて機関銀行を設立して、有価証券売買と交互計算預金および手形業務を行わせるなどし、特に、自らが発行した債券の売買と貸付業務とを行わせた。それは、債券を債務者に交付して売却させるのと金融機関を用いて売却するのとでは、債券の相場に違いがあるためであった³⁰⁾。これなどは、債券分売機構の目的で総合金融機関を設立した例として興味深いし、親子関係は逆になるが、現代の州立銀行と貯蓄銀行の分業関係とも似ている。

このような公法上の不動産金融機関に加えて、19世紀初頭から各領邦では、民間の金融機関として、抵当銀行が設立された。その最初のものが、先に述べた1835年設立のバイエルン抵当振替銀行である。当時の抵当銀行は、抵当業務と普通銀行業務の「兼営銀行」が大部分であったし、当初は自己資本に基づく抵当貸付のみが行なわれ、抵当債券の発行は後で許可されたものである（もっとも当時は預金業務がさほど重要ではなく、信用銀行もほとんど自己資本で融資をしていた）。ドイツ帝国が成立して以降は、法令統一の過程で1900年に抵当銀行法〔Hypothekbankgesetz, HBG〕が定められ、帝国次元での業務規制と、抵当銀行の専門金融機関化がなされた³¹⁾。

抵当銀行の抵当債券の分売は、債券市場の破壊された恐慌時こそ借手自ら行ったが、通常は銀行シンジケート団が利用された³²⁾。第一次世界大戦までには、特にバイエルン王国では、地方や小都市の銀行業・商品販売業の代理店が、貯蓄金庫よりも安全で確実な投資手段として抵当債券を販売するようになっており、また、バーデン、ヴュルテンベルク、チューリンゲン諸邦では、貯蓄金庫の貯蓄預金に次ぐ公衆向け投資品目として好評であったという³³⁾。

2.1.2. 公共債券業務への業務拡大

このように、抵当信用と抵当債券は、もともと土地貴族という農業資本家のための信用制度として登場したのであるが、工業化と都市化の流れにより、建築信用に用いられるようになった。特に第二次世界大戦後から1948年の通貨改革前までの西側占領地域では、債券市場もゆっくりとしか回復していなかったため、誘い水として住宅金融に公的資金が投入された。だが、この公的資金はあくまで他の金融手段の補完として供与されたのであって、抵当銀行が重要な役割を果たしていた。すなわち当時の抵当銀行は、追放者・鉱山労働者のための住宅経済的措置の金融に関する連邦

共和国の欧州復興プログラム [European Recovery Program] においては、ドイツマルク対価の投入において遂行される銀行業務の二割程度をまかなっていた。民主共和国や東ベルリンからの逃亡者に対する負担賠償法 [Lastenausgleichsgesetz]、難民援助法 [Flüchtlingshilfegesetz] に基づく資金の受託、管理、支給の任にも就いていた。また、間接的な公的資金としては、年金保険の担保債権の目的制約付購入が行なわれ、それによって抵当銀行が年金被保険者へ低利で信用供与するなどしていた³⁴⁾。つまり抵当銀行は、民間金融機関ながらも、政府の住宅政策その他の政策に重用されていたのであった。

住宅建築が政府の統制を離れることが決まって後の 1963 年 2 月 14 日には、抵当銀行法の改定により、抵当権を担保とする担保付債券だけでなく公的債務や保証等を担保とする公共債券 [Kommunalbrief] の発行も可能になった³⁵⁾。この法改正により、抵当銀行は、旧・公共担保付債券法 [Öffentliches Pfandbriefgesetz, ÖPG] によって州立銀行が発行するのと同様、公法上の団体や機関に対し、あるいはそれらによる保証に基づいて貸し付けを行い、この債権を担保として担保価値と同額までの公共債 [Kommunalobligation] を発行することが可能になった³⁶⁾。このことにより、州立銀行が普通銀行としての機能も有する点で異なるとはいえ、少なくとも担保付債券業務については、州立銀行と競争条件が同じになったのである。

この時の法律では、金融債の発行上限も定められている。担保付債券の発行は、自己資本の 25 倍まで、無担保債は 3 倍まで、公共債と合わせて全金融債は 50 倍までしか発行ができず、また、流通している担保付債券は、最低でも同額同利子率の債権によって担保されなければならないとされていた。なお、抵当債による不動産融資の上限は、担保とする抵当権・土地債権の貸付担保評価額 [Beleihungswert] の 60% までしか許されていない。長期に実現可能な価格での査定を求める不動産評価法と合わせて、

ドイツ国内で住宅価格バブルが置きにくい理由の一つである。

なお、誤解を避けるために付言すると、ドイツの公共債券は、自治体との取引が大半なので「自治体債」とも訳されることがあるが、公共団体を債務者とするいわゆる公債 [Anleihen der öffentlicher Hand] ではない。そもそもドイツの基礎自治体 [Gemeinde] は、例えばブランデンブルクでは 700 人といった規模で作られるので、独自の債券を発行するのには経済的に適していない。ドイツではそうした経済機能は広域自治体たる郡 [Kreis] や市 [kreisfreie Stadt]、国家機構である州の役目である。だから郡や市が貯蓄金庫を設立し、州が州立銀行を設立するのである³⁷⁾。公共債券は、金融機関の債券 [Schuldverschreibung] であり、それを公共団体に対する債権等が担保している³⁸⁾。この構図は、抵当信用業務と抵当債発行業務の関係と同じである。市場で流通しているけれども、抵当債券と同じく、間接金融の一部なのである。公共団体等に対する債権等には、地方自治体のみならず、州・連邦、ひいては EU その他の国家・国際機関などへの債権も含まれるし、公的保証のあるその他の債権も入る。

かつてドイツは、これらの担保付債券を国外でもプファントブリーフ [Pfandbrief] と称していたが、今では、EU 指令の上位概念でカバード・ボンド [covered bond] と呼んでいる。しかし同じカバード・ボンドと称するものでも、本籍がドイツであるかスペインであるかにより、かかっている規制が大きく異なる可能性にも注意しなければならない。

2.2. 市場における変化

2.2.1. 信用供与における提携の必然性

ドイツでは、1968 年ごろの抵当信用全体については、住宅建築を目的とするものが減少し、既存家屋の改築・改修を目的とするものが非常に伸びた³⁹⁾。これは住宅建築において、新築需要よりも中古住宅の改善に力点が移ったということであるが、既存家屋には第一順位抵当がすでにつけら

れていることが多いことから、乙種第一順位抵当 [Ib Hypothek] すなわち公的保証を受けた劣後抵当を担保とするものが多いと考えられる。劣後抵当への信用は、それまで建築金庫や信用銀行など他の金融機関が行っているものであるから、抵当銀行がこの業務を行う場合、新たな競争分野に入っていくことを意味する。1970 年以降、信用銀行と信用組合が住宅信用業務を拡大し、建築金庫も第一順位信用を供与するなどした。したがって住宅金融において相互参入による競争環境が生じた⁴⁰⁾。

1967 年には、抵当銀行にとっては不都合なことに、法人税率 [Körperschaftsteuersatz] の見直しがなされた。それまで抵当銀行には 27.5% の税率が適用されていたのが、36.5% へと 9 ポイント引き上げられたのである。その後、1975 年からは 45%、1976 年からは 46% と微増した後、1977 年には、それ移行 1981 年まで 56% と、さらに 10 ポイントも引き上げられた。抵当銀行は競争上、顧客に対する融資条件を悪化させることはできず、利潤率を引き下げざるをえないこととなった⁴¹⁾。

利潤率低下のもとで利潤を増大させるには、貸付の全体量を拡大せねばならない。だが顧客は、獲得できる資金が高額の契約締結費用によって減殺されることに満足しない。従来、手数料制で営業を行っていた自営金融仲介業者 [freiberufliche Finanzmakler] では、この顧客の要望にこたえられず、業務量の増大が見込めないと考えられた。そこで抵当銀行は、1976 年から 1981 年までの 5 年間に、手数料制をとらない営業所を設置していった。この期間に全抵当銀行の店舗数は、142 店舗から 185 店舗へと増大、しかも大銀行と提携している抵当銀行ほど積極的であり、提携行の店舗の近くに設置するなどした⁴²⁾。

抵当銀行の支店網拡大の目的が、単に金融商品提供だとすると、むしろ提携先と競合することになる。だが信用供与の際の提携も進んでおり、単純な場合は信用需要の仲介、進んだ提携では信用供与の決定権まで提携先の支店銀行が担っていた。大銀行と提携した抵当銀行の信用供与量ほど拡

大した⁴³⁾。つまり、競合的な業務をするためではなく、むしろ補完的な業務、すなわち抵当信用業務における提携先銀行との情報交換や、専門的処理、例えば提携先銀行から紹介された顧客への貸付審査などが主たる目的であった。

2.2.2. 資本市場の動向と提携の必然性

信用供与に関してだけでなく、抵当債および公共債の販売業務に関しても、抵当銀行と信用銀行との提携が相互に有利となる状況が生じた。それは資本市場の動向と庶民の貯蓄動向によるものである。

ニクソンショックをきっかけとする変動相場制への移行に伴い、資本市場では短期化が進んだ。当時は利子が上昇期であったため、利子変動による収益機会を狙って機関投資家が短期債券の購入を望んだからである⁴⁴⁾。それゆえ抵当銀行の発行債券の短期化も進んだ（図1参照）。

1971年の段階では、新発担保付債券の満期は、15年以上30年未満から10年以上15年未満が多かった。だが次第に期間が短縮し、1974年以降は、7年以上10年未満のもの、特に4年以上7年未満のものに重心が移っている。これは、発行債券の担保となる債権が、長期の抵当債から中期の公共債に移っていく形で進んだのである⁴⁵⁾。市場が短期の債券を欲し、発行債券の短期化が急激に進めば、債券発行のサイクルが短期化するから、営業の費用が増大する。先に見た税率による経営環境の悪化と、費用の増大が、収益を圧迫する。これをどうして解決するのかというと、一つは販売方法の改善であり、もう一つは販売量の増大である。

販売方法の改善の有力な手段が、信用銀行を利用するという外注化である。担保債券は、まず信用銀行に販売され、これが信用銀行の自己勘定に長期に保有されるか、顧客に販売された。その際の顧客には、保険業その他の機関投資家、公的施設も含まれたが、特に重要なのが個人貯蓄者であった⁴⁶⁾。抵当銀行にとっては、債券を大量に売りさばく必要が出てきており、

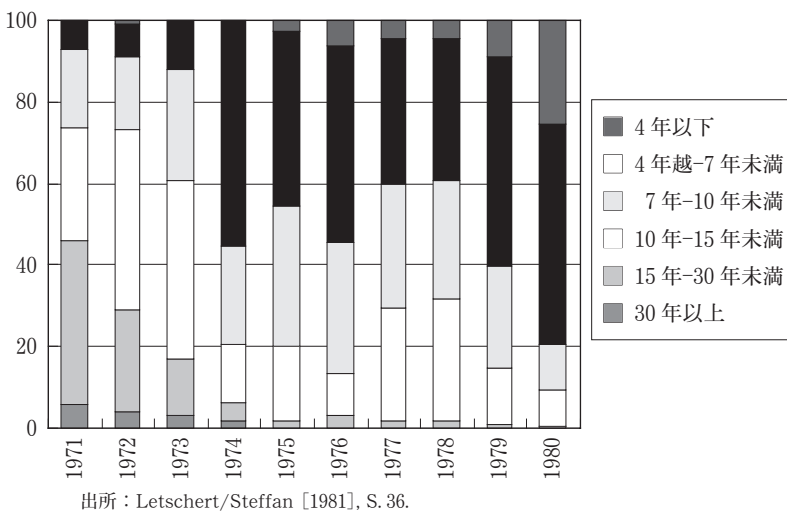


図1 新規発行担保債券の満期短縮

他方には大衆がより高い利子率を求めている。その大衆に近いのは、支店銀行制度を発達させている信用銀行である。だから信用銀行と提携したほうが、費用を削減できるというわけである。

このような提携で1978年から80年にかけて、個人の貨幣投資動向は、通知性である貯蓄預金から、大口の定期預金や貯蓄証書、保険、そしてとりわけ証券投資へと、急に比重を移した⁴⁷⁾。すなわち当座預金（12%から4%へ）と貯蓄性預金（28%から7%へ）が減少、貯蓄証書（9%から14%へ）と定期預金（貯蓄金庫債等を含む）（5%から20%へ）および債券投資（9%から21%へ、そのうち連邦財務証書は3%から5%）と変化した。保険（20%から21%へ）と建築貯金（7%から5%へ）は微弱な変化を見せていた⁴⁸⁾。

支店制の「ユニバーサルバンク」である大銀行も、個人に人気の投資品目が銀行への貯蓄預金から債券に移ったのに伴い、証券販売機構としての能力を用いてこの預金流出の代替物を求めた。富裕な個人だけでなく、大

衆が取引を始め、しかもそれがより短期の債券であれば、抵当銀行は代理店を通じて債券を販売するよりも、信用銀行を分売機構あるいは寄託銀行として利用することになる⁴⁹⁾。こうして考えると、信用銀行が抵当銀行と提携し子会社化が進んだのは、他の先進国で起こった「証券化」のドイツなりの表れだったということになる。

もう一つの利潤回復の道は、さらに業務量を拡大することである⁵⁰⁾。ただし発行債券が短期化している以上、貸し付けの対象も比較的短期のものにせざるを得ない。ゆえに抵当貸付よりは期間の短い、公共債に進出する。つまりもともとは貸付債権に基づいて債券を発行する制度ではあるが、債券発行に規定されて貸付業務の質的かつ量的な変化が必要になるわけであるし、信用供与先が短期化し発行債券も短期化していったのであった。

ただし、量的拡大の必要性以外に、安定性も重要である。資本市場の子率変動に規定されて建築金融の条件調整の必要があり、そこで生ずるリスクを避けたいという観点から、貸付先は抵当信用ではなく公共信用が増大したとも考えられる。

信用供与の対象が、公共債権や乙種第一順位抵当 [Ib Hypothek] に拡大していくことを、当時業界最大手のライン抵当銀行 [Rheinische Hypothekenbank] を例にとって説明しよう。同行は、戦後最初の不況に見舞われたドイツ経済が回復した年の 1967 年、最大の成長期を迎えた。その年の総資産は 3 億マルク以上増大、支払は 4 億マルク強、貸付承諾は記録的数値の 5 億マルクであった。その新規承諾分の 3 分の 1 は、連邦財政に起因する。1967 年の新規ローン業務は、抵当信用 3 に対し公共信用 1 でしかなかったが、抵当信用 1 に対し、公共信用 2 と増大した。しかもその抵当信用は、住宅向けではなく事業所向けの融資が増大したとされる⁵¹⁾。1968 年以降、不動産長期信用機関においても住宅金融の新規業務が落ちこみ、公共金融業務に抵当銀行が積極的に用いられるようになったのである。もちろん不動産金融業務は非常に長期の信用業務だから、一年だけの

変化で直ちに不動産信用の量が減少することにはならない。だが傾向的には不動産抵当信用が比率を下げ、それが発行債券ひいては債券残高に影響を与える。ライン抵当銀行の1960年末の信用供与残高は、抵当信用3公共信用2であるのに対し、1970年末の場合は抵当信用と公共信用はほぼ同額の残高を占めるようになっている⁵²⁾。流通債券残高全体でも同様であり、1980年になると抵当債券と公共債券は、抵当債1に対し公共債2と逆転してしまう⁵³⁾。

以上のように抵当銀行は、量的には抵当信用を維持しつつも、その中では他の金融機関と競合する乙種第一順位抵当に業務を拡大し、かつ公共信用へと業務範囲を拡大させた。このままでは、抵当銀行が信用銀行にとって競合相手となる。この競合をなくし、逆に提携関係、しかも補完的關係に立つことが、信用銀行とのコンツェルン形成にあって重要な意義であったといえる。

む す び

ドイツ大銀行によって提唱されたアルフィナンツ戦略には、抵当銀行との提携で、個人に対して全面的な住宅建築融資を行うということが含まれていた。信用銀行は、不動産信用の長期的性格と、立替金融の短期的性格とを混合させた新規業務を通じて、この市場に参入していった。こうした組織的な協業体制を、抵当銀行との提携によって実現した。これによって民間銀行部門は、分離されていた担保債券業務を統合し、子会社方式ではあるが、本来の意味でもユニバーサルバンクとなる。これが後に建築金庫や保険業とも提携し、アルフィナンツ・コンツェルンとなる第一歩である。

だが経済政策が住宅建設から福祉政策に移行し、抵当債券ではなく公共債券が業務に入ってくると、それまでの抵当債よりも短期の公共債を発行しなければならない。資本市場の擾乱の拡大で、機関投資家は短期の利子

変動に敏感となっており、債券満期の短期化を促進させる。資金調達における短期化が進めば、発行側の抵当銀行は管理費用がかさむため、信用供与量を増大させる必要がでてくる。それゆえ支店の開設、および信用銀行との提携による住宅金融業務に興味を示したのである。個人の貯蓄行動の変化は、分売機構としての信用銀行の意義を強める。同時に信用銀行にとっても、抵当銀行が重要となる。すなわち従来の主要な「預金商品」であった貯蓄預金が、債券投資に代替されることになり、この業務からの収益をグループ内にとどめたいと考えるからである。したがって銀行の信用代位を通じた公共債発行の組織化においても、民間銀行部門のコンツェルン化に影響を及ぼしているのである。

このような必然性は、外面的には競争による強制としても現れる。そもそもドイツの民間信用銀行は、一部を除き、貯蓄銀行や信用組合といった他のユニバーサルバンク部門と異なって、抵当信用もしくは公共債権に基づく担保債券の発行という、抵当銀行業務から排除されていた。そして抵当銀行側では、この時期に優遇税制が打ち切られ、公共信用業務への参加を認可されるなどして、自治体への信用供与、それに基づく公共債発行業務への進出を促されていた。さらには従来行えなかった乙種第一順位抵当信用も可能となり、業容の多角化がなされていた。

それゆえ第一に、信用銀行による抵当銀行の子会社化は、部門間競争として重要である。なぜなら、ドイツにおける建築金融の重心が、ユニバーサルバンクの一種である貯蓄銀行部門にあり、これらにあっては債券発行が統合されているからである。第二に、異業態間の競争を調整し、提携関係に持ち込むことが重要である。これは信用銀行ができない業務への進出というだけでなく、抵当銀行との競合の可能性、市場における分業の不十分さ、組織的調整による協業の必要性を意味する。すなわち信用銀行による抵当銀行の子会社化は、信用銀行部門がユニバーサルバンク・コンツェルンに転化するために必要な、補完計画だったのである。

こうして信用銀行は、個人向けには預金のみならず信用供与の窓口でもあり、また債券販売の窓口ともなり、抵当銀行と提携して信用拡張をさえ行う。個人の財務サービスの包括的な提供が、信用銀行の店舗において統合され、「一つの手から」行なわれるのである。このアルフィナントは、産業信用に用いるための預金収集という意味でのリテール業務を一步越えたものである。むしろ再生産過程で消費過程を担う労働力への信用供与、消費者信用の発展であり、住宅資産の流動化あるいは住宅資産の蓄積の援助機構でもある。その意味で、信用拡張の一形態といえる。かつそこでの提携の鍵は、契約費用、簿記費用、管理費用の節約という機能が重要になっている。これは諸階級の財務取引を一手に引き受ける資本として、総合金融グループが存在・機能していることを示している。

そのグループ形成の発端としての、信用銀行による抵当銀行の子会社化は、銀行の信用代位・危険混合機能を通じた証券化の意味も持ち、後に投資信託の形で再登場するドイツ的展開の一つと言える。また銀行が信用業務や証券業務の利潤の変動を、複数の事業を混合経営すること、いわば事業ポートフォリオによって緩和しようとすることは、かつて景気変動の激しい産業化の時代のドイツに、銀行と証券を兼営する「ユニバーサルバンク」を生ぜしめた論理と通じている。同時に、そこまでして競争せねばならなかった相手である貯蓄銀行部門、信用組合部門の意義も、無視できないことを示している。

《注》

- 1) Vgl. Hahn, O. [1981], S. 90ff.
- 2) 例えば、飯野由美子 [1989] では、ドイツの住宅金融市場を取り上げているが、そこでの機関提携についてまでは触れていない。清田匡 [2003] は、ドイツの住宅金融における総合的な供給の研究も含むが、そこでは建築貯蓄金庫と信用銀行との業務提携に関心が行っている。山村 [2008] も住宅金融の総合的供給に目を向けているが、主眼は現状の業務分析によるタイプわけである。ド

イツ経営学の二つの視点のうち、財務・流動性の観点を中心であって、経営組織や戦略の観点からの検討がない。二つの視点による研究は、山村 [1999] があるが、これは銀行を保険の販売経路とするクロス・セリングでアルフィナンス戦略が実現するという過程の分析であって、住宅金融や個人金融といった融資の部分の総合化について焦点を当ててはいない。

- 3) Vgl. Süchting, J. [1998], S. 40. この第二波以降、学術文献にアルフィナンスの用語が飛び交うようになったようである。Wesseling, S. [1997], S. 42, Fußnote 110. なお、ヴェセリングはジュヒティングの功績を評価している。
- 4) Vgl. Büschgen, H. E. [1995], S. 801 und Commerzbank AG [1970], S. 137. 飯野由美子 [1989], 145 頁も参照。
- 5) Büschgen, H. E. [1995], S. 801. zitiert: „Es bahnen sich also, wie ich Ihnen hiermit zeigen will, mannigfache Wege an, die in Zukunft zu einem Allfinanzangebot führen werden. Vermögensbildung, Vorsorge für Alter und Familie, Haus- und Wohnungseigentumserwerb werden künftig in den verschiedenartigsten Formen und Kombinationen in Zusammenarbeit von Banken und Versicherungen – sozusagen aus einer Hand – angeboten werden.“
- 6) „Baufinanzierung aus einer Hand“, 飯野由美子 [1989], 145 頁を参照。
- 7) „Alles unter einem Dach“, Ulrich, F. H. [1974] S. 58. 1970 年ごろから, „Baufinanzierung aus einer Hand“ なるスローガンと対にして用いられる。
- 8) これは英語の訳として one-shop-stopping が充てられていることからもう言えよう。Vgl. Süchting, J. [1998], S. 666.
- 9) ここでいう「組織」は、Organisation ではなく、Structure である。“Structure follows Strategy” は A. D. チャンドラー [Chandler] Jr. の命題, “Strategy follows Structure” は H. I. アンゾフ [Ansoff] の命題である。大月博司 [1999], 202 頁を参照。
- 10) 信用銀行を理念上のユニバーサルバンクに近づけるコンツェルン化であるのでこう呼ぶことにする
- 11) Vgl. Mülhaupt, L. [1971], S. 209, 212f.
- 12) 貯蓄預金の「底だまり理論」については、清田匡 [1998], 32 頁以降を参照。清田匡 [2003] も参照。
- 13) Vgl. Gerhards/Keller [1998], Zwischenfinanzierung, Vorfinanzierung.
- 14) ただしこの銀行は、経営に失敗して 1988 年に救済合併され、一支店に転換された。Vgl. Büschgen, H. E. [1995], S. 781.
- 15) Vgl. Büschgen, H. E. [1995], S. 782.

- 16) Büschgen, H. E. [1995], S. 782. „Diese neue Leistungsart versetzt die Bank erstmals in die Lage, ihren Kunden Baufinanzierung aus einer Hand anzubieten.“
- 17) Vgl. Büschgen, H. E. [1995], S. 782.
- 18) 詳しくは山村延郎 [2008] を参照されたい。
- 19) Vgl. Pohl, M. [1982], S. 472.
- 20) Vgl. Pohl, M. [1982], S. 473.
- 21) Vgl. Büschgen, H. E. [1995], S. 782.
- 22) Vgl. Pohl, M. [1982], S. 473.
- 23) Vgl. Büschgen, H. E. [1995], S. 783. 生命保険との関連では、同年に建築金融用危険生命保険が提供され始めている。Ebenda.
- 24) 債券発行機関が、通常の銀行と別系譜であることは、高木暢哉 [1950], 52 頁以降を参照。またその歴史と業務に関しては、北海道拓殖銀行 [1915] を参照。Vgl. Hahn, O. [1984], 1. Teilband, S. 12ff.
- 25) Vgl. Pohl, M. [1982], S. 472.
- 26) かつては自己宛債務証書を直接貸付けて信用供与していた。後藤紀一 / Matthias Voth [1993], Pfandbriefdarlehen ほか参照。
- 27) 諸田實 [1974], 170 頁参照。
- 28) 北海道拓殖銀行 [1915], 3 頁。ただしそれによると設立は 1770 年であるが、Hahn, O. [1981], 1. Teilband, S. 12 に従い 1769 年とした。なお、地主金融協会の類型としては、Ritterschaft などの騎士組合なども含まれる。
- 29) 北海道拓殖銀行 [1915], 5-7 頁を参照。
- 30) 北海道拓殖銀行 [1915], 13 頁を参照。
- 31) Goedecke/Kerl/Scholz [1997], S. 71 f.
- 32) Vgl. Letschert/Steffan [1981], S. 124.
- 33) Vgl. Letschert/Steffan [1981], S. 125.
- 34) Vgl. Goedecke/Kerl/Scholz [1997], S. 123.
- 35) Vgl. Beutler, J. E. [1982], S. 299.
- 36) Vgl. Letschert/Steffan [1981], S. 42. und auch Goedecke/Kerl/Scholz [1997], S. 179ff.
- 37) 木佐茂男 [1996], 26-27 頁を参照。日本の地方公共団体は「平成の大合併」で、もはや基礎自治体というよりは郡のレベルになってしまっているので、その下に新たな自治組織が必要であろう。
- 38) Vgl. Büschgen, H. E. [1991], Kommunalschuldverschreibungen (1), (2). Auch vgl. Letschert/Steffan [1981], S. 32 (Tafel).

- 39) Vgl. Mülhaupt, L. [1971], S. 214f.
- 40) Vgl. Beutler, J. E. [1982], S. 299.
- 41) Beutler, J. E. [1982], S. 299.
- 42) Vgl. Beutler, J. E. [1982], S. 300.
- 43) Vgl. Beutler, J. E. [1982], S. 301-302.
- 44) Vgl. Beutler, J. E. [1982], S. 301.
- 45) Vgl. Letschert/Steffan [1981], S. 36 (Tafel).
- 46) Vgl. Letschert/Steffan [1981], S. 122.
- 47) Vgl. Letschert/Steffan [1981], S. 14.
- 48) Vgl. Letschert/Steffan [1981], S. 30 (auch Tafel).
- 49) Vgl. Letschert/Steffan [1981], S. 122.
- 50) Vgl. Beutler, J. E. [1982], S. 300.
- 51) Vgl. RHEINHYP Rheinische Hypothekenbank AG [1996], S. 65-66.
- 52) Vgl. RHEINHYP Rheinische Hypothekenbank AG [1996], S. 69 (Tafel).
- 53) Vgl. Letschert/Steffan [1981], S. 32 (Tafel).

参考文献

- 飯野由美子 [1989] 「西ドイツ貯蓄奨励・財形政策の転換と個人貯蓄構造の変化」
『証券研究』 88 号
- 大月博司 [1999] 「戦略的組織変革の構図」(大月博司, 中條秀治, 犬塚正智, 玉
井健一著『戦略組織論の構想』同文館)
- 木佐茂男 [1996] 『豊かさを生む地方自治』日本評論社
- 清田匡 [2003] 『戦後ドイツのリテールバンキング』勁草書房
- 清田匡 [1998] 「ドイツにおける預金の変容(2)」『経営研究』(大阪市立大学) 第
49 卷 1 号
- 後藤紀一/Matthias Voth [1993] 『ドイツ金融法辞典』信山社
- 高木暢哉 [1950] 『銀行通論』春秋社
- 北海道拓殖銀行 [1915] 『獨逸國土地抵當銀行視察報告書』
- 諸田實 [1974] 『ドイツ関税同盟の成立』有斐閣
- 山村 [1999] 「ドイツ・ユニバーサルバンクによるアルフィナンツ戦略の導入」
『経済論究』(九州大学大学院経済学会) 第 103 号
- 山村 [2008] 「欧州主要国の住宅金融制度」『季報住宅金融』(住宅金融支援機構)
2008 年度春号
- Beutler, Johannes E. [1982] „Geschäftspolitische Probleme der Hypotheken-
banken“, in: *Die Bank*, 7/82

- Büschgen, Hans Egon [1991] *Das kleine Banklexikon*, Düsseldorf
- Büschgen, Hans Egon [1995] „Die Deutsche Bank von 1957 bis zur Gegenwart Aufstieg zum internationalen Finanzdienstleistungskonzern“, in: *Die Deutsche Bank 1870–1995*, München
- Commerzbank AG [1970] *100 Jahre Commerzbank*, Frankfurt
- Gerhards, Harald/Helmut Keller [1998] *Lexikon Baufinanzierung*, Gabler–, 6., erw. und überarb. Aufl., Wiesbaden
- Goedecke, Wolfgang/Volkher Kerl/Helmut Scholz [1997] *Die deutschen Hypothekenbanken*, 4. Aufl. Frankfurt a/M
- Hahn, O. [1981] *Struktur der Bankwirtschaft*, Bd. I, Berlin
- Hahn, O. [1984] *Struktur der Bankwirtschaft*, Bd. II 1. und 2. Teilbände, Berlin
- Letschert, Günter/Franz Steffan [1981] *Pfandbrief und Kommunalobligation*, Frankfurt a/M
- Mülhaupt, Ludwig [1971] *Strukturwandlungen im westdeutschen Bankwesen*, Wiesbaden
- RHEINHYP Rheinische Hypothekenbank AG [1996] *125 Jahre Rheinhyp*, Frankfurt a/M
- Stracke, Guido/Geitner, Dirk [1992] *Finanzdienstleistungen*, Heidelberg
- Süchting, Joachim [1998] *Bankmanagement*, 4. Aufl., Stuttgart
- Wesseling, Sabine [1997] *Öffentliche Unternehmen im Allfinanzverbund*, Baden-Baden
- Pohl, Manfred [1982] *Konzentration im deutschen Bankwesen*, Frankfurt am Main
- Pohl, Manfred [1986] *Entstehung und Entwicklung des Universalbankensystems*, Frankfurt a/M
- Ulrich, Franz Heinrich [1974] „Die Universalbank“, in: *Bank-Betrieb*, Heft 2/14. Jg.

(原稿受付 2010年7月12日)

〈論 文〉

生協の無店舗事業における 需給調整システム

—— パルシステムの青果物流通の事例 ——

池 田 真 志

要 約

生協の無店舗事業は、商品の企画から供給までの期間が長いため、スーパーマーケットなどの店舗小売業に比べて需給調整が難しい流通形態である。そこで、本研究では、生協の無店舗事業における青果物流通の需給調整システムとその特徴を明らかにすることを目的とした。具体的には、パルシステムを事例に、生産者、産地、中間流通業者のすべての段階での余剰と欠品への対応と、余剰と欠品を防ぐ工夫を検討した。その結果、パルシステムの無店舗事業では、商品供給の 1 週間前に消費者の注文数量が確定するがゆえに増大する欠品と余剰のリスクを、産地・生産者、中間流通業者、消費者の三者で相互に分担し合うことによって、その流通システムを成立させていることが明らかとなった。

キーワード：生協、パルシステム、青果物流通、需給調整システム

1. はじめに

生協の無店舗事業における青果物流通¹⁾の特徴のひとつは、組合員からの発注数量が商品供給の 1 週間前に決定し、その数量通りに消費者に商品を届けることにある。一般的に、小売業は販売計画や需要予測に基づいて

商品を発注するが、生協の無店舗事業では、消費者からの受注（実需）に基づいて産地に商品が発注される。他方、産地では需要予測に基づいて作付けしているに加えて、青果物の収穫量は天候に左右されるため、計画通りには収穫されない場合がある。そのため、組合員からの注文数量と産地での収穫数量は必ずしも一致しない。これらの結果として、産地での収穫数量が組合員の発注数量に満たずに商品が不足する「欠品」や、逆に契約数量や収穫数量に組合員の発注数量が満たずに商品が余る「余剰」が発生する。欠品は消費者の信頼を失いかねないと同時に、販売機会ロスにつながり、余剰品の廃棄は在庫処分ロスにつながる。すなわち、生協の無店舗事業における青果物の生産・流通システムは、欠品や余剰品によるリスクを潜在的に抱えており、そのリスクは店舗販売の小売業よりも大きいものと考えられる。このリスクはどのように回避されているのだろうか。

そこで本稿では、パルシステム生活協同組合連合会（以下、パルシステム）の産直事業を事例に、商品の余剰や欠品に対する各主体の対応を明らかにすることによって、生協の無店舗事業における青果物生産・流通システム全体の需給調整システムを明らかにし、他の流通形態と比較しながら、その特徴を検討することを目的とする。そのために、パルシステムの産直事業に関わる各主体に対して、2008年11月から2009年1月、2010年8月に聞き取り調査を実施した。

2. パルシステムにおける青果物流通の概要

(1) パルシステムの産直

具体的な分析に先立ち、パルシステムの青果物流通の概要とそれに関わる主体を整理しよう。

まず、パルシステムは、関東地方を中心とする1都8県にまたがる10の地域生協²⁾を会員とする事業連合組織であり、加盟している会員生協か

らの業務委託³⁾を受けて事業運営を行っている。パルシステムの会員組合員数は約 126.9 万人であり、供給高は約 1,396.5 億円である（2009 年度）。青果物に焦点を当てると、パルシステムの青果物供給高は約 207 億円（2009 年度）であり、販売する青果物の全量を株式会社ジーピーエス（以下、ジーピーエス社）から仕入れている（図 1）。ジーピーエス社は 1992 年に設立されたパルシステムの完全子会社であり⁴⁾、パルシステムの青果と米部門の商流と物流を担当し、商品の企画や仕入、産地開発などの役割を担っている。ジーピーエス社が調達する青果物は、約 98%が契約栽培によって産地から調達される産直品である。第 7 回全国生協産直調査（日本生活協同組合連合会，2008）によると、無店舗事業における青果の産直比率が「70%以上」と回答した生協は全体の 12.2%であり（表 1）、この

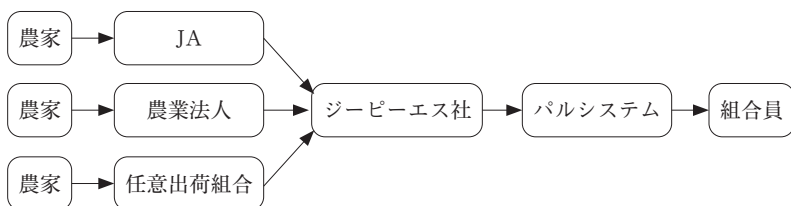


図 1 パルシステムの青果物流通

表 1 生協の無店舗事業における産直比率の分布

産直比率	%
0%	12.2
10%未満	12.2
10%～20%未満	16.3
20%～30%未満	14.3
30%～40%未満	10.2
40%～50%未満	12.2
50%～70%未満	6.1
70%以上	12.2
無回答	4.1

資料：日本生活協同組合連合会（2008）より作成。

調査に鑑みると、パルシステムの青果物流通は生協のなかでも産直比率が高い部類に入るという特徴がある。

パルシステムが販売する青果物は栽培基準などによってブランドが分かれており、独自の基準に基づいて栽培された通常の産直品（ジーピーエス社が産地から契約栽培で調達する商品）のほかに、より高度な栽培基準などを設けた「コア・フード」と「エコ・チャレンジ」というブランドがある。エコ・チャレンジは、パルシステムが定めた優先排除農薬の不使用や除草剤や土壌消毒剤の削減などの条件を満たした農産物であり、言い換えれば、通常の産直農産物よりも厳しい栽培基準をクリアした農産物である。コア・フードは、JAS 法に定められた「有機農産物」の栽培基準に沿って栽培されている農産物、またはそれに準ずると判断された農産物であり、パルシステムのトップブランドとして位置づけられている⁵⁾。

パルシステムの産直産地は米と青果物を合わせて約 270 ヶ所であり、その内訳はJA が約 4 割、農業法人が約 4 割、その他（任意出荷組合など）が約 2 割となっている。その中でも、本稿では、つくば市谷田農業協同組合部青壮年部産直部会（以下、「谷田部産直部会」、または「産地」と表現する）を事例にパルシステムの青果物流通における需給調整システムを検討する。谷田部産直部会は 1984 年に 31 名の農家で発足した部会であり、2008 年時点で、71 名の部会員がパルシステムに約 40 品目を出荷している。産直部会の年間売上高は年々増加しており（図 2）、2008 年の売上高は約 13 億 6,000 万円ある⁶⁾。この産直部会は、出荷先がジーピーエス社のみであるため、パルシステムの成長と共に販売額を伸ばしてきた産地であるといえる。また、産直部会では各品目に責任者が任命されており、後述するように、この責任者が需給調整の面で重要な役割を果たしている。

(2) 商品企画から供給までの流れ

パルシステムの青果物需給調整システムを検討するにあたり、まず、商

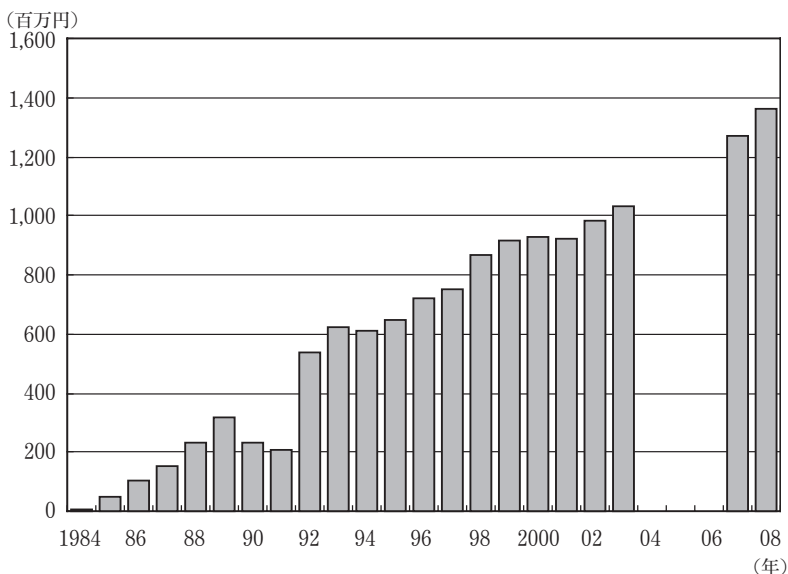


図 2 JA つくば市谷田部産直部会の販売額の推移

品の企画から組合員への供給までのスケジュールを整理する。パルシステムでは、紙媒体のカatalogに商品情報を掲載し、組合員はカatalog情報に基づいて商品を注文するため、次のようなスケジュールを組んでいる。まず、商品を組合員に届ける約3ヶ月前から企画を開始し、2ヶ月前にはカatalogの原稿・データを入稿、3週間前にはカatalogを印刷する⁷⁾。そのため、販売する青果物の品目や価格は組合員への供給の3ヶ月前に決定されている。以下、商品供給の半年前、3ヶ月前、1週間前の3つの時期に分けて各主体の動きを整理する。

1) 半年前

パルシステムの青果物計画の基本は、春夏（4月～9月）と秋冬（10月～3月）の半年サイクルである。春夏の場合、10月にパルシステムが前月

まで（4月～9月）の販売実績を集計し、ジーピーエス社は翌年の春夏の作付け計画を開始する。作付け量は、過去の販売実績を基本にして、組合員数の伸び率や気候変動要素を加味した需要予測に基づいて決定される。

一方、産直部会では、シーズン開始の半年前に各生産者が責任者に作付けを希望する品目と量を提示する。その数字を各品目の責任者が集計し、産地の事務局がジーピーエス社に産地全体の出荷可能数量を報告する。ジーピーエス社は自社の企画と各産地からの報告に基づいて、産地間の数量の調整を行う。この調整方法は、仮に、A産地が1日当たり150ケースの出荷を予定し、B産地が200ケースの出荷を予定していたが、ジーピーエス社の出荷計画が1日当たり300ケースだった場合に、ジーピーエス社はA産地には130ケース、B産地には170ケースの出荷を割り振り、産地ではそれに基づいて作付け計画を変更するという方法である。

2) 3ヶ月前

商品供給の3ヶ月前には、産地で各生産者の畑の状況（播種、生育状況など）を確認してから、産地とジーピーエス社との間で、取引期間、取引数量、取引価格、規格などの取引条件を決定する。ジーピーエス社は、それに基づいて商品企画作成し、パルシステムに提案する。パルシステムは、その企画を受けてカタログの企画書を作成する。たとえば、4月発行のカタログは12月～1月ごろに企画が開始されている。このときに、商品の規格や価格が最終決定される。

3) 1週間前～商品供給

組合員の商品発注から商品供給までの各主体の動きは次のような流れになっている（図3）。出荷シーズンに入ると、まず産地では、毎週日曜日までに生産者が集荷場の壁に貼ってある予定表（表2）に翌週の日々の出荷希望数量を記入し、責任者がそれを集計する。産地の事務局がすべての

曜日	組合員	パルスシステム	ジーピーエス社	産地・生産者
日				翌週分の希望出荷数量を提出
月	注文			事務局がジーピーエス社に翌週分の「供給態勢報告」を提出
火		受注→GPS 社へ発注	受注	
水			需給調整 各産地への翌週分の発注数量を決定 各産地へ発注→規格変更・代替・欠品等の意思決定 →会員生協へ連絡	受注 ↓ 会議で責任者が個人の出荷量を割り振り
木				
金				
土				
日		産地から納品セット（夜）		出荷開始
月	商品受け取り	早朝までにデポに配送, 組合員へ配送		

資料：聞き取り調査より作成。

図3 組合員の商品発注から納品までの流れ

表2 出荷表見本

ほうれんそう出荷表

○月○週

氏名	土	日	月	火	水	次週の予定
A 農家	230	208	212	192	210	220
B 農家	120	100	100	100	100	100
C 農家	80	60	60	60	70	70
D 農家	260	240	240	220	230	230
E 農家	40	40	40	40	40	40
計	730	648	652	612	650	

資料：現地調査より作成。

品目の翌週の出荷予定量を「供給態勢報告」としてまとめ、月曜日の朝までにジーピーエス社に提出する。

他方、火曜日にパルスシステムからジーピーエス社に組合員の商品発注情

報が送られる。ジーピーエス社は、この受注数量と各産地からの「供給態勢報告」に基づいて各産地への翌週分の最終的な発注数量を決定し、水曜日に各産地に発注する。

産地ではその発注を受けて、水曜日に生産者全員が集合し、責任者が各生産者に翌週の出荷数量を割り振る。たとえば、1日200個の出荷を予定していた生産者が出荷数量が180個に変更されるなど、各生産者の翌週分の出荷数量が決定する。

日曜日に産地からの出荷が始まる。産地で収穫された青果物は、ジーピーエス社の小分けセンターやパルシステムのセットセンターに納品され、班・個人別の箱に詰められる。このようにセットされた商品は、翌日の早朝までに各デポへ配送され、当日中に各デポから組合員へ届けられる。センターに納品された青果物は、流通段階で在庫されることはなく、翌日には組合員に配送される。

3. 需給調整システム

冒頭で述べたように、生協の無店舗事業において、需給調整は重要な問題である。とりわけ、商品供給の3ヶ月前に商品の内容と価格が決定され、1週間前に注文数量が確定する仕組みは、一般の小売業に比べて需給調整が難しい形態である。パルシステムの担当者によると、この3ヶ月という期間はカタログを作成する都合上短縮することができない。さらに、青果物流通では、調達先や販売先を限定すればするほど欠品や余剰のリスクは大きくなるため、そのリスクを回避・分散する必要がある。このことは、限られた産地から商品を仕入れ、組合員のみに商品を供給しているパルシステムの産直流通も例外ではない。そこで以下では、生協の無店舗事業における需給調整システムを明らかにするために、前節で整理した商品企画から供給までの流れを踏まえながら、商品の不足（欠品）時と余剰時にお

けるジーピーエス社と産地・生産者の対応をそれぞれ整理し、欠品と余剰のリスクの分担方法を明らかにする。

(1) 商品の不足時

1) ジーピーエス社による欠品への対応

本格的な需給調整が開始されるのは、組合員からの注文数量が確定した後である。前述のように、ジーピーエス社は、組合員からの注文に基づいて、水曜日に各産地への発注数量を決定する（図3）。この時、産地の出荷予定数量よりも組合員からの発注数量の方が多く商品が不足する場合、ジーピーエス社が各産地に出荷数量の増加を依頼するが、それでも商品が不足する場合は、「規格変更」、「代替」、「欠品」などの対応が取られる。以下、順に説明しよう。

規格変更とは、一品目あたりの数量や重量を減らすことである。これは、800 g 入りの人参を 400 g 入りに変更したり、5 本入りのバナナを 3 本入りに変更したりして届ける方法である⁸⁾。

代替とは、出荷を予定していた産地以外の産地（代替産地）から商品を仕入れて組合員に届ける方法である。コア・フードやエコ・チャレンジは栽培基準が厳しいため、通常の産直品では代替できない。コア・フードが不足する場合は規格変更や欠品となり代替は行われませんが、エコ・チャレンジが不足する場合は、栽培基準がより厳しいコア・フードの商品を届ける上位代替という方法も採用されている。一方、通常の産直品の不足分はジーピーエス社の「代替基準」に基づいて補充される。この「代替基準」は次の4段階に分かれている。

第1段階は、出荷を予定していた産地ではないが、他の時期に当該品目で取引がある産直産地から商品を仕入れる方法である。これは、A 産地から6月までの契約でほうれん草を仕入れていたが、7月に他産地のほうれん草が欠品した場合にA産地からほうれん草を仕入れるパターンで

ある。

第2段階は、不足した農産物の取引関係はないが、他の農産物での取引関係があり、今回不足した農産物の作付けがある産直産地から商品を仕入れる方法である。これは、B産地で小松菜が欠品した場合に、ほうれん草で契約を交わしているが小松菜の契約を交わしていないA産地から小松菜を仕入れるパターンである⁹⁾。

第3段階は、全農が集荷する農産物を仕入れる方法であり、第4段階は、パルシステムと協力関係にある集荷業者（仲卸等）が集荷する農産物を仕入れる方法である。ただし、第3段階と第4段階で仕入れる農産物は、そのときの条件（価格や品質）が合致するものに限られる。

ジーピーエス社は、代替産地から仕入れる場合も、パルシステムの出荷基準を満たした野菜を仕入れる。そのため、同社は、代替産地から事前に標準栽培基準書入手し、農薬使用状況の確認を行い、組合員には届けた商品が代替品であることを明示する¹⁰⁾。

規格変更や代替を実施しても商品が不足する場合には欠品となり、消費者に当該商品が届かない。

以上のように、商品が不足する場合、ジーピーエス社は上記のルールに基づいて規格変更、代替、欠品の対応を取っている¹¹⁾。

2) 産地・生産者による欠品への対応

産地・生産者段階で天候不順などによって出荷予定数量に収穫数量が満たない場合、生産者は収穫できる量だけを出荷し、他の生産者や産地から青果物を調達して出荷することはしない。これを認めると産地偽装につながる可能性があるため、ジーピーエス社は産地に対してペナルティや商品調達義務は課していない¹²⁾。

また、収穫数量が出荷予定数量に満たない可能性がある生産者は、あらかじめ各品目の責任者にその旨を伝えておき、出荷の前日までに不足する

数量を伝える。責任者は、予定数量よりも多めに出荷できる生産者からの出荷量を増やすことで不足分を補い、産地としての出荷数量を満たしている。すなわち、欠品時に各生産者は対応できないため、他のメンバーが出荷量を増やすことによって産地としての欠品を防いでいる。それでも不足する場合は、産地がその旨をジーピーエス社に報告する。

(2) 商品の余剰時

1) ジーピーエス社による余剰品への対応

産地における余剰には2つのパターンがある。1つは、産地で1,000個の出荷予定で作付けした場合に800個しか注文が来ない場合であり、もうひとつは作柄が予定よりも進んだために産地で1,200個を収穫せざるを得ない場合である。つまり、需要予測よりも注文数が少ない場合と、産地で計画よりも多く収穫される場合である。

前者の場合は、可能な範囲でジーピーエス社が産地から買い取ってセットやサンプルなどで使用することもあるが、後述するように、余剰に関しては基本的に産地が対応している。しかしながら、ジーピーエス社は、2007年に生産対策奨励基金という制度を設け¹³⁾、産地での余剰品対策に乗り出している¹⁴⁾。生産対策奨励基金とは、組合員からの受注数量が産地との契約数量の下限に満たない場合に、産地が申請¹⁵⁾すれば、注文の不足分をジーピーエス社が産地に支払うための基金であり、ジーピーエス社が青果物の販売代金の中から年間1,000万円ずつ積み立て、そこから拠出している。つまり、ジーピーエス社は、作付時に産地と取引数量の上限数量と下限数量を決めており、発注数量がその下限数量を下回った場合、産地は予定していた数量を販売できなくなるため、生産対策奨励基金からその差額を支払うことによって、契約数量の下限分の取引額を産地に保障しているのである。

2) 産地・生産者による余剰品への対応

産地では商品の余剰に対してどのように対応しているのだろうか。産地で農産物が余っている場合でも、消費者の発注数量は事前に確定しているため、パルシステムは販売数量を増やすことはできない。組合員からの発注数量よりも産地の出荷予定量が多い場合、産地では各品目の責任者が各生産者の出荷量を減らして調整する¹⁶⁾。そのため、余剰分は基本的に生産者が畑で処分している。たとえば A 農家は「出荷できるのは 7～8 割くらい」、B 農家は「多いときは 2 割くらい廃棄している」という¹⁷⁾。しかしながら、多くの生産者で調整していることに加えて、パルシステムの組合員数と供給高が年々増加し、取引額が増えているため、個別農家の損失は大きくないという。

また、生産者には余剰分を卸売市場等へ出荷することが認められているが、卸売市場へ出荷するためには新たな手間と経費が必要となる。つまり、卸売市場に出荷するためには、生産者は、規格を揃えたり、箱詰めや袋詰めをしたりする必要がある、さらにダンボール代や市場手数料などの出荷経費がかかる。加えて、パルシステムへ出荷する野菜は、外観の綺麗さよりも生産方法（農薬や化学肥料の使用量削減）に重点が置かれているために、見栄えが悪い場合は市場で低価格で取引され、また余剰時は相場が安いことが多いため、卸売市場に出荷しても農家にとっては赤字となる可能性が高い。たとえば C 農家は「余った分を市場に出荷するのは自由だが、手間がかかるのでやっていない」という。

(3) 欠品と余剰を防ぐ工夫

ここまで、商品の欠品と余剰への具体的な対応を整理してきたが、ジーピーエス社や産地は、欠品や余剰が発生しにくい仕組みを構築し、そのリスクを減らす工夫を行っている。以下、ジーピーエス社と産地段階での余剰と欠品のリスク削減の取り組みを整理しよう。

1) ジーピーエス社の工夫

ジーピーエス社は、欠品や余剰のリスクを削減するために、同一時期の同一品目であっても複数の産地や生産者と取引をしている。作付け計画段階における同社の基本的な方針は次の通りである。たとえば、ジーピーエス社が1日あたり18,000個のキャベツの需要を予測した場合、18,000個を1箇所の産地で作付けするのではなく、6ヶ所の産地で3,000個ずつ出荷できるように作付けする。さらに各産地では、3戸の農家が1,000個ずつ作付けするのではなく、30戸の農家が100個ずつ出荷できるように作付けする。これは、1,000個の出荷を予定していた農家が1,500個を出荷することよりも、100個の出荷を予定していた農家が150個を出荷する方が容易であり、100個の出荷を予定していた農家の出荷数量が50個に減っても、1,000個出荷する予定の農家の出荷数量が500個に減ったときの損失よりは少ないという考え方に基づいている。すなわち、ジーピーエス社は、余剰や欠品のリスクを多数の産地・農家と取引することによって分散しようとしているのである。

また、ジーピーエス社は、出荷規格をゆるやかにしているが、このことは欠品の防止にもつながっている。たとえば、春人参の出荷基準は、1本あたり70g～400gまで出荷可能であり、500gの商品の場合は、2本～5本で500gを満たして出荷すればよい。こうしたゆるやかな規格は、様々な形や大きさの青果物を出荷することを可能にし、畑で収穫された野菜の歩留まり率を上げるため、欠品の削減に寄与している。

2) 産地段階での工夫

産地では、欠品を防ぐために2つの対応が取られている。1つ目は、各品目を多数の農家で生産することである。たとえば、谷田部産直部会では、ほうれん草は23名、小松菜は12名、ねぎは27名など複数の農家で生産することによって、個別生産者の欠品を他の生産者で補う体制をとってい

る。その結果、産直部会の各農家は数品目から十数品目の複数品目を生産している。このことは生産者個人のリスク分散にもつながっている。すなわち、生産者がひとつの品目に依存すると、その品目の発注量が少ない場合のリスクが大きくなるが、複数の品目を生産することによって、ある品目の注文が予定より少なくても他の品目があるために収入減少の幅を抑えられる。2つ目は、余剰作付けである。生産者は欠品を回避するために2〜3割程度の余剰作付けをしている。この余剰作付けは、予定数量よりも注文数量が多い場合にも対応できる体制にもつながっている。以上のような体制であるため、矢田部産直部会としての欠品は年に数回程度しかないという。

(4) 各主体におけるリスク分担

これまでに整理してきた需給調整の仕組みに基づいて、需要と供給の不一致から発生するリスクが生産から消費の段階でどのように分担されているのかを検討しよう。

まず、前述のように、余剰品については基本的に産地側で対応されており、生産者が余剰のリスクを負っているが、2007年からは「生産対策奨励基金」の制度によって、ジーピーエス社もリスクを負担し始めている。一方、消費者は余剰品を追加注文で購入することはしないため、直接は余剰のリスクを負っていない。

他方、欠品のリスクはジーピーエス社と消費者で分担している。産地は、欠品時にペナルティや代替商品調達などの義務は課されていないため、欠品のリスクを負っていない。ジーピーエス社は、代替品を仕入れるときに、組合員への販売価格よりも高値で仕入れて販売することもある点で欠品のリスクを負っている。つまり、欠品時は全国的にその品目が不足して相場が高い場合が多いが、組合員への販売価格は3ヶ月前のカatalogを作成する時点で決定されているため変更できない。それゆえ、ジーピーエス社は、

300 円で仕入れたキャベツを 168 円で販売する場合もある。この差額は、ジーピーエス社が設けている「市場変動準備金」¹⁸⁾によって負担されている。

一方、代替によって異なる産地の商品が届いたり、規格変更や欠品によって注文した数量どおりの野菜が納品されないことは、消費者も欠品のリスクを分担していると理解できる。パルシステムでは、規格変更は毎月発生しているが、代替の頻度は点数ベースで年間 1~4%程度であり、欠品は 1%程度である。また、代替や欠品などは、すべての組合員に同時に適應されるのではなく、不足した数量に応じて、単位生協ごとに代替や欠品などが実行される。つまり、商品が不足した場合に、たとえば、A 生協の組合員には規格変更で商品を届けるが、B 生協の組合員は欠品にするなどの対応がとられる。そのため、個々の消費者としては欠品や代替などの頻度は多くなく、組合員全体で欠品のリスクを分担しているといえる。このように、代替や規格変更、欠品を組合員が受容することが生協の無店舗事業の生産・流通システムを支えることにつながっている。

以上のように、パルシステムの無店舗事業では、納品の 1 週間前に消費者の注文数量が確定するがゆえに増大する欠品と余剰のリスクを産地・生産者、ジーピーエス社、消費者の三者で相互に分担し合うことによって、青果物の生産・流通システムを成立させている。

4. おわりに

本稿では、パルシステムを事例に生協の無店舗事業における青果物の需給調整システムについて検討してきた。その特徴を明らかにするために、本稿で取り上げた事例と店舗型販売であるスーパーマーケットの契約栽培の事例¹⁹⁾を比較しよう。

スーパーマーケットのような店舗販売では、契約栽培先からの欠品に関

しては、卸売市場等から別の商品を調達することによって売り場の棚を埋めることができる。逆に、契約栽培先の余剰に対しては、スーパーマーケットは卸売市場から調達する商品の数量を減らして、契約栽培先の商品を多めに仕入れたり、店頭価格を下げて販売量を増やしたりするなどして、産地の余剰品へ対応することも可能である。また、店舗販売では、消費者は店頭で商品を選ぶため、契約栽培のキャベツが欠品していても、その場で他のキャベツや野菜を購入するなど、消費者は商品の選択に関して柔軟な対応を取ることができる。

一方、生協の無店舗事業は、商品の規格や価格などが3ヶ月前に決定するという投機的な仕組みであることに加えて、消費者は商品を手にする1週間前に購買を決定しているため、スーパーマーケットのような対応を取ることとはできない。そのため、無店舗事業は店舗販売の流通よりも余剰や欠品が発生しやすい構造を持っており、欠品を防ごうとすると、産地・生産者側の余剰のリスクが大きくなる。パルシステムの無店舗事業では、本稿で明らかにしたリスク分担方法で生産・流通システムを成立させているが、余剰のリスクは価格へ反映される可能性も含んでいるため、この生産・流通システムを継続していくためには、生産―流通―消費のどこかの段階で余剰品を活用する仕組みを取り入れていく必要がある。この点に関して、パルシステムでは農産物の余剰品を利用して加工品を作成する「産直加工原料プロジェクト」を2010年6月に立ち上げた。この制度は開始して日が浅いため、効果については今後注目していく必要があるだろう。

最後に、本稿に残された課題を整理したい。前述のように、生協ごとに産直比率は異なり、パルシステムは他の生協に比べると産直比率が高いという特徴を持つ。この産直比率の差異によって需給調整システムに違いがあると考えられる。たとえば、複数の中間流通業者から青果物を仕入れている生協は別の方法で需給調整を行っている可能性がある。しかしながら、一般的に生協はカタログを発行して消費者から注文を得る仕組みであり、

商品の企画から供給まで長い期間を要するという流通の特徴はパルシステムと共通している。その点で本稿は生協の無店舗事業の流通システムの特徴を示しているといえるだろう。

また、産地に着目すると、パルシステムの産直産地は全国で約 270 ヶ所であり、様々な産地が存在する。さらに谷田部産直部会は、取引先がジーピーエス社のみであり、他の販路を有していない産地であるため、必ずしもパルシステムの産直産地の全ての特徴を表現するものではない。たとえば、ジーピーエス社と取引がある群馬県の産地である「野菜くらぶ」は、外食チェーンや加工業者、小売業者などの複数の販路を有してリスク分散を行っている（池田，2010）。しかし、産地としてジーピーエス社以外に販路を持たない産地は、複数の販路を持つ産地よりもリスクが大きくなるため、谷田部産直部会の事例は、最もリスクが高い中での対応を体現している事例であるといえる。

本稿で取り上げた事例の一般性と固有性を明確にするためには、パルシステムと取引を行う他の産直産地や他の生協との比較研究が必要である。これらの点については今後の課題としたい。

付 記

本研究にあたり、パルシステム、ジーピーエス社、JA つくば市谷田部青壮年産直部会、生協総合研究所の皆様にご多大なご協力をいただきました。ここに記して厚くお礼申し上げます。

本稿の内容は基本的に調査時（2008 年 11 月から 2009 年 1 月）のものであるが、一部のデータは最新のものに更新している。

《注》

- 1) ここでいう青果物流通とは、生鮮の野菜と果物の流通を指す。
- 2) パルシステムの会員生協は、パルシステム東京、パルシステム神奈川ゆめコープ、パルシステム千葉、ドゥコープ、パルシステム茨城、ユーアイコープ、パルシステム山梨、パルシステム群馬、パルシステム福島、パルシステム静岡、

の 10 生協である。

- 3) パルシステムのウェブサイトによると、主な業務内容は、①商品の取扱い企画、開発、改善、中止及び廃止、供給価格等諸事項の決定及び商品案内作成の業務、②統一企画商品の仕入取引口座の開設、廃止及び契約更新に関する決定、③統一企画商品の仕入条件（品名、規格、仕入価格、支払条件、方法、発注及び納品方法、その他仕入取引に付帯する事項）についての決定、④統一企画商品仕入先の指導、管理及び交渉に関する事項、⑤統一企画商品の個人別仕分けとそれに付随する仕分け・保管業務、⑥セットセンターにおいて仕分けされた統一企画商品を会員生協のセンターまでの配送業務、⑦統一企画商品の個人別仕分けとそれにかかわる仕分け業務及び受発注に必要な情報処理の業務、⑧無店舗事業にかかわる情報処理業務の改善及び今後の運用計画に関する立案、等である。
- 4) パルシステムの担当者によると、ジーピーエス社を設立した目的は、外部に委託していた青果物の商流と物流を一体化して内部化すること、青果物の専門家を育てること、販路を広げること、などである。
- 5) パルシステム生活協同組合連合会農政政策室交流課編（2010）、p.13。
- 6) この額は JA つくば市谷田部の年間販売額（約 21 億円）の半分強を占めている。
- 7) パルシステム提供資料より。
- 8) この場合、価格は量の減少に応じて割り引かれる。
- 9) 他の生協と取引関係のある産地からの調達も第 2 段階に位置づけられている。
- 10) パルシステム生活協同組合連合会産直事業部編（2008）、p.3。
- 11) 最終的に規格変更や代替などが発生する場合は、ジーピーエス社が会員生協に業務ニュースとしてその旨を連絡する。それに基づいて、各会員生協は組合員へ規格変更や代替を伝えるカードを作成し、宅配する商品に同梱することで消費者にその内容を伝える。
- 12) パルシステム生活協同組合連合会 21 世紀型生協研究機構編（2008）、p.46。
- 13) パルシステム生活協同組合連合会 21 世紀型生協研究機構編（2008）、p.46。
- 14) この制度は、初年度に 2 つの産地が利用し、2009 年度には 5 つの産地が利用している。
- 15) この申請は、毎年 2 月に行われる。
- 16) この場合、各生産者の出荷数量を一律に減らしたり、作柄が進んでいる生産者のものを優先して出荷したりするなどの判断は責任者に任されている。
- 17) このように畑での廃棄が多い理由のひとつは、後述するように、欠品対策のために余剰作付けをしているためであると考えられる。

- 18) 市場変動準備金は、ジーピーエス社の利益の中から出されている。
19) スーパーの契約栽培の事例は、池田（2005）に基づく。

参考文献

- 池田真志（2005）「青果物流通の変容と「個別化」の進展——スーパーによる青果物調達を事例に」『経済地理学年報』第 51 巻第 1 号。
池田真志（2010）「外食チェーンによる契約栽培・農業参入の成立メカニズム」『経営経理研究』第 87 号。
日本生活協同組合連合会（2008）『挑戦を続ける生協産直——「第 7 回全国生協産直調査」報告書——』コープ出版。
パルシステム生活協同組合連合会産直事業部編（2008）『2008 年度パルシステム産直データブック』パルシステム生産者消費者協議会。
パルシステム生活協同組合連合会農政政策室交流課編（2010）『2010 年度パルシステム産直データブック』パルシステム生産者消費者協議会。
パルシステム生活協同組合連合会 21 世紀型生協研究機構編（2008）『パルシステムの産直 産直論編』パルシステム生活協同組合連合会。

（原稿受付 2010 年 7 月 8 日）

〈資 料〉

拓殖大学揺籃期簿記学講師の履歴書

三代川 正 秀

I 「坂の上の雲」の群像

司馬遼太郎の代表作の一つに 10 年間の歳月をかけた新聞連載小説『坂の上の雲』がある。この小説に登場する旧松山藩士和久正辰（嘉永 5 年生まれ）について、作者の司馬は「松山では秀才でこえたこの男が、たかが師範学校の付属小学校主事をしているというのは、^{まさとき}戊辰のとき賊方にまわった松山藩の出身だからにちがいない。『それでもおれはいいほうよ』と、和久正辰はいった。『^{かん}官途につけたのだから』という。『他は、みじめなものさ』（「春や昔」の章）と言わしめている。

戊辰戦争（慶応 4-明治元年：1868 年 1 月 15 日王政復古）の結果、新政府は朝敵として松山藩を追討し、慶応 4 年 1 月土佐藩に松山城を接収させた。松山藩主松平（久松）定昭の蟄居や 15 万両の賠償金をもって松山藩が許されたのはその年の 5 月になってからである。この政変は城下に暮らす下級武士の子らの希望を絶ち、生計すら危ういものとした。この窮状を救うために藩主は若き彼らの内地留学に心血を注ぎ、前出の和久正辰も 18 歳のとき藩の抜擢で慶応義塾に学ぶことができた。

『坂の上の雲』の主人公の一人である秋山好古（^{よしふる}1859 [安政 6] 年-1930 [昭和 5] 年）が愛知県師範学校時代にその附属小学校主事を務める和久正辰（1852-1930（松山藩士，教育者））に出逢い、正辰の勧めで、好古は

明治 10 年 2 月ここを辞し、三か月後に陸軍士官学校へ入学する。これが陸軍騎兵の育ての親となり、陸軍大将に昇り詰める契機とされたのである。

小説『坂の上の雲』ではこの秋山好古、弟真之（1868〔明治元〕年-1918〔大正 7〕年。のちに海軍中將となる）、そして正岡子規ら松山藩士の青年時代やその後の好古らの生涯が綴られている。立身出世がモットーとされ、都に上り官位を得なければ豊かになれない風潮の時代に、戌辰の役を境に賊軍とされ、恥辱を受けた松山藩士たちの維新後の身の振り方は並み大抵のことではなかった。このような時代背景のもとに履歴書の主人公西川^{まさつぐ}正次もあった。

本稿は拓殖大学の創立期に簿記学を担当した西川正次のその履歴書を解題したものである。氏の明治 37 年 3 月付けの履歴書（凡そ A4 版，台湾協会専門学校用罫線入和紙，墨筆縦書き）を大学創立百年史室の松尾圭造氏から提供いただいた。また，これを補充する詳細な資料は平成 22 年 3 月に本学を卒業したゼミナール生の田中 寛君が各所の図書館を漁って蒐集したものである。

なお，西川の生涯については，この履歴書から伺えることのほか資料がほとんどなく，同氏の家族構成や大正 7 年 10 月に大学を辞してからの消息，そして終焉の地など個人にかかわる肝心な情報は不明である。拙稿を契機に氏に縁のある資料が発見されることを願うものである。

II 勉学のとき

履 歴 書

本 籍 東京市神田区錦町貳丁目五番地士族

現住所 東京市神田区昌平川岸壹番地

西川正次

嘉永四年十一月一日生

學 事

- 一 明治二年ヨリ同五年マテ旧松山藩設洋典科ニ於テ英學修業
- 一 同六年一月ヨリ大坂英語學校ニ於テ英學修業同七年五月卒業
- 一 同八年ヨリ十二年迄大坂造幣局勤務中同局雇外國人ブラガ氏ニ就キ簿記學ヲ修ム

嘉永6年（1853）にペリーが浦賀に来航する。西川正次はその2年前（嘉永4年）に松山藩の士族の家に生まれる。その翌年に先の正辰も同じく松山藩士の家に生を受け、ともに戊辰の屈辱を肌で感じた青年たちである。

松山の藩校である明教館は明治3年10月に「皇・漢・洋学・数学・医学」の五科を設ける。正辰は明教館に文久3年（10歳）に入学し、明治元年（14歳）から英語を学んでいる。「洋典科」は明治5年8月の学制頒布で「洋学科」と改称、同6年2月これが独立して「英学舎」となる¹⁾。時代は西洋知識の移入を渴望し、これを得るためには語学に通じる必要に迫られていた。西川は明治2年（16歳）から同5年にかけて、ここで「英學修業」に励んでいる。おそらく、正次と一つ年下の正辰は幼年期に同じ城下の藩校・明教館で肩を並べて勉強していたであろう。

正辰は明治2年3月（15歳）から藩命により慶応義塾に留学し、そこで三年間英学を学び同5年7月に卒業している。この正辰こそが秋山好古に教育の道や軍人への道を教えた恩人、と小説『坂の上の雲』は位置付けている。

正次の履歴書に「外國人ブラガ氏ニ就キ簿記學ヲ修ム」とあるところから、西川孝治郎著『日本簿記史談』のブラガに関連する記述を抜き書きしておく。

自国貨幣と外国貨幣、特に金銀の交換比率是正²⁾に悩んでいた明治政府はいち早く造幣寮を設立して貨幣改革に乗り出した。ポルトガル人ビンセ



西川正次（明治40年）

ント・ブラガ（Vincente E. Braga: 1840-1911）は明治初年にこの造幣寮（明治4年開業、大坂・川崎）を設置するに当り、日本に招かれ簿記方となり、官庁簿記組織を立案したほか、官民に複式簿記を教授して、この国の簿記発展に貢献した。

ブラガが造幣寮で実施した簿記は貨幣価値による計算ではなく、金・銀の重量オンスによる計算であった。よって物品会計を複式簿記的に処理したものである。邦人官員が実務を習得したことで、明治8年1月

末に雇外人が大量に解雇されるが、ブラガは同年2月以降引き続いて大蔵本省に於いて簿記計算方の方法取調べ、本省の官員への簿記伝習を担当し、明治11年7月に本省を離れる³⁾。

西川孝治郎はブラガについて、「造幣寮以来ほとんど八年の間に彼について西洋簿記を学んだ者は相当の数にのぼり、それが造幣寮および大蔵省内はむろんのこと、会計検査院、陸海軍、各府県等広い範囲にわたって洋式簿記の実施に当った。その中には著書を残している者もあり、さらに子弟に簿記を教えた者もあった。このようにブラガはわが国簿記普及のうえに及ぼした影響は、きわめて大きい⁴⁾と結んでいる。

このブラガは明治8年2月から同11年7月まで本省勤務となったところから、西川が「同八年ヨリ十二年迄」大坂造幣局でブラガに学ぶことは困難と思われる。おそらくそれ以前から簿記伝習を受けていたのではなかろうか。

Ⅲ 造幣局官員のとき

職 業

- 一 明治六年七月大坂造幣局内日進學舎英學教師ニ被雇
- 一 同八年造幣寮十五等出仕ヲ被補計算係勤務被申付
- 一 同十年造幣寮ヲ廢シ局ト被改更ニ九等属ニ被任
- 一 同十一年六月造幣局八等属拜命
- 一 十二年三月造幣局ヲ辞シ愛知縣名古屋第百三十四國立銀行所属簿記學研究所簿記教師（月俸五拾圓）ニ被雇

京都大学の前身の一つである「大坂英語學校ニ於テ英學修業同七年五月卒業」と西川が記述しながら、職業欄で「明治六年七月大坂造幣局内日進學舎英學教師ニ被雇」とある。当時開設間もない造幣寮は多くの外国人を雇い入れ、彼らの運営のもとに、邦人官員はその業務を見習う状況であった。そのため邦人官員は英語のできる者が多かったという⁵⁾。このような事情から、西川はすば抜けた語学力をもって、大坂英語學校の学生⁶⁾でありながら、英学教師（20 歳）として採用されたのではなかろうか。

明治 8 年造幣寮官員として権中属十五等^{しゅうし}で出仕し、その 2 年後に九等属となるスピード出世である。履歴書末尾の賞罰（欄）には「明治十年二月造幣局ヨリ同九年中皆勤ノ賞トシテヶ月分待級ニ相當スル金額ヲ給與セラル」とある。明治 10 年 12 月の大阪府官員録には九等属とあり、住居は大坂川崎町（造幣局の所在地）三十六番官舎である。同年 1 月改定の官員給与表によれば判任官九等属の月給は 50 円、八等属は 60 円である。明治 12 年 4 月改正官員録（第三冊）では九等属（大阪新川崎町）、西川が退職（26 歳）した後の 5 月 1 日現在の官員録（第四冊）にも九等属と記載され、西川の「八等属拜命」は見当たらない。

名古屋に下った西川は銀行附設の簿記研究所の教師となる。その第三百三十四国立銀行は明治 11 年 12 月 2 日開業免状、同 12 年 1 月 8 日開業、明治 30 年 4 月国立銀行営業満期前特別処分法により私立銀行として営業を継続し、百三十四銀行（東海銀行の前身）と改称する⁷⁾。西川が履歴書に国立銀行の給与額を敢えて明記しているのは、造幣局のその後の昇進（八等属の月給 60 円）が芳しくなく、ここを退官したと関連していると思えるがどうか。

IV 銀行簿記方のとき

- 一 同年七月ヨリ右銀行ノ許諾ヲ得テ同地ニ於テ簿記夜學校ヲ開始シ有志者ヲ教授ス
- 一 同十三年三月銀行所属簿記研究所閉場ニ付更ニ第三百三十四国立銀行ニ被雇計算係庶務係ヲ兼務ス
- 一 同年以後同地ニ會社銀行等新設ニ付テ簿記傳習ノ依頼ヲ受ケ勤務銀行ノ許諾ヲ得テ出張シ帳簿ノ組織整理等ヲ掌レリ
- 一 同年二月同意者五名ト共同シ簿記帳簿装造業ヲ創始セリ
- 一 同年十一月^{ママ}帳簿製造業ヲ同盟者ヨリ引受ケ独立ノ業トナセリ
- 一 同十五年三月^{ママ}勤務銀行ノ許諾ヲ得テ大坂第百二拾六国立銀行ヨリ依頼ニ^{ママ}抛リ同行帳簿整理ノ為メ三ヶ月間出張ス

西川は簿記伝習のために銀行附属簿記研究所や市井の夜間学校で日夜簿記教師を志し、更なる生活安定のため銀行簿記方に就任する。また、業務の合間に、請われて帳簿設定作業、いわば顧問としてのブック・キーパーを兼ねる。さらには洋式帳簿の不足に目を付け、銀行を辞めて帳簿製造を専業とする。

この国初めての職業会計人となったのは、明治 40 年に森田熊太郎が開

設した森田会計調査所である。その森田は^{ひがしせき ごろう}東 爽五郎や下野直太郎と同じ時期に東京高等商業学校を卒業している。中瀬勝太郎や島田 宏も大正期に開業するが東爽五郎会計士事務所の大正5年の開業は一時代を画した⁸⁾という。これがこの国の Accountants の嚆矢である。その職業会計人の裾野を形成する簿記方がいて、帳簿記帳の必要性を説き、これが企業を指導して廻わり、業にまで高めていった Bookkeepers の生成発展が必要である。まさにこの時期に帳簿記帳の普及に活躍したのが西川正次であって、前者の Accountant の歴史考察はすでにあるものの、記帳を業とする簿記伝習者はあまり紹介されてこなかった⁹⁾。同様に第二次大戦以降、青色申告制度を普及させるために複式簿記と企業会計原則を武器にして中小企業の近代化を図ったのは公認会計士ではなく、戦前期の資格制度である計理士や戦後に生まれた税理士であったことを忘れてならない。

「同十五年三月勤務銀行ノ許諾ヲ得テ大坂第二百十六國立銀行ヨリ依頼ニ^{ママ}拠リ同行帳簿整理ノ為メ三ヶ月間出張ス」とあるのは、明治11年12月10日に大阪で設立したこの銀行の経営不振を監査することであつたに違いない。結局この銀行は同15年11月営業停止、閉鎖、同18年9月30日解散している¹⁰⁾。実務に精通した西川の功績が巻末賞罰(欄)にある「明治十五年第三百三十四國立銀行ヨリ賞與金トシ金五拾余圓ヲ受ク」結果となったとも思われる。同行には明治13年3月から2年5か月勤務している。

V 実業家のとき

- 一 同年八月^{ママ}帳簿製造業繁忙ノ為メ第三百三十四國立銀行ヲ辞シ専ラ本業ニ従事ス
- 一 同十六年同業活版業ノ組合ヲ設ケ頭取ニ當選セリ
- 一 同年其筋ノ許可ヲ得テ名古屋絵入新聞紙ヲ発行ス
- 一 同十九年同業者五名合併シ共同印刷會社ノ名称ヲ以テ製本、活版印

刷業並新聞紙業ヲ開ク

- 一 同二十年右會社類焼ニ付該業ヲ廃止ス
- 一 同二十三年名古屋市ニ市制施行ニ付名古屋市書記稅務課長ヲ拜命ス
- 一 同二十四年名古屋市書記ヲ辞シ東上ス

明治 13 年 2 月に開始する帳簿装造業は同 16 年には名古屋絵入新聞を発行するまで事業が拡大し、仕事の絶頂期を迎える。東海道線の品川―横浜間の鉄道が仮開通するのは明治 5 年 6 月である。大阪―神戸間は明治 7 年 5 月、その後徐々に開通し、全線が通じるのは明治 22 年（1889）7 月となる。履歴書には記載がないが、明治 22 年 9 月 28 日に西川正次編纂『東海道鉄道旅行獨案内 全 附伊勢參宮道中記』（1 枚物）を発行している。東海道の全線開通は伊勢・京都への旅行が簡単なものとなり、ブームとなることを予期したのであろう。西川も明治 24 年に海路を東進することなく、陸路を快適に上京したことであろう。

同 23 年 11 月（38 歳）に『新撰簿記例題』上編（単式ノ部）を橋本善繼との共著で出版している。下編の「複式ノ部」と二冊本のように、福沢諭吉訳『帳合之法』の原著、ブライアント・ストラットンの *Common School Book-keeping* から、「此書ハ現時我国ノ商況ニ適切セル問題ヲ新選シテ唯問題ノミヲ」（凡例）出版したものと記している。田中の調査照合によると翻訳とは認められないようだ。このときの住所は愛知県名古屋市本町百三拾貳番戸であった。

折りしも商法の一部が施行され、民間に簿記ブームが起きて、西川は簿記伝習のみならず、その書写材料である洋式簿（明治 13 年 2 月：帳簿装造業）に着目し印刷（明治 16 年：活版業組合頭取）・製本業（明治 19 年：共同印刷会社）を起こした。さらには一時期絵入り新聞の発行や新聞社業にも手を広げ、意欲的な起業家の一面が見られる。

VI 簿記学校長のとき

- 一 同年六月東京府ノ認可ヲ得テ神田区錦町ニ實業簿記學館ヲ開キ専ラ簿記法教授ニ従事シ翌年大鳴學館ト改称シ専門教師ヲ聘シ、英、漢、数ノ三學科ヲ増加セリ
- 一 同年十月ヨリ簿記教授ノ餘暇ヲ以テ銀行、会社、商家ノ依頼ニ応シ帳簿組織及整理ヲ掌レリ
- 一 同三十二年十二月ヨリ在大坂日本共同生命保險株式會社ノ依頼ニ拠リ同東京支社ノ帳簿組織ヲ担当シ同月三十日之ヲ辞ス
- 一 同三十三年三月一日ヨリ江戸火災保險株式會社五等書記拜命上級庶務部長、會計係ヲ勤務ス

明治 24 年に創立された大鳴學館（実業簿記学館）は西川が学館長である。11 歳以上尋常小学校卒業程度の学力のあるものへ英語・漢文・数学・簿記（前期商業簿記、後期会社簿記・銀行簿記）の各学科を 8 か月にて修業、設立当時の教員数 8、定員 300、25 年度現在の卒業生累計 12 とある（「東京府統計書 明治 24 年」）。所在地は錦町二丁目五番（西川の本籍地）で、四坪の教場が三部屋、二坪・一坪半の教場が一部屋づつ、四坪の家族居間がある。これは国立公文書館に残されていた西川直筆の東京府知事に出した大鳴學館の移転願い（神田区南甲賀町拾九番地）に添付されていた図面からである。なお南甲賀町の住所は日本帳簿整理會（現在の駿河台にある明治大学〔南甲賀町十一番地〕裏）と一致している。「東京府學事年報」には大鳴學館の記録が明治 35 年まで残っている。

明治 25 年 5 月 28 日に出版された實業家伊澤鍵之助著『新式日本簿記法完』（発行所：日本帳簿整理會）の、その校閲者である西川が、その書の緒言で「商業ノ大体ハ帳合ノ整不整ニアリ…日本商家舊来ノ慣例ニ倣ヒ至

極簡便ニシテ正確ナル記帳法ヲ組織シ専ラ世ニ公ニセント欲ス」と述べ、当時の商法施行を意識している。

西川は明治 32 年 12 月の 1 か月間ではあるが、大阪在の日本共同保険株式会社東京支社の帳簿組織作りに参画している。同社は明治 23 年 5 月に麻布芝森元町に資本金 5 万円で設立されたところから、「在大坂」は西川の勘違いとも思われる。その後明治 33 年 1 月より、西川は江戸火災保険株式会社に勤めることとなる。34 年 9 月 30 日の同社考課状に上記の著者伊澤鍵之助の名があり、筆頭株主に次ぐ大株主で、同社の取締役でもある。西川も同社株式を 5 株所有している。この伊澤は呉服太物商「山城屋」を東京で開き、明治 31 年株式会社織物同盟商会の設立に際してその取締役を務めている¹¹⁾。さらに、明治 32 年 6 月 15 日設立の株式会社福和銀行の専務取締役でもあって、まさに当代きっての実業家であった。おそらく、この伊澤が西川のスポンサーであったのではなかろうか。

明治 33 年 3 月（47 歳）に『英和實用會話編序』（鐘美堂）を発行しているが、その折の住所は東京市神田錦町二丁目五番地である。

VII 大学簿記講師のとき

- 一 同年九月勤務會社ノ許諾ヲ得テ私立台灣協會學校及明治法律學校ノ簿記教師ニ被聘
- 一 同年十一月勤務會社四等書記ヲ拜命シ上級俸ヲ受ク
- 一 同三十四年一月文部大臣ヨリ東京府私立台灣協會學校ノ簿記學教員タル事ヲ認可セラル
- 一 同年八月勤務會社三等書記ヲ拜シ下級俸ヲ受ク
- 一 同年同月家政上ノ都合ニ拠リ江戸火災保險株式會社ヲ辞ス
- 一 同三十五年十月最新銀行簿記例題ヲ發行ス
- 一 同三十六年八月文部大臣ヨリ鉄道學校、京華商業學校簿記學科教員

タル事ヲ認可セラル

一 同三十七年一月文部大臣ヨリ東洋商業専門學校簿記學科教員タル事
ノ認可ヲ受ク

明治 33 年 9 月（47 歳）から大正 7 年 10 月（64 歳）に至る 18 年の間、
本学¹²⁾で簿記の講師を務める。明治大學には明治 36 年 11 月に招聘、高
等豫科並びに随意科（本科を卒業するも素養の乏しきものへの補習）にて、
珠算の講師を務め、同 44 年 7 月に解任される。

明治大学「講師名簿（明治四十二年）」には明治 37 年 7 月から東京高等
商業学校教授の下野直太郎が簿記と英語を担当し、また同商業学校の鹿野
清次郎と「計理学か会計学か」の論戦を張った中村茂男（拓殖大学の簿記
を大正 7 年西川から引き継ぐ）が予科の教師として同 42 年 11 月から商業
歴史と商業地理を担当、昭和 2 年 3 月 28 日逝去するまで勤めている、と
記載がある。この名簿に東京帝國大學教授の河津 暹が明治 41 年 3 月植
民政策で採用されている記録もあった。

なお、明治 30 年 6 月 5 日に神田錦町三丁目に私立鉄道学校が開校（教
員 25 名、一年制、定員 150 名、學校長笠井愛次郎）、これが明治 36 年岩
倉鉄道学校と改称、昭和 23 年岩倉高等学校となる。同 37 年 5 月のその講
師一覧では西川は同

36 年 4 月 14 日就職、
担当科目普通簿記、
珠算とあり、週担当
13 時間、手当て 1
か月 15 円、他に明
治大学、京華商業高
校講師を兼務してい
ると記載がある¹³⁾。



授業風景（明治 42 年）

この京華商業は明治 30 年本郷籠岡町に京華中学校として創立、同 34 年京華商業学校の設立許可を受け、また小石川原町に明治 42 年京華高等女学校が設立許可されている。東洋商業専門学校は明治 37 年 9 月に三崎町に開設され、現東洋高等学校となる。

西川の履歴書はこの明治 37 年で終わっている。その後、明治 39 年の立教學院立教大學設立の当初から簿記、會計學を担当している。その時の西川の住所は小石川小日向第六天町十五である¹⁴⁾。立教では、商科・予科の簿記講師（週二時間第一年次邦語簿記、週二時間第二年次英語簿記、週二時間第三年次会社簿記）を担う。大正 6 年に退職する時の時間割は、予科商業簿記二時間、第一年生商業簿記および銀行簿記二時間、第二年生銀行簿記二時間であった¹⁵⁾。

明治 39 年 6 月には商業學校教科用書『實踐銀行簿記法』（東京同文館）を池本純吉（早稲田大學講師：商品地理学）との共著で出版している。大正 3 年 1 月明治大學出版部から『現行官廳簿記法全』を出版し、その肩書きは明治大學、立教大學、東洋協會専門學校講師とある。

賞 罰

- 一 明治十年二月造幣局ヨリ同九年中皆勤ノ賞トシテ一ヶ月分待級ニ相當スル金額ヲ給與セラル
- 一 明治十五年第百三十四國立銀行ヨリ賞與金トシ金五拾余圓ヲ受ク
- 一 明治三十四年八月江戸火災保險株式會社ヨリ同會社創業以來ノ功勞ヲ賞シ手當トシテ月俸六ヶ月分ニ相當スル金額ヲ受領ス
- 一 同年十二月江戸火災保險株式會社同會社創業以來ノ尽力ニ対シ記念トシテ銀杯壹個ヲ受ク
- 一 刑罰ヲ受ケタル事無シ

右ノ通相違無シ申也

明治三十七年三月

西川正次

西川の家族については、府知事に宛てた大鳴学館の移転願いに添えた校舎の図面（四坪の家族居間が書き込まれている）と「家政上ノ都合ニ抛リ江戸火災保険株式會社ヲ辞ス」から微かにその存在を伺える。この保険会社（明治33年2月設立、同36年3月に内外火災と合併解散）¹⁶⁾は33年3月から34年8月のたった1年6か月の勤務であるが、賞罰（欄）には退職時に月報の6か月分の功労金とその年末には「江戸火災保険株式會社同會社創



西川正次（大正5年）

業以来ノ尽力ニ対シ記念トシテ銀杯壹個ヲ受ク」とある。なお、明治23年に東京で設立された日本共同保険会社について「三十二年十二月ヨリ在大坂日本共同生命保険株式會社ノ依頼ニ抛リ同東京支社ノ帳簿組織ヲ担当シ同月三十日之ヲ辞ス」とあり、先に調べた本社所在地並びに1か月の短い勤務に疑問がある。

大正7年11月号拓殖大学『學友會報』に「簿記擔當西川講師第二學期より病氣のため離任」の記載、そして「商學士中村茂男氏は新に本大學簿記學擔任を囑託せらる」とある¹⁷⁾。これを最後に氏の消息は途絶える。

VIII 著作の解題

明治19年、名古屋に西川自らが興した活版印刷・新聞紙業「共同印刷会社」から『東海道鉄道旅行獨案内』（明治22年9月）を出版するが、同社は明治20年に類焼したことで廃業している。それ故、本書出版と会社廃業時期の関係は西川の記憶違いかとも思える。

この『東海道鉄道旅行獨案内 前 附伊勢参宮道中記』は久保田 博著

『鉄道経営史』（大正出版 1985, p. 37）によれば、新橋・神戸間の東海道線が全線開通した明治 22 年 7 月以後初の鉄道案内書とされる。前出田中 覚が国会図書館に収蔵された折りたたみ形式両面一枚物本書を書き写している。そこで、その書写の概要を紹介する。

一面は東京・神戸間の発着時刻表、客車の上中下別運賃表、乗車切手の使い方、西川が勧める最寄ステーション近くの宿屋などが記載されている。その裏面に東京から神戸までのステーション、駅、観光名所を記した略式地図、更に旅人への諸注意、鉄道乗客の心得などが記載されている。なお、馬車移動の盛んであった時代なので馬屋を「駅」、鉄道停車場を「ステーション」と呼んでいる。

ちなみに「鉄道乗客之心得」には「列車ノ発着ハ表面ノ時刻ニ違ワザルヤウニ請合難ケレドモ成ヘク遅延セザルヤウ取行フベシ 故ニ『ステーション』ノ戸ハ発車時刻ノ二分前ニ之ヲ閉ツベシ 旅客ハ表面ニ示ス刻限ヨリ少ナクトモ十分前ニ乗車スル『ステーション』ニ来リ切手買求メ等ノ手續ヲ為スベシ」とある。

明治 23 年 12 月 10 日出版の西川正次・橋本善継合著『新撰簿記例題上篇』（出版社）は、その緒言に「複雑頻繁ノ取引アリ之レヲ詳記シテ其盛衰ノ度ヲ明確ナラシムルハ簿記法ヨリ善キハナシ 今ヤ商法實施ノ期目前ニ迫マリ商業帳簿ノ整頓ヲ要スル目下ノ一大急務ナレハ其準備亦一日モゆるが忽セニスヘカラス」とあり、かのブライアント・ストラットンの簿記書に基づいて、日本の状況に合わせた問題を新撰したと述べる。

単式簿記にして、第一例題（当座帳、台帳の二帳簿）に始まり、順次帳簿の数を増やし、かつ取引例を複雑にして、第十例題（当座帳、金銭出入帳、売買帳、手形帳、船積帳、受荷帳、台帳の七帳簿）まで進み、各々の例題に従って記帳練習するものである。このために総頁 105 ページを割いている。同書の下篇が手許にないが、おそらく複式簿記にして、同様な練習問題を掲載した書物と推察する。

当時のアメリカの簿記教育は暗記を基本とするものであったが、ブライアント・ストラットン・バックカードの簿記連鎖学校は繰り返し練習問題を解いて会得させる方法、いわば学習段階別記帳練習テキストを考案した。この手法を西川は自らの著作に適用している。この点について中野常男はブライアント等のテキストについて次のように述べている¹⁸⁾。

記帳例示主義に拠る教示、つまり、徐々に複雑化させていく記帳例題の反復的演習による記帳技術の習得に重点を置いた実践的指導法を採ったのであり、このような理論的教示に走らない彼らの指導法は、当該簿記書が、カナダを含む北アメリカ諸都市に設立され、知識程度の異なる多数の生徒を擁した連鎖的実業専門学校での利用を目的として執筆されていたことの当然の帰結であろう。

明治26年5月28日に発行された伊澤鍵之助著作、発行所日本帳簿整理會の『新式日本簿記法 完』を實業簿記學館長の西川正次が校閲している。

本書緒言で「學館長西川正次氏ニ出會シ談平素憂苦スル所ノ簿記改正法ノ事ニ及ベリ氏曰ク方今世ノ簿記ヲ教授スル者ハ理論ヲ先ニシテ實地ヲ後ニスルノ傾キアルガ故ニ修學者ニ於テモ容易ニ之ヲ解得スル能ハズ（途中省略）日本帳簿整理會ナルモノヲ起シ實業者ノ依頼ニヨリ帳簿ノ整理ヲ謀ルノ目的ヲ以テ日本商家舊來ノ慣例ニ倣ヒ至極簡便ニシテ正確ナル記帳法ヲ組織シ専ラ世ニ公ニセント欲ス」とある。

貸借に就き、次の説明がある。借方とは、借り、受け、損の意味を含み、「取引ノ主眼ニ入り来タル価」であって、貸方とは貸し、渡し、益の意味を含み、「取引ノ主眼ヨリ出テ去リタル価」である¹⁹⁾。帳簿はいわゆる補助簿①②③④を中心として、元帳⑤に転記し、試算表⑥⑦を作成する体系を採用している。

- ① 附込仕入帳：これは仕入帳であり、掛取引と現金取引を個別に集計し、掛取引は仕入台帳に転記、現金取引は金銭出入帳へ転記する。こ

の帳簿の総計を総勘定元帳商品口座へ転記して終る。

- ② 仕入台帳：これは仕入先元帳にして仕入先口座ごとに附込仕入帳ないしは金銭出入帳から転記される。
- ③ 附込売掛帳並びに売掛台帳の機能は仕入の帳簿と同様である。
- ④ 金銭出入帳：金銭の入方と出方に分けて、双方に科目欄を設ける。金銭の動きに基づき、入方ないし出方に金額と摘要を記録し、転記すべき科目欄に当該科目を記録して、総勘定元帳に設定の科目口座に転記、必要な補助簿にも転記する。
- ⑤ 総勘定元帳：金銭出入帳同様に上下に入方（借方）、出方（貸方）欄を設けて、さらに元帳には最下欄に残高欄（上中下三欄）を設けている。上記の補助簿より転記して、決算に備える。
- ⑥ 試算表：縦書形式の合計残高試算表である。元帳転記の記録の正確性を検証し、貸借対照表並びに損益表作成の便に供する。
- ⑦ 棚卸目録と損益勘定：棚卸目録の中から、商品在り高を抽出し、これを損益勘定貸方に記録、商品勘定貸方合計（売上高）も損益勘定（貸方）に転記し、同勘定借方には商品勘定借方合計（仕入高）と金銭出入帳から振替えた経費勘定借方総計を転記するとその差額として純損益が示される。この純損益から什器勘定の償却分と滞貸金勘定の償却分を振替相殺し、余りを資本勘定に振替えて決算を終了している。本書残りの 41-74 ページにかけて、半期並びに一年の二期分の例題があり、そのおのおのの結果としての貸借対照表が示される。

明治 33 年 3 月 13 日発行の『英和實用會和編 序』（鐘美堂）は本文 208 ページの単語（vocabulary）、対話（dialogues）、付録（appendix）の三編に分けて記述した実務書（横書き）である。

単語編は、数目、天文、時令、地理、人類、人体、飲食物、建築物、衣服、家財及器具、宗教、学校、官位及爵位、官庁、陸軍、海軍、動物、植

物、金石、樂器及遊具、商業会社及製造所に分けた英和の単語表となっている。ちなみに、会計用語を取り上げると、Account book（大福帳）、Ledger（元帳）、Journal（仕譯帳）、Bill-book（手形帳）、Sales-book（賈上帳）、Invoice-book（仕入帳）、Inventory（財産目録）、Balance sheet（精算表）、Book-keeper（簿記掛）、Accountant（会計掛）、Creditor（貸方）、Debtor（借方）などがある。

対話編は朝飯の話、朝飯の続き、昼飯の話、喫茶後の散歩、四季の話、年齢と時、旅行の話、旅館にての話、宿停車場の話、借家の話、都会見物の話、英語に就いての話、友人に出会の話、洋物屋にての話、医師との話、齒医者との話、雜貨商との話などのその場の情景を基にしたダイアログとその応用雑話から成っている。付録編は書状（招待状、返事、紹介状、年始状、注文状）、商用書式、手形小切手等の書式、広告書式である。

履歴書には「三十五年十月最新銀行簿記例題ヲ発行ス」があるが、本書（嵩山房）は発見できなかった。次に明治 39 年 6 月 22 日に池本純吉との共著『**實踐銀行簿記法**』（同文館）が出版される。その内容は次のとおり。

第一章 総論……銀行のこと、銀行簿記、貸借の理など

第二章 勘定科目……資産、負債、損益に属する科目説明

第三章 伝票

第四章 帳簿……帳簿分掌と他店勘定の記入

第五章 手形交換所……交換手続きと記帳法

営業取引例題附決算の順序…本店営業取引、他支店取引、利益金の処理

銀行独自の勘定科目につき第二章で、資産に属する勘定として貸付金、滞貸付金、割引手形、当座貸越金、荷為替手形、他店勘定、支店勘定、預け金、諸公債証書、大蔵省証券、地金銀勘定を説明し、負債に属する勘定として、当座預金、定期預金、別段預金、通知預金、借入金、再割引手形、滞貸準備金などの勘定を説明している。

入金票，仕払票，振替票の三伝票制を採用し，「銀行の業務は各其の担任を異にする由り一取引と雖も必ず二三の係を経由するものなるを以て其際一々之を口頭によりて報告するときは誤伝脱漏の怖れり故に之を避くるが為め一片の通知書を各係に回送し各其主任者は之に検印して該係經由の証しとなす」²⁰⁾と述べている。

帳簿組織は，主要帳に日記帳（補助日記帳，日締帳）と総勘定元帳を，また各係の管理する諸帳簿として各種の補助帳からできている。そして，支店もしくは「店間の取引に於て起こるべき勘定は送金為替手形，代金取立手形，荷為替手形，及小切手等の受払ひにして是等を整理するには」²¹⁾まず支店勘定帳と他店勘定元帳を開設し，整理することになるが，それが複雑なために，事例を四つ示している。巻末に営業取引例題附決算法，本店上半季営業，他支店と取引例題，決算後利益金処理方法がある。

分割元帳制は銀行会計の総勘定元帳の簡素化，記帳の分課制，転記誤謬の防止に役立つところから，各種預金元帳，貸付金元帳，支店元帳などの補助元帳を多用してきた。この補助元帳に本支店会計（本店集中計算制度）を組み込んだものが銀行簿記である。

ところで，西川に簿記を手ほどきした「ブラガは後に大蔵本省に転じて『簿記伝習』を行っている。明治8年末の頃から，大蔵・文部の両省で官庁金銭会計「複式化」の試みが始められ，ほどなく全中央官庁並びに沖縄県を除く道府県に拡がり，明治23年の「会計法」・「会計規則」の制定によってこの壮大で果敢な実験はようやく挫折・終焉した」²²⁾のである。すなわち，会計史家西川孝治郎によると，ブラガが日本人に教えた官庁簿記の帳簿組織は，主要簿として，現金受払帳，日記帳，原簿とがあり，補助簿は現金類別帳，現金類別表，日計表からなっていた²³⁾。当初官庁の帳簿組織は日記簿（仕訳日記帳），原簿（総勘定元帳），予算簿及び現金受払簿の四種からなっていたが²⁴⁾，その後予算簿が明治15年の「改正記簿組織例言」で廃止されたことから，「日記簿・原簿は，歳入・歳出の両面に亘っ

て『予算勘定』と『現収支勘定』とを含む意味において、文字通り複式官庁簿記に組織における中核の帳簿となり、予算制度が複式簿記組織のうちに組入れられるに至った」²⁵⁾が、明治23年度以降、日記簿と原簿とからなる集権的会計管理簿が全廃され、「会計管理簿は、縦割りの職制に密着した形で予算にはじまって収支命令及び現金出納にいたる全過程を記録する分権的諸管理として記録の重複をともないつつ各部課に分散する」²⁶⁾に至った。

大正3年に著した西川の『**現行官廳簿記法 全**』（明治大學出版部）は上記三種の、現金出納簿、国庫日記簿、国庫原簿について解説している。

本書の大部分は予決算と国庫の関係を述べ、その第三章「簿記概説」²⁷⁾で、科目整理法と現金整理法との二法を説明し、前者は一種の書留簿にして、後者は「複記式記入ノ方法ニ拠ラサルヘカラス」とある。第四章「歳入科目整理に属する簿記」、第五章「歳出科目整理に属する簿記」、そして第六章に至り「現金整理に属する帳簿」²⁸⁾とある。その全体が官庁で付け込む諸台帳の雛形を説明している。本章最終節で「大蔵省の複式帳簿」として国庫日記簿、国庫原簿、国庫補助簿の付け込みを解説している。本編は268ページ相当であるが、他の西川の著作と同様、巻末に78ページの付録を付けて記帳例題を示し、修習者の便に供している。

西川の簿記教授法は、和式帳合、ブライアント方式の記帳練習、銀行局方式の三伝票制、そしてブラガの簿記と進み、当時の代表的処理法を解説してきた。

IX 史実と歴史小説の狭間

上述してきた西川の出版物などに記載されたその折々の居所を列記してみる。

明治22年 9 月『東海道鉄道旅行獨案内 全 附伊勢參宮道中記』
愛知県名古屋市

明治23年11月『新撰簿記例題』 愛知県名古屋市本町百三拾貳番戸

明治24年設立の大鳴學館所在地（西川の本籍地）
東京市神田区錦町貳丁目五番地

明治25年 5 月『新式日本簿記法完』（日本帳簿整理會）
神田区南甲賀町拾九番地

明治33年 3 月『英和實用會話編序』（鐘美堂）
神田錦町貳丁目五番地

明治37年 3 月 東京市神田区昌平川岸壹番地

明治39年 小石川小日向第六天町十五

大正 3 年11月『現行官廳簿記法全』（明治大學出版部）
小石川水道端一丁目三十七番地

西川の東京市における住所は、上記のとおり転々としている。簿記講師として務めた学校の所在地は神田錦町を中心に文京区小日向（拓殖大学）や中央区築地（立教大学）などおよそ3キロメートル内にある。新橋—日本橋間に馬車鉄道が開通するのが明治15年（明治35年末には馬車300両、馬匹2,000頭を有す）、新橋—品川ハッ山間に路面電車が開通するのが明治36年である。大正8年にはその営業キロが138キロとなる。当初はおそらく、徒歩ないし人力車、あるいは鉄道馬車に頼ったのであろう。

天野郁夫著『大学の誕生』から当時の専門学校の事情を紹介しておこう。

東京府に点在する早稲田、慶応、明治、法政、中央、日本、専修、拓殖など「法学系」の私学は官立諸学校が至近距離に立地していなければ、その設立や存続は事実上不可能であった。これら法学系私学が神田界隈に集中していたのは、教員、特に非常勤講師の供給源を全面的に官立学校（帝国大学、外国語学校、高等商業学校など）に依存していたのである。「裏

返せば、慶応義塾が三田、早稲田が高田馬場と、都心を離れた場所に立地しえたのは、創立時から専任の教授陣を擁していたためといってよい²⁹⁾と。

大正7年に大学令が公布され、その第17条「公立及私立ノ大学ニハ、相当員数ノ専任教員ヲ置クヘシ」さらに同18条「私立大学ノ教員ノ採用ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」とあるが、教員は「学部完成年度ノ年迄ニ、主要学科目ノ半数以上」³⁰⁾であればよいとされ、これが大正7年以降のことである。帝国大学や高等商業学校の教授の片手間に、ないしはいくつもの大学を掛け持ちする非常勤講師たちによって私立大学が成り立っていたのである。

履歴書を読み進めるにつれ、明治4年に翻訳出版された中村正直の『西国立志編』(Samuel Smiles, *Self-Help*, 1858)の人間像を西川正次に重ねて想起する。この翻訳書は「福沢諭吉の『学問のすすめ』と並んで明治の青年たちに広く読まれ、当時の日本で総計100万部ほど売れたと言われる。『天は自ら助くるものを助く』という独立自尊(福沢の造語)のスローガンが明治の青年たちを奮い立たせた」³¹⁾のである。

履歴書は窮地にあった松山藩士の子息が、競って文明開化の近代社会に飛び出し、自己のもてる才能を余すことなく、羽ばたかせ苦難に立ち向かっていったまさにその記録であり、この西川正次が進取の気概と勤勉に働くことによって、自身の運命を切り拓き、自己実現を図った「自助」の象徴である。また履歴には多少の誇張も、記録した本人の性格も現れているようである³²⁾。

本稿冒頭に上げた『坂の上の雲』のような歴史小説は、史実と史実を結びつけ、そこに歴史上の人物を登場させて、その人物の精神構造や著者が創作した人間関係を交えて、人間模様を織りなしているが、史実を新たに作るものではない³³⁾。

先の正辰と好古との会話にしても『敵中横断三百里』の著者山中峰太郎

著『伝記小説 将軍秋山好古』（新潮社，昭和9年）では，和久正辰が仙台（宮城県師範学校校長）に転勤することになり，好古に「一緒に来い」と誘うが，丁寧に好古が断り，自ら陸軍士官学校を選ぶとなっているのである。それゆえに，歴史編纂者は発見した事柄の信憑性を，他の事実とつき合わせる作業からはじめなければならない。本稿で扱った史料は短い文書であるが読み違いもあり，発掘した履歴書をして，どこまで真実を語らせたかは後世の評価である。本稿は「会計学の系譜」（本学『経営経理研究』No. 88）記述の過程で発掘した履歴書のなかに込められた西川正次の素描である。

《註》

- 1) 松山東高等学校百年史編集委員会編『愛媛県立松山東高等学校百年史』（愛媛県立松山東高等学校 1978年）pp. 108-109 参照。
- 2) 米国の初代総領事ハリスは金銀の比価（純金と純銀の交換割合）を強行に金1グラム当り約銀5グラムと主張した結果，海外（金1グラム凡そ銀15グラム）に比べて三倍の銀高となった。
- 3) 西川孝治郎著『日本簿記史談』（同文館 昭和46年）pp. 73-108 参照。
- 4) 西川孝治郎著『上掲書』p. 109。
- 5) 西川孝治郎著『上掲書』p. 108 参照。
- 6) 京都大学の大学文書館に保存されている「生徒明細票 明治7年『生徒勤惰明細票』」（田中 覚発見）に西川の名があったが，7年4月に退学したことで勤惰（出欠）状況は空白である。西川を受講したクラス名は「下等第一年一期」とあり，明治6年4月の「外国語学校教則」には通訳のみを志す者を上等，通訳を志す者及び専門諸科に入ろうとする者を下等とする（第一条，第二条）とある。
- 7) 東京銀行協会編纂『本邦銀行変遷史』（平成10年）pp. 449-450 参照。
- 8) 太田哲三著『近代会計側面誌』（中央経済社 昭和43年）pp. 74-75 参照。
- 9) 明治20年に『（実地応用）家計簿記法』（経済雑誌社）と『実地応用家計簿記法例題』を著した藤尾録郎も下級武士の生まれである。安政2（1855）年10月伊勢国久居藩士の子に生まれ，明治3年10月から翌年7月まで慶応義塾で学んでおり，正辰と席を同じくして勉強していたかもしれない。明治5年に小

石川簡相義塾にて英学の講師に就いている。この人物と西川の栄達を求めた人生がよく似ている。すなわち、次のようである。

明治7年5月に紙幣寮銀行学局に入り、同9年7月に同局を卒業して、同寮銀行課の翻訳掛助手に就任、同10年銀行学伝習所の教師に、同12年7月簿記学伝習所教師、同15年4月銀行事務講習所心得、同19年5月銀行局調査課長兼東京商業学校付属銀行専科教師（のちに東京高等商業学校教授兼大蔵属）に昇る（西川孝治郎著『前掲書』p. 210 参照）。

- 10) 東京銀行協会編纂『上掲書』p. 457 参照。
- 11) 『明治人名事典Ⅱ上』いノ 83。
- 12) 本学創立から戦中にかけて、台湾協会学校（明治33年9月）、台湾協会専門学校（明治37年7月）、東洋協会専門学校（明治40年2月）、東洋協会殖民専門学校（大正4年8月）、拓殖大学（大正7年4月）、東洋協会大学（大正11年6月）、拓殖大学（大正15年12月）と目まぐるしく校名を改称している。
- 13) 『岩倉のあゆみ 明治・大正・昭和』（学校法人明昭学園岩倉高等学校）、昭和60年6月、p. 54。
- 14) 立教大学経済学部編纂委員会編『立教大学経済学部100年史』（立教大学経済学部 平成20年）pp. 10-11。
- 15) 立教大学経済学部編纂委員会編『上掲書』pp. 10-11。
- 16) 『日本保険業史・会社編（上巻）』（株式会社保険研究所 昭和55年）p. 175 参照。なお、日本共同生命は大坂生命株式会社に合併される。
- 17) 『東洋協会学友會三十七号』（大正7年12月号）p. 22。
- 18) 中野常男著『会計理論生成史』（中央経済社 1992年）pp. 204-205。
- 19) 伊澤鍵之助著『新日本簿記法 完』pp. 3-4。
- 20) 池本純吉共著『実践銀行簿記法』（同文館）p. 49。
- 21) 池本純吉共著『実践銀行簿記法』（同文館）p. 57。
- 22) 久野秀男稿「パチョーリ以後：「簿記」とは何だったのか」学習院大学『経済論集』第31巻4号（1995. 1）p. 220。
- 23) 西川孝治郎『日本簿記史談』（同文館 昭和46年）p. 106。
- 24) 久野秀男稿「上掲論文」p. 76。
- 25) 久野秀男稿「上掲論文」p. 154。
- 26) 片野一郎著『新簿記精説（上巻）』（同文館 昭和58年）p. 235。
- 27) 『現行官廳簿記法全』本文に「記簿概説」（p. 58）とあるところから、目次校正時に校閲しそこなったものであろう。何ゆえ、記簿としたのであろうか、おそらく複式簿記ではなく、略式乃至は不完全複式簿記であったからではなかろうかと推察する。

28) 政府ノ財計ハ歳入歳出ノ予算決定ノ上其歳入ニ対シテハ政府ガ受取ルヘキ権利即チ債権ヲ表示シ歳出ニ対シテハ仕払フヘキ義務即チ債務ヲ表示シテ其金額ハ受払同一ナリ之レ 複記式計算ノ基礎トナス 而シテ本簿（筆者挿入：国庫日記簿）ハ現金ノ出納ヲ其種類ニ依リテ各科目ヲ区分シ中央金庫ノ収支金報告書ニ拠リ複記式ヲ以テ毎日其金額ヲ記載スルモノトス（『現行官廳簿記法全』 p. 254）。

29) 天野郁夫著『大学の誕生（下）』（中央公論社 2009 年）p. 184。

30) 天野郁夫著『上掲書』p. 386 参照。

31) 竹内 均訳『自助論』（三笠書房）p. 231。

32) 西川が残した資料はこの履歴書のほか、著書と記念写真がある。写真は拓殖大学や立教大学の卒業アルバムに収録されたものである。あるときは授業風景、あるときは記念集合写真の中に居て、立派な髭面（板垣退助風）であるところから、一目瞭然当人であることが判明する。

本学最古の記念写真とされるものに明治 37 年の卒業集合写真がある。上下四列に並び、最下段 12 名の真ん中に主賓の清浦圭吾（第一次桂内閣の司法大臣、1924 年第 23 代総理大臣となる）が座り、二段目に 15 名、三段目 12 名、最上段が 20 名（卒業する学生たち）となる。三段目右から 6 番、その列中央となる位置に紋付き袴の西川が座し、ちょうど最下段の主賓の真上となるところから、清浦圭吾より立派に見える。

これらの写真から垣間見られる氏の性格は自意識が高く目だちたがり屋であって、それが彼の立身出世への姿勢ではなかったか、と推察する。

33) 歴史家福井憲彦は次のように歴史小説（文学）と史実について述べている。

文学においては、実在しなかった人物や出来事を、意図的に作者が考え出して挿入することは自由であって、うまくすればそのような虚構の挿入によって、時代的な状況がいつそう際立つことにもなる。しかし歴史学の場合には、それは許さない。つまり、自分の叙述、自分の議論を成り立たせうる史（資）料が、虚構ではなく実在しなければならないし、それを示すことができないなければならない。もちろん、それを示した上で推論する、推理してみる、ということはある。あるというよりも、史（資）料の扱いには解釈が不可欠につきまとう以上、推論できる力がなければ、歴史像を描くことは難しい（福井憲彦著『歴史学の現在』（放送大学教育振興会 1997 年）pp. 19-20 参照）。

（原稿受付 2010 年 4 月 12 日）

附 西川正次履歴書

履 歴 書

本 籍 東京市神田区錦町貳丁目五番地土族

現住所 東京市神田区昌平川岸壹番地

西川正次

嘉永四年十一月一日生

學 事

- 一 明治二年ヨリ同五年マテ旧松山藩設洋典科ニ於テ英學修業
- 一 同六年一月ヨリ大坂英語學校ニ於テ英學修業同七年五月卒業
- 一 同八年ヨリ十二年迄大坂造幣局勤務中同局雇外國人ブラガ氏ニ就キ簿記學ヲ修ム

職 業

- 一 明治六年七月大坂造幣局内日進學舎英學教師ニ被雇
- 一 同八年造幣寮十五等出仕ヲ被補計算係勤務被申付
- 一 同十年造幣寮ヲ廢シ局ト被改更ニ九等屬ニ被任
- 一 同十一年六月造幣局八等屬拜命
- 一 十二年三月造幣局ヲ辭シ愛知縣名古屋第百三十四國立銀行所屬簿記學研究所簿記教師（月俸五拾圓）ニ被雇
- 一 同年七月ヨリ右銀行ノ許諾ヲ得テ同地ニ於テ簿記夜學校ヲ開始シ有志者ヲ教授ス
- 一 同十三年三月銀行所屬簿記研究所閉場ニ付更ニ第百三十四國立銀行ニ被雇計算係庶務係ヲ兼務ス
- 一 同年以後同地ニ會社銀行等新設ニ付テ簿記傳習ノ依頼ヲ受ケ勤務銀行ノ許諾ヲ得テ出張シ帳簿ノ組織整理等ヲ掌レリ

- 一 同年二月同意者五名ト共同シ簿記帳簿装造業ヲ創始セリ
- 一 同年十一月^{ママ}帳簿製造業ヲ同盟者ヨリ引受ケ獨立ノ業トナセリ
- 一 同十五年三月勤務銀行ノ許諾ヲ得テ大坂第二百十六國立銀行ヨリ依頼ニ抛リ同行^{ママ}帳簿整理ノ為メ三ヶ月間出張ス
- 一 同年八月^{ママ}帳簿製造業繁忙ノ為メ第三百三十四國立銀行ヲ辞シ専ラ本業ニ従事ス
- 一 同十六年同業活版業ノ組合ヲ設ケ頭取ニ當選セリ
- 一 同年其筋ノ許可ヲ得テ名古屋絵入新聞紙ヲ発行ス
- 一 同十九年同業者五名合併シ共同印刷會社ノ名称ヲ以テ製本、活版印刷業並新聞紙業ヲ開ク
- 一 同二十年右會社類焼ニ付該業ヲ廃止ス
- 一 同二十三年名古屋市ニ市制施行ニ付名古屋市書記稅務課長ヲ拝命ス
- 一 同二十四年名古屋市書記ヲ辞シ東上ス
- 一 同年六月東京府ノ認可ヲ得テ神田區錦町ニ實業簿記學館ヲ開キ専ラ簿記法教授ニ従事シ翌年大鳴學館ト改稱シ専門教師ヲ聘シ、英、漢、数ノ三學科ヲ増加セリ
- 一 同年十月ヨリ簿記教授ノ餘暇ヲ以テ銀行、会社、商家ノ依頼ニ応シ帳簿組織及整理ヲ掌レリ
- 一 同三十二年十二月ヨリ在大坂日本共同生命保險株式會社ノ依頼ニ抛リ同東京支社ノ帳簿組織ヲ担当シ同月三十日之ヲ辞ス
- 一 同三十三年三月一日ヨリ江戸火災保險株式會社五等書記拝命上級俸庶務部長、會計係ヲ勤務ス
- 一 同年九月勤務會社ノ許諾ヲ得テ私立台灣協會學校及明治法律學校ノ簿記教師ニ被聘
- 一 同年十一月勤務會社四等書記ヲ拝命シ上級俸ヲ受ク
- 一 同三十四年一月文部大臣ヨリ東京府私立台灣協會學校ノ簿記學教員タル事ヲ認可セラル

- 一 同年八月勤務會社三等書記ヲ拝シ下級俸ヲ受ク
- 一 同年同月家政上ノ都合ニ抛リ江戸火災保險株式會社ヲ辞ス
- 一 同三十五年十月最新銀行簿記例題ヲ発行ス
- 一 同三十六年八月文部大臣ヨリ鉄道學校、京華商業學校簿記學科教員タル事ヲ認可セラル
- 一 同三十七年一月文部大臣ヨリ東洋商業專門學校簿記學科教員タル事ノ認可ヲ受ク

賞 罰

- 一 明治十年二月造幣局ヨリ同九年中皆勤ノ賞トシテ一ヶ月分待級ニ相當スル金額ヲ給與セラル
- 一 明治十五年第百三十四國立銀行ヨリ賞與金トシ金五拾余圓ヲ受ク
- 一 明治三十四年八月江戸火災保險株式會社ヨリ同會社創業以來ノ功勞ヲ賞シ手當トシテ月俸六ヶ月分ニ相當スル金額ヲ受領ス
- 一 同年十二月江戸火災保險株式會社同會社創業以來ノ尽力ニ對シ記念トシテ銀杯壹個ヲ受ク
- 一 刑罰ヲ受ケタル事無シ
右ノ通相違無シ申也

明治三十七年三月

西川正次

〈講演会〉

拓殖大学経営経理研究所 創立 50 周年記念式典

経理研究所（当時の名称）は 1959 年（昭和 34 年）旧二号館（旧 C 館）で産声を上げ、商学関係の研究教育機関として活動し、多くの学生、実務家、研究者を世に輩出してきました。その後 1997 年（平成 9 年）に経営経理研究所へと名称変更し、平成 21 年度に創立 50 周年を迎えました。半世紀に及ぶ研究所の歩みを共有し 100 周年に向けて新たな気持ちでスタートするため、2010 年 3 月 19 日（金）11:00 から拓殖大学文京キャンパス C 館 201 教室において、経営経理研究所創立 50 周年記念式典が開催されました。式次第は次の通りです。

〈式次第〉

1. 司会進行 経営経理研究所 50 周年担当運営委員 西尾篤人准教授
2. 開会の辞 芦田 誠 経営経理研究所長
3. 祝 辞 藤渡辰信 総長
祝 辞 渡辺利夫 学長
4. 記念講演 桑原雅夫 東京大学教授、先端技術研究所先進モビリティ研究センター長、テーマ「共同研究の長所と難しさ」
5. 閉会の辞 佐野幸夫 常務理事

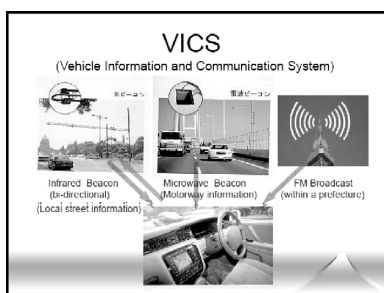
50 周年記念式典は藤渡辰信総長と渡辺利夫学長の温かいお言葉に続き、桑原雅夫東京大学教授（先端技術研究所先進モビリティ研究センター長）が「共同研究の長所と難しさ」というテーマで記念講演、活発な質疑応答



が行われました。そして最後に、佐野幸夫常務理事が「これまでと同様所員一同が最先端の研究に取り組み、60年、70年と一步一步歴史を積み重ねていってほしい」という激励の言葉を述べられ終了しました。わずか1時間の式典ではありましたが、所員一同経営経理研究所の歴史の重さを実感し、さらなる50年に向けて区切りとなった実りある記念式典となりました。なお総長、学長をはじめ、関係者の方の祝辞につきましては、「経営経理研究 88号（平成22年3月発行）」に掲載されていますので是非ご覧ください。

桑原雅夫東京大学先端技術研究所 先進モビリティ研究センター長の 50 周年記念講演会要旨 「共同研究の長所と難しさ」

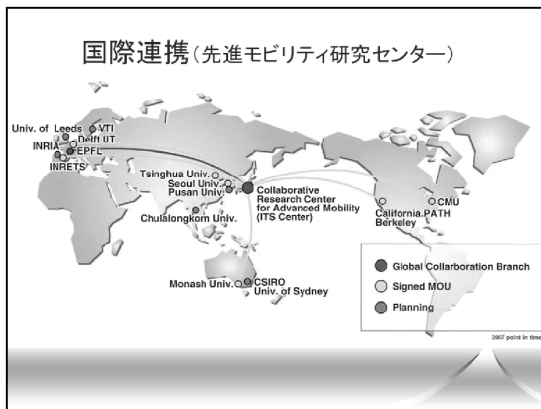
東京大学先端技術研究所先進モビリティ研究センター桑原研究室のメンバーをパワーポイントで紹介した後、同研究センターが取り組んできた主要プロジェクトの概要が簡潔に紹介された。「交通シミュレーションを活用した旅行時間の予測」、「CO₂・NO_x・騒音の環境評価モデルの開発」、「ループ式車両感知器・超音波車両感知器」、「VICS（図参照）」、「ETC」、「赤外線による双方向通信」、「ダイナミック・インフラ」、「プローブデータの融合解析」、「Kinematic Wave Theory & Cumulative Curve」、「ITS センサーを活用した信号制御の開発（図参照）」などである。



続いて、サステナブルな ITS 研究に関する産官学連携に議論の焦点が移り、共同研究の課題として次の 5 点が指摘された。産官学連携の共同研究は大学と企業群の 1 本契約がベストであるが契約にこぎつけるためにはかなりの時間を要すること、パートナーである複数企業間の契約が不明

確であること、価格表がないため産官学での研究費用の交渉が難しいこと、学の人的資源には限界があり企業も人的資源は高価であるため大学においても企業においても人的資源の確保が難しいこと、工学系の中でも専門が違うと言葉が異なり意思疎通に時間がかかることなどである。

先進モビリティ研究センターにおける共同研究のグローバル化、すなわち国際連携（図参照）は現在ヨーロッパ7機関、アメリカ2機関、アジア太平洋6機関との間で推進しているが、連携協定から具体的な共同研究に発展させるためには、次のような課題が残されていることが指摘された。すなわち客員研究員の受け入れやポスドクの採用、学生・スタッフのインターンシップなど国際ワークシェアリングの推進、セミナーの定期的な開催など人的交流が必須であること、研究そのものの費用以外に人の受け入れや派遣のための資金が双方に必要であること、学と学の連携はあるが学と外国企業との連携は現在稀であることなどである。



講演会終了後「質疑応答」が行われ、まずフロアから「文化系の研究者にとっては何か興味や関心があってそれぞれの研究に対する取り組みが始まるが、企業人が共同研究に参加するモチベーションは何か」という質問があった。企業人が共同研究に関わる目的は、知的なノウハウの習得と人

材育成に集約され、新しい研究開発を通じた教育に最大の目的があると考えられる。

続いて、「日本の学と外国企業との連携は少ないという講演会の説明であったが、邦人企業が外国の研究機関に委託研究を行っているケースがみられる。この点はどのように理解すべきか」という問いかけがあった。この点に関しては、「日本企業が有名な外国の大学に援助したり人材を派遣して研究成果を得る傾向が強くなっている。本当はそのパラドックスのカタチが望ましいが、そのためには日本で今後何が必要か真剣に検討していかなければならない」という回答が桑原教授からあった。2010年3月19日正午、予定していた時間に経営経理研究所創立50周年記念講演会を盛会裏に終了することができた。創立50周年の事業にご支援頂いた関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

（文責：芦田 誠）

2009 年度（平成 21 年度）経営経理研究所

月例研究会報告

2009 年度・経営経理研究所主催の月例研究会は下記のとおり開催された。

(1) 5 月例会①（5 月 8 日・金）

テーマ 「クロスメディアにおける消費者間相互作用について」

報告者 北中 英明（商学部教授）

〈要 旨〉

本報告では、現在展開している研究についての概要についての説明をおこなった。本研究は、クロスメディアにおける消費者間相互作用の測定手段ならびに測定指標の開発を目的としている。その際の研究手法としては、実証データを用いた構成的手法（エージェントベースト・アプローチ）によって構築したシミュレーション・モデルを用いた分析と考察によっておこなうものである。モデルの中に、マスメディアによる広告と、ソーシャルメディアによるクチコミという情報伝達状況を想定し、それをコンピュータ・シミュレーションとして再現することにより、製品に関する情報が生活者に伝播するメカニズムについての解明を目指していることを述べた。さらに、シミュレーション・モデル構築の際の理論的バックグラウンドとして援用した複雑ネットワークを想定し、その特性等について論じたあと、エージェントベースト・アプローチの経営学分野における適用可能性について言及した。

(2) 5 月例会②（5 月 8 日・金）

テーマ 「比較マーケティング史考 ― 縫製機械をめぐる ―」

報告者 小原 博（商学部教授）

〈要 旨〉

軽機械としての縫製機械（ミシン）を対象にして、比較マーケティング史的な考察を、経済史・経営史との関連で行なった。縫製機械は、これを生産する日本企業（JUKI、ブラザー工業等）にとっては、世界の巨大企業であり続けたアメリカ・シンガー社を乗り越えることがまず当面の課題であった。これに対して、それら日本企業による徒手空拳のさまざまな活動の様相を跡づけたが、結果的にキャッチアップし、世界制覇を果たすところとなった。そうした日本の主要貿易品目になった経

過とともに、縫製機械企業によるグローバル・マーケティングの各段階の特徴が明らかになった。とともに、No.1 企業はなぜ優位を失うのか、非 No.1 企業の対抗策は何かという問題意識の中で、No.1 企業であったシンガー社の盛衰をクリステンセン・モデルにもとづき分析した。これらによって、あわせて、その後に続く各種製品の同様な経過が見て取れ、そこに日本型マーケティングの特徴が止揚されるのである。

(3) 7 月例会① (7 月 17 日・金)

テーマ 「サービス・ビジネスの海外市場参入戦略 ― 競争戦略論からの検討 ―」

報告者 佐藤 幸志 (商学部准教授)

〈要 旨〉

経済発展に伴うサービス経済化と先進国市場の成熟化が相まって、先進国のサービス企業による、海外市場に新たな成長の場を求めた、つまり市場追求型の海外進出が増大している。併せて無形性、不可分性、消滅性そして変動性というサービス特性に基づくなら、現地適応重視の戦略が重要になる。

従来、企業の海外進出研究は、参入様式の選択に関する議論が中心であり内部化理論、OLI パラダイムや PC モデルなど活発な理論開発が行われ、国際ビジネス研究の中核となっていた。それに対し海外拠点設立後については、「優位性の命題」に基づき自社の経営資源・能力の国際移転などに議論は限定されていた。しかし日本にシネマコンプレックスを導入し事業基盤を確立したワーナー・マイカルなどの事例を分析すると、参入様式の決定のみならず、参入後の経営行動、特にライバル企業も含めた他社との関係性も重要であり、この分野の今後の研究課題と考えられる。

(4) 7 月例会② (7 月 17 日・金)

テーマ 「ドイツ・ユニバーサルバンクによる住宅金融の導入」

報告者 山村 延郎 (商学部准教授)

〈要 旨〉

ドイツの住宅金融を研究する意義は、次の二つである。第一に、現代の主要先進国では、住宅金融が重要な鍵となっている。第二に、住宅金融を見ることで、総合金融 (アルフィナンツ) 戦略の主要な役者であるユニバーサルバンク諸部門および専門金融機関、保険業の関係が明らかになる。

ドイツの住宅金融は、ドイツの金融革新に相当するアルフィナンツの基礎となっている。アルフィナンツの主眼は、リテール大衆顧客の金融需要を体系的に満たし

ていくというマーケティングの発想である。方法としては、民間銀行の他業種参入、すなわち抵当銀行や建築金庫・生命保険業などの提携や子会社化で行われて、リスク分散と期間ギャップ回避も可能となっている。

本報告では、この状況を、ドイツの「社会的市場経済」という文脈で読み解いた。すなわち、第一に、金融機関が本業で国民の福祉を実現しようとする姿として描き、第二に、その外的強制となる、民間銀行部門と、信用協同組合・貯蓄銀行との競争にも言及した。

(5) 10月例会①（10月30日・金）

テーマ 「小売・外食チェーンによる契約栽培」

報告者 池田 真志（商学部助教）

〈要 旨〉

大量生産・大量流通システムが限界を迎えるなかで、生産・流通システムが再構築され始めていることを背景に、本報告では、その再構築の論理を検討することを目的とした。具体的には、食の安心・安全を確立するために小売チェーンや外食チェーンが導入した契約栽培・農業参入を事例に、新たな生産・流通システムの特徴と成立要因を分析した。

分析の結果、小売・外食チェーンは、既存の生産・流通システムの限界を乗り越えるために生産・流通システムを再構築していたことが明らかとなった。さらに、新たなシステムは、既存の中間流通業者が担っていた機能とリスクを生産側と小売・外食側で分担することによって成立していたこと、新たなシステムはそれ単独で成立するものではなく、大量生産・大量流通システムと併存関係にあることが明らかとなった。

(6) 10月例会②（10月30日・金）

テーマ 「法人税法における資本概念の検討」

報告者 稲葉知恵子（商学部助教）

〈要 旨〉

本報告では、法人税法上の資本概念について会計学の視点から検討した。法人税法においては資本に対する課税を防ぐという観点から「資本と利益の区分」が重要な意味を持つ。これまで、法人税法上の資本概念は商法（会社法）上の資本概念を借用していたが、平成13年度の商法改正および組織再編税制導入を契機に両者は乖離した。

本報告は、商法（会社法）上の資本概念の変遷と法人税法上の資本概念の変遷の

比較、会計上の資本取引によって生じる個々の項目の考察、組織再編税制の導入と資本概念の変遷の関係性の考察という3つの観点より法人税法上の資本概念を考察している。本研究により、商法（会社法）上の資本概念と法人税法上の資本概念は乖離しているが、企業会計上の資本概念と法人税法上の資本概念は接近していることを明らかにした。これは、平成13年度の商法改正とともに、組織再編税制の導入と密接に関係する。組織再編税制が導入されたことにより資本金等の額が明確になった。

(7) 10月例会③（10月30日・金）

テーマ 「収益費用アプローチと資産負債アプローチの相互補完——収益認識理論における計算構造からの検討——」

報告者 山根 陽一（商学部講師）

〈要 旨〉

本研究では、異なる利益観として論じられる収益費用アプローチと資産負債アプローチを計算構造の観点から相違と併存への理論的可能性について検討した。両アプローチは、1つの現象を異なる観点から捉えているに過ぎず、基本的には矛盾なく併存できることを指摘し、両者併存にかなう見解として資産負債アプローチの一面的損益計算を基調としながら、収益費用アプローチにおける二面的損益計算による説明も可能な計算構造が望ましいとする結論に至った。また、IASB/FASBおよびEFRAGから提起された6つの収益認識アプローチを題材に、両アプローチの計算構造を持ち合わせた収益認識理論を検討した結果、アプローチD（工事進行基準）の優位性を確認した。

(8) 11月例会①（11月13日・金）

テーマ 「現代英国会計制度における国際コンバージェンスへの対応」

報告者 許 琇雰（商学部講師）

〈要 旨〉

現在、世界各国は会計基準の国際コンバージェンス（IASBの会計基準の導入）問題に迫られている。英国は1973年EC加盟以来、単一資本市場実現のために、会社法をはじめ、会計基準の統合問題と常に向き合ってきた。EUは会計国際コンバージェンスに対して、加盟国に2005年度から上場企業の連結財務諸表のIAS/IFRS全面導入を義務付けた。いわゆるEU各加盟国の「2005年問題」である。本報告では英国会計制度の会計国際コンバージェンスの趨勢に対するASBの対応、および2006年英国会社法大改正の検討に基づき、コンバージェンスに対する英国の協力姿勢の理由を探求する。会社法会計規制が会計制度の根幹を構成する

現代英国会計制度においては、コンバージェンスをスムーズに進めるため、まずは会社法の改正作業を行うべきである。2006 年会社法がその集大成であり、英国の全ての会社の IAS/IFRS 適用を正式に認め、法律の定義が与えられた。また、会計基準設定機関である ASB も 2004 年に DP を公表し、会計の国際コンバージェンスに全面協力の姿勢を明白に宣言した。ロンドン資本市場はニューヨーク、東京と並び、世界 3 大資本市場の 1 つであり、市場の競争優位性、資金調達の容易性および規制の完備性を維持するため、現代英国会計制度の会計国際コンバージェンスへの協力姿勢に繋がると考えられる。

(9) 11 月例会② (11 月 13 日・金)

テーマ 「管理職の労働時間管理をめぐる諸問題」

報告者 石毛 昭範（商学部准教授）

〈要 旨〉

近年、労働時間管理に関する問題が広く取り上げられている。例えばホワイトカラー・エグゼンプションの導入をめぐる動きや、いわゆるマクドナルド事件判決をきっかけに論議されるようになった「名ばかり管理職」をめぐる問題がある。これらは企業の「コア」というべき従業員、とりわけ管理職の労働時間管理の問題である。ところが労働時間管理の問題は、経営学とりわけ人的資源管理論ではあまり取り上げられてこなかった。また、取り上げられる場合でもホワイトカラー、とりわけ管理職の労働時間管理に関する研究は多くはなかった。管理職の労働時間管理に関する問題の背景には、企業における管理職の意義が変化し、これが労働時間管理のあり方にも影響を与えていることが考えられる。そこで本報告では企業における管理職の位置づけや役割の変化と、それが労働時間管理に与えた影響、そしてその結果現在起きている問題とその解決の方向について考察した。

(10) 1 月例会 (1 月 8 日・金)

テーマ 「金融商品における評価の一考察 ― 特に有価証券評価を中心として ―」

報告者 梶井 憲俊（商学部教授）

〈要 旨〉

会計上の有価証券は、金融商品取引法第 22 条 1 項及び 2 項に限定列举されている。この有価証券を企業の個別資本循環過程において考察してみると、貨幣資産は、投下待機形態または回収過程にある資産であり、費用性資産は、収益獲得のために販売、消費または使用による原価配分の原価移転である。

資産負債観に対する利益は、期首と期末の正味資源の増減を算定するため公正価値を適用することになる。その目的は、当期中に認識された取引および経済的事象（資本取引を除く）により生じた純資産の変動の情報の提供である。このような利益問題は、原価・実現を対象とする費用性資産と金融資産の価値変動による利益の異質性が根源にあることを展開した。有価証券の認識・測定の根源には IFRS の会計思考の原則主義と日本の規則主義との本質的な相違が原因であることを展開した。

(11) 3 月例会（3 月 19 日・金）

テーマ 「譲渡所得の特例制度と課税繰延べ」

報告者 阿部 雪子（商学部教授）

〈要 旨〉

譲渡所得に対する課税は、保有する資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会にその所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである（最判昭和 47 年 12 月 26 日民集 26 卷 10 号 2083 頁）。資産の交換も譲渡にほかならないから原則として譲渡所得の課税の対象となるが、一定の要件を満たした交換については譲渡がなかったものとして課税繰延べを認めている。この制度はアメリカ租税法の理論が基礎にあることが明らかにされている。本報告では、アメリカの課税繰延べの法理論について考察したうえで比較法の角度から我が国の譲渡所得の特例について検討し適用要件の見直しの必要性について指摘した。

『拓殖大学 経営経理研究』投稿規則

1. 発行目的

『拓殖大学 経営経理研究』（以下、「本紀要」という）は、研究成果の発表を含む多様な学術情報の場を提供し、研究活動の促進に供することを発行の目的とする。

2. 発行回数

本紀要は、原則として年3回発行する。各回の発行について、以下の原稿提出締切日を設ける。

第1回 6月末日締切 ―10月発行

第2回 9月末日締切 ―12月発行

第3回 12月末日締切 ―3月発行

紀要冊子としての発行のほか、拓殖大学経営経理研究所（以下、「当研究所」という）のホームページにもその内容を掲載する。

3. 投稿資格

投稿者（共著の場合、執筆者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の研究員でなければならない。ただし、経営経理研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）が認める場合には、研究員以外も投稿することができる。

4. 著作権

掲載された記事の著作権は、当研究所に帰属する。

当研究所が必要と認める場合には、執筆者の許可なく、掲載記事の転載や引用を許可する。

5. 投稿様式

(1) 投稿区分の指定

投稿原稿は、①論文、②研究ノート、③資料、④調査報告、⑤書評、⑥文献紹介、⑦学会展望、⑧抄録、⑨その他、のいずれかに区分される。

投稿原稿の区分については、別に定める『拓殖大学 経営経理研究』執筆要領付記にしたがって、投稿者が指定する。ただし記事掲載にあたっては、編集委員会が投稿者と協議の上、区分の変更を行うことができる。

(2) 研究所助成研究の原稿に関わる投稿区分

当研究所から研究助成を受けた研究に係わる原稿は、原則として論文とする。

(3) 字数の制限

投稿原稿は、A4縦版、横書きで作成し、原則として下記の字数を上限とする。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。日本

語以外の言語による原稿についても、これに準ずる。

I	①論文 ②研究ノート	24,000 字
II	③資料 ④調査報告	20,000 字
III	その他の区分	6,000 字

ただし編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を複数回に分割して投稿することができる。その場合、最初の稿で投稿記事の全体像と分割回数を明示しなければならない。

(4) 執筆要領

執筆に際しては、執筆要領にしたがうものとする。

(5) 投稿原稿の取扱

投稿原稿の受理日は、完成原稿が編集委員会に到着した日とする。

投稿原稿原本は編集委員会に提出された原稿とし、その写しを投稿者が保管する。

6. 掲載の可否、区分の変更、再提出

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会が指名する査読者の査読結果に基づいて決定する。

(2) 投稿した原稿を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。

(3) 編集委員会は、投稿者に訂正や部分的な書き直しを求めることができる。

(4) 編集委員会において本紀要に掲載しないことを決定した場合には、拓殖大学経営経理研究所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

(5) 他の刊行物に既に発表された、もしくは投稿中である記事は、本紀要に投稿することができない。

7. 校 正

掲載が認められた投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、編集委員会と所長が三校を行う。

校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い迅速に行う。

投稿者による校正が決められた期日までに行われない場合、紀要掲載の許可を取り消すことがある。

8. 原稿料、別刷

投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

投稿者には、掲載記事の別刷を 50 部まで無料で贈呈する。50 部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

9. 発行後の正誤訂正

印刷上の誤りについては、著者の申し出があった場合、これを掲載する。印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。

ただし著者の申し出があり、編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

10. その他

本投稿規則に規定されていない事柄については、そのつど編集委員会で決定することとする。

11. 改 廃

この規則の改廃は、経営経理研究所編集委員会の議に基づき、所長が決定する。

附 則

本規程は、平成 21 年 7 月 31 日から施行する。

『拓殖大学 経営経理研究』執筆要領

1. 使用言語

使用言語は、原則として日本語又は英語とする。

これら以外の言語で執筆を希望する場合には、事前に経営経理研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得るものとする。

2. 様式

(1) 投稿原稿は、原則としてワープロ・ソフトで作成したものに限定する。

(2) 原稿作成にあたっては、A4用紙を使用し、日本語原稿は横書きで1行33文字×27行、英文原稿はスペースを含め1行に半角66文字、ダブルスペースで作成すること。

(3) 数字はアラビア数字を用いること。

(4) 上記以外の様式で投稿する場合には、編集委員会と協議する。

3. 表紙

投稿原稿の提出に際しては、『『拓殖大学 経営経理研究』投稿原稿表紙』に必要事項を記入し、ホームページでの公表を認める捺印を行った上で提出すること。

4. 要旨・キーワード

投稿論文には、前項の様式で1ページ程度の要旨を作成し、添付すること。日本語以外の言語による投稿論文には、使用言語による要旨とは別に、要旨の日本語訳が必要である。

記事内容を表す10項目以内の日本語のキーワードを作成し、添付すること。

5. 図・表・数式の表示

(1) 図・表の使用は必要最小限にとどめ、それぞれに通し番号と図・表名を付け、本文中の挿入位置を指定する。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。

(2) 図・表は、そのまま印刷できる形式で作成すること。

(3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・引用・参考文献

(1) 注は、必要箇所に通し番号をつけることで、記載があることを示すこと。通し番号は、肩アラビア数字、片パーレンの形式による。注記内容は、文末に一括して記載するものとする。また、参考文献の表記についても同様とする。

(2) 英文の場合は、*The Chicago Manual of Style*を準用する。

7. 電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会による審査後、編集委員会により指示された修正・加筆

などが済み次第，論文等を保存した電子媒体（FD等）と，それをプリントした出力原稿1部を提出すること。その際，ワープロ専用機の場合は使用機種，コンピューターの場合は使用機種と使用ソフト名，バージョンを明記すること。

なお，手元には，必ずオリジナルの投稿論文等データを保管しておくこと。

8. 改 廃

この要領の改廃は，経営経理研究所編集委員会の議に基づき，経営経理研究所長が決定する。

附 則

本要領は，平成21年7月31日から施行する。

執筆者紹介（目次順）

小 林 幹 雄	商学部教授（租税法）
建 部 宏 明	商学部教授（原価計算論）
武 上 幸之助	商学部教授（国際取引論）
山 村 延 郎	商学部准教授（国際金融論）
池 田 真 志	商学部助教（流通論，経済地理学）
三代川 正 秀	商学部教授（会计学）
芦 田 誠	商学部教授（物流，交通）

編集委員 芦田 誠 秋山義継 小林幹雄 鈴木昭一 武上幸之助 松岡公二

拓殖大学 経営経理研究 第 89 号 ISSN 1349-0281

2010（平成22）年 10 月 25 日 印刷

2010（平成22）年 10 月 30 日 発行

編 集 拓殖大学経営経理研究所編集委員会

発行者 拓殖大学経営経理研究所長 芦田 誠

発行所 拓殖大学経営経理研究所

〒 112-8585 東京都文京区小日向 3 丁目 4 番 14 号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397（研究支援課）

印刷所 株式会社 外為印刷

TAKUSHOKU UNIVERSITY
THE RESEARCHES
IN
MANAGEMENT AND
ACCOUNTING

No. 89

October 2010

CONTENTS

Articles

- A Study of the Procedures for Refund the Money paid in Error
or Excess Respecting Automobile Tonnage Tax
and Registration and License TaxKOBAYASHI Mikio (1)
- The Development of Cost Accounting in Naval Arsenal:
From 1880 to 1925TATEBE Hiroaki (51)
- Japanese Foreign Trade Policy concerning Energy Resources (2):
Foreign Trade Characteristics in Growth History
of Postwar Petro-industryTAKEGAMI Konosuke (87)
- How German Universal Banks Enhanced Their Business
to The Housing FinanceYAMAMURA Nobuo (117)
- A Study on Supply-Demand Adjustment System:
Case Study of Pal SystemIKEDA Masashi (145)

Material

- A Personal History on Some Accountant at the Primary Stage
of Takushoku UniversityMIYOKAWA Masahide (165)

Lecture

- Celebration of the 50 th Anniversary
of the Business Research Institute
Summary of the 50 th Anniversary Lecture
by Prof. Masao Kuwahara,
Tokyo UniversityASHIDA Makoto (193)

Edited and Published by

THE BUSINESS RESEARCH INSTITUTE
TAKUSHOKU UNIVERSITY

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan